

写

令和 2 年

大竹市議会定例会(第1回)会議  
録

大竹市議会

令和2年3月大竹市議会定例会（第1回）会議録目次

3月 3日開会

3月27日閉会

◎第1日（3月3日）

議事日程	-----	1
会議に付した事件	-----	2
出席議員	-----	2
欠席議員	-----	3
説明のため出席した者	-----	3
出席した事務局職員	-----	3
会期決定について	-----	4
開会（開議）	-----	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	5
日程第 2 会期決定について	-----	5
日程第 3 議案第 1 号		
）        （一括）	-----	6
日程第 1 4 議案第 1 2 号		
日程第 1 5 議案第 1 3 号		
）        （一括）	-----	9
日程第 2 3 議案第 3 0 号		
日程第 2 4 議案第 1 7 号		
）        （一括）	-----	13
日程第 2 7 議案第 2 9 号		
日程第 2 8 議案第 2 2 号		
）        （一括）	-----	15
日程第 3 1 議案第 3 1 号		
日程第 3 2 議案第 2 3 号	-----	17
日程第 3 3 議案第 2 6 号		
）        （一括）	-----	18
日程第 3 4 議案第 3 5 号		
日程第 3 5 議案第 3 2 号		
）        （一括）	-----	18
日程第 3 7 議案第 3 4 号		
散会	-----	22

◎第2日（3月10日）

議事日程	-----	25
------	-------	----

会議に付した事件	-----	26
出席議員	-----	26
欠席議員	-----	26
説明のため出席した者	-----	26
出席した事務局職員	-----	27
一般質問及び総括質疑通告表	-----	28
開議	-----	31
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	31
日程第 2 議案第 1 号		
(一括)	-----	31
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
延会	-----	88

◎第 3 日 (3 月 1 1 日)

議事日程	-----	91
会議に付した事件	-----	92
出席議員	-----	92
欠席議員	-----	93
説明のため出席した者	-----	93
出席した事務局職員	-----	93
開議	-----	94
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	94
日程第 2 議案第 1		
(一括)	-----	94
日程第 1 2 議案第 1 1 号		
日程第 1 3 議案第 1 3 号		
(一括)	-----	109
日程第 2 2 議案第 3 2 号		
日程第 2 3 議案第 1 7 号		
(一括)	-----	113
日程第 3 5 議案第 3 5 号		
日程第 3 6 令和元年陳情第 1 号	-----	118
日程第 3 7 議案第 3 6 号	-----	130
追加日程第 1 議案第 3 6 号	-----	131
散会	-----	133

◎第 4 日 (3 月 2 7 日)

議事日程	-----	135
------	-------	-----

会議に付した事件	-----	135
出席議員	-----	135
欠席議員	-----	136
説明のため出席した者	-----	136
出席した事務局職員	-----	136
開議	-----	137
日程第 1 会議録署名議員の指名	-----	137
日程第 2 報告第 1 号	-----	137
日程第 3 議案第 37 号	-----	138
日程第 4 議案第 1 号		
(一括)	-----	139
日程第 14 議案第 11 号		
日程第 15 議員派遣について	-----	159
閉会	-----	161

令和2年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月3日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2		会期決定について	
第 3	議案第 1 号	令和2年度大竹市一般会計予算	予 算 説 明 (一 括)
第 4	議案第 2 号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算	
第 5	議案第 3 号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算	
第 6	議案第 4 号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算	
第 7	議案第 5 号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算	
第 8	議案第 6 号	令和2年度大竹市土地造成特別会計予算	
第 9	議案第 7 号	令和2年度大竹市介護保険特別会計予算	
第10	議案第 8 号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算	
第11	議案第 9 号	令和2年度大竹市水道事業会計予算	
第12	議案第10号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算	
第13	議案第11号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算	即 決
第14	議案第12号	教育委員会委員の任命の同意について	
第15	議案第13号	市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	総務文教付託
第16	議案第14号	大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について	総務文教付託
第17	議案第15号	大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について	総務文教付託
第18	議案第16号	大竹市監査委員条例の一部改正について	総務文教付託
第19	議案第18号	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第20	議案第19号	一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務文教付託 (一 括)
第21	議案第20号	大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務文教付託
第22	議案第27号	昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について	総務文教付託
第23	議案第30号	大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について	総務文教付託
第24	議案第17号	大竹市役所支所設置条例の一部改正について	生活環境付託

第25	議案第21号	大竹市手数料条例の一部改正について	生活環境付託
第26	議案第28号	大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について	
			(一 括)
第27	議案第29号	大竹市地区集会所の指定管理者の指定について	生活環境付託
第28	議案第22号	大竹市漁港管理条例の一部改正について	生活環境付託
第29	議案第24号	大竹市公園条例の一部改正について	
第30	議案第25号	大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について	生活環境付託
			(一 括)
第31	議案第31号	市道路線の廃止及び認定について	生活環境付託
第32	議案第23号	大竹市国民健康保険条例の一部改正について	生活環境付託
第33	議案第26号	大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	生活環境付託
第34	議案第35号	令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)	生活環境付託
第35	議案第32号	令和元年度大竹市一般会計補正予算(第4号)	総務文教付託
第36	議案第33号	令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
			(一 括)
第37	議案第34号	令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)	生活環境付託

### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定について
- 日程第 3 議案第 1号から日程第14 議案第12号(説明・継続・表決)
- 日程第15 議案第13号から日程第23 議案第30号(説明・付託)
- 日程第24 議案第17号から日程第27 議案第29号(説明・付託)
- 日程第28 議案第22号から日程第31 議案第31号(説明・付託)
- 日程第32 議案第23号(説明・付託)
- 日程第33 議案第26号から日程第34 議案第35号(説明・付託)
- 日程第35 議案第32号から日程第37 議案第34号(説明・付託)

### ○出席議員(15人)

1番	細川雅子	2番	藤川和弘
4番	小中真樹雄	5番	中川智之
6番	小田上尚典	7番	賀屋幸治
8番	北地範久	9番	西村一啓
10番	和田芳弘	11番	網谷芳孝
12番	児玉朋也	13番	山崎年一
14番	日域 究	15番	寺岡公章

16番 山本孝三

○欠席議員（1人）

3番 原田孝徳

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎	
副市	長	太田勲男	
教	育	長	小西啓二
総務部	長	吉岡和範	
市民生活部	長	三原尚美	
健康福祉部長兼福祉事務所	長	豊原学	
建設部	長	山本茂広	
上下水道局	長	高津浩二	
消防	長	橋村哲也	
総務課長併任選挙管理委員会事務局	長	中村一誠	
企画財政課	長	三上健	
産業振興課長併任農業委員会事務局	長	小田健治	
市民税務課	長	池田宗吾	
保健医療課	長	松重幸恵	
土木課	長	古賀正則	
都市計画課	長	山田浩史	
上下水道局業務課	長	北林繁喜	
監査委員		薬師寺基夫	
監査事務局	長	敷田博之	

○出席した事務局職員

議会事務局	長	田中宏幸
議事係	長	加藤豪

## 会期決定について

令和2年3月大竹市議会定例会（第1回）の会期を、次のとおり定める。

令和2年3月3日提出

大竹市議会議長 細川 雅子

自 令和2年3月3日

25日間

至 令和2年3月27日

## 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
3. 3	火	本会議		・開会 ・会期決定 ・当初予算説明 ・一般議案上程（即決・付託） ・散会
			生活環境委員会	付託案件審査
4	水	休 会	総務文教委員会	付託案件審査 10時～
5	木		基地周辺対策特別委員会 議会改革特別委員会	10時～
6	金			
7	土			
8	日			
9	月			
10	火		本会議	
11	水	予備日	予算特別委員会	正副委員長互選
12	木	休会		※市内中学校（大竹、小方、玖波）卒業式
13	金			
14	土			
15	日			
16	月		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
17	火		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
18	水		予算特別委員会	付託案件審査 10時～
19	木			※市内小学校（大竹、小方、玖波）卒業式
20	金			（春分の日）
21	土			
22	日			
23	月		予算特別委員会（予備日）	
24	火			
25	水			
26	木			
27	金	本会議		・予算議案委員長報告（表決） ・閉会



10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより令和2年第1回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

定例会開会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

さて、このたびの定例会では、さきの議員全員協議会において、概要を説明させていただきましたように、令和2年度当初予算案を御提案させていただきます。令和2年度当初予算の一般会計の予算規模は過去最大のものとなります。わがまちプランの総仕上げの年度として、これまで取り組んでまいりました本市の課題に引き続きしっかりと取り組みながら、防災、子育て支援につきましては、取り組みを強化してまいります。市民の皆様がわがまちを誇りに思い、魅力を感じながら、幸せを感じながら生活することができる、そのようなまちづくりを実行すべく、これからも先を見据えて今できることにしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、御提案いたします議案についてでございますが、令和2年度当初予算案を初め、教育委員会委員の任命の同意について、条例の制定・一部改正及び廃止について、指定管理者の指定について、市道路線の廃止及び認定について、一般会計及び特別会計の補正予算案など、合わせて35案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、何とぞ慎重に御審議をいただきまして、ぜひ議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、4番、小中真樹雄議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 会期決定について

○議長（細川雅子） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月27日までの25日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は25日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3～日程第14〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算
- 議案第12号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から、日程第14、議案第12号教育委員会委員の任命の同意についてに至る12件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 令和2年度の当初予算案の上程に当たりまして、私の市政運営の基本的な考え方と、新年度の主な施策について説明させていただき、議員の皆様方並びに市民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和2年度は、多くの市民の皆様と、よいまちの実現に向けてつくり上げた第五次大竹市総合計画、わがまちプランの、最後の1年の総仕上げの年度となります。

私はこれまで、いろんな場面で、完成までに多くの時間と費用がかかる、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、先延ばしにするのではなく、一歩前進することの大切さを申し上げてまいりました。心と力を結集すれば、必ずよいまち大竹、誇りに思えるまち大竹を実現できると考えています。

令和2年度は、わがまちプランの基本構想で掲げるまちづくりのテーマである、住みたい、住んでよかったと感じるまちの実現のため、これまで取り組んでまいりました本市の課題に継続してしっかりと取り組む内容となっております。また、防災、子育て支援につきましても、取り組みを強化しています。

令和2年度の一般会計の歳入歳出予算規模は、177億9,365万2,000円でございます。継続して進めております普通建設事業の本格化により、過去最大の規模となりました。

予算規模の前提となる、歳入の見込みでございます。

市税収入は、前年度比2.8%の減少を見込んでおりますが、地方交付税と臨時財政対策債は市税の減少等による増加を見込んでいます。

市債は、継続事業の本格化により、臨時財政対策債も含めまして、前年度比91.9%の増加を見込んでおります。

それでは一般会計の主な事業につきまして、幾つかの事業を説明いたします。

まず、継続事業としまして、本庁舎耐震改修事業、市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業、大竹会館改築等事業に、引き続き取り組みます。

本庁舎耐震改修事業は、災害に強いまちの実現に向け、防災拠点となる本庁舎の耐震改修工事等を引き続き行います。令和2年度に工事が完了する予定です。

市立保育所等整備事業は、子育てしやすいまちづくりを進めるため、本庁舎敷地内に公立保育所を統合移転するとともに子育て支援関連施設を整備いたします。令和4年度の開設に向け、令和2年度は工事に着手します。

大竹駅周辺整備事業は、令和4年度末の橋上駅の開業と自由通路の完成、令和5年度末の東西広場の完成に向け、自由通路や橋上駅の本体工事に着手します。

大竹会館改築等事業は、耐震性に問題のある施設を建てかえ、災害時の拠点としても再整備を進めます。令和2年度に工事が完了する予定です。

その他、晴海臨海公園整備事業も継続して行います。

また、災害に強いまちの実現に向け、防災に対する取り組みといたしまして、林地崩壊対策事業、立戸地区の浸水対策事業、一般河川（水路）浚渫事業に着手いたします。

子育て支援の取り組みとしましては、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組みを構築します。市役所に母子保健コーディネーター、立戸の子育て支援センターに子育て支援コーディネーターを配置するなど、保健と福祉のそれぞれの部署が相互に連携しながら相談・支援・連絡調整などを行います。

公営企業会計を除く特別会計は、7会計の合計で、70億9,446万4,000円と、前年度比で2.5%の減となっております。

国民健康保険特別会計では、県全体で保健事業を推進する体制を整えていく中で、本市では、生活習慣病の早期発見・早期治療、重症化の予防を積極的に進めるため、引き続き、特定健診及び全てのがん検診を受診する方の自己負担額を無料にいたします。

土地造成特別会計の健全化のため、引き続き一般会計から、従来の土地造成特別会計への繰り出しに加え、大竹工業団地及び小方ヶ丘団地からの税収の約4分の1を繰り出します。

介護保険特別会計では、大竹市第7期介護保険事業計画に基づき、介護サービスの充実を進めるとともに、要介護状態になっても、可能な限り住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができますよう支援いたします。

地方公営企業法の適用を受けます、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3公営企業会計でございます。

水道事業会計は、支出予定総額を9億1,196万4,000円と見込み、防鹿水源地ろ過池改良

事業や配水管改良事業等を予定しています。

工業用水道事業会計は、支出予定総額を9億6,392万6,000円と見込み、取水・送水ポンプの修繕等を予定しています。

公共下水道事業会計は、支出予定総額を17億1,875万9,000円と見込み、大竹下水処理場の電気機械設備改築更新事業等を予定しています。

冒頭にも申しましたが、どんな大きな事業であろうとも、30年、50年かけてもやり遂げること、一步一步の前進こそが大切だと思っています。

日本の経済環境が急に改善することはない、今後も厳しい財政状況が続くと思いますが、その中でも、よいまち大竹、誇りに思える大竹を実現できるよう、先を見据えて、今やるべきこと、やれることにしっかりと取り組み、進めてまいります。

以上、簡単でございますが、当初予算案の概略の説明といたします。

続きまして、議案第12号教育委員会委員の任命の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

御承知のように教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で教育長及び4人の委員をもって組織され、委員の任期は4年と定められております。

このたび、この委員のうち、畠中 透氏が3月14日をもって任期満了となりますので、その後任として、小出哲義氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、市議会の同意を求めますのでございます。

小出氏は、昭和61年3月に山口大学を卒業された後、同年4月に株式会社広和に入社、同社退社後、中国いすゞモーター株式会社、松田土地家屋調査士事務所を経て、平成14年9月に小出土地家屋調査士事務所を開業され、現在に至っております。

また、平成15年4月から栄町を明るくする会、平成18年4月から大竹警察署管内少年補導員連絡協議会で御活動が続けられているほか、平成19年度には大竹小学校PTA会長、平成22年度には大竹市PTA連合会会長を務められるなど、人格、識見ともに優れ、教育行政に携わるものとして申し分のない方であると考えまして、御提案を申し上げますのでございます。

以上、議案第12号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） この際、お諮りします。

ただいま議題となっております令和2年度各会計予算11件の議事につきましては、この程度にとどめ、次の本会議に議事を継続したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって令和2年度各会計予算11件の議事は次の本会議に継続することに決しました。

議案第12号について、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより、議案第12号の討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第12号を採決いたします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議案第12号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15～日程第23〔一括上程〕

議案第13号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第14号 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について

議案第15号 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第16号 大竹市監査委員条例の一部改正について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

議案第30号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第15、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから、日程第23、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてまでの9件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〔総務部長 吉岡和範 登壇〕

○総務部長（吉岡和範） 議案第13号から議案第16号まで、議案第18号から議案第20号まで、

議案第27号及び議案第30号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてです。

本条例は、市長等の損害賠償責任の一部を免除することについて定めるものでございます。

これまで、公務員個人が損害賠償責任を負う場合として、国家賠償法では、故意または重大な過失があった場合に限定されているのに対し、住民訴訟における市長等の個人の損害賠償責任につきましては、こうした制限はございませんでした。

このたび、地方自治法の改正により、善意でかつ重大な過失がない場合における市長等の損害賠償責任のあり方が見直され、市長等の損害賠償責任の一部免除につきまして、条例で定めることができることとなりました。

この規定により、市長等の損害賠償責任の一部免除について条例で定めた場合は、市長等がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、市長等が損害賠償責任を負う額から条例で定める最低責任額を控除して得た額については、免除することになります。

なお、地方自治法施行令では、各自治体が条例を制定するに当たって、一部免除に係る参酌基準や最低限負担しなければいけない額が規定されておりますが、本条例もこの参酌基準に沿ったものとしております。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第14号大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について御説明します。

平成23年に策定いたしました第五次大竹市総合計画が令和2年度末で終期を迎えます。新たなまちづくりの計画として、大竹市まちづくり基本構想等を策定いたします。地方自治法の改正によりまして、基本構想の策定義務や議会の議決の根拠となる規定はなくなりましたが、これまで同様、基本構想につきましては議会で審議をしていただくため、本条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容でございますが、第1条では、まちづくり基本構想等の策定に関し、必要な事項を定めるという本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、まちづくり基本構想、基本計画、実施計画の用語の定義を規定しております。

第3条では、まちづくり基本構想を策定し、または変更しようとするときは、大竹市まちづくり基本構想策定審議会に諮問することを規定しております。

第4条では、まちづくり基本構想を策定し、または変更しようとするときは、議会の議決を経ることを規定しております。

第5条では、まちづくり基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定することを規定しています。

第6条では、まちづくり基本構想等を策定し、または変更したときは、公表することを規定しております。

第7条では、個別の行政分野における計画を策定し、または変更するときは、まちづく

り基本構想等との整合を図ることを規定しております。

第8条では、この条例に関し、必要な事項を定めることについて、委任規定を設けております。

附則によりまして、この条例の施行期日は、公布の日として、関係規定といたしまして、附則第2項において、大竹市附属機関設置に関する条例の別表に大竹市まちづくり基本構想策定審議会を加える改正をすることとしております。

続きまして、議案第15号大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について御説明を申し上げます。

本件は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、本市が実施する森林の整備等に関する事業が継続的に実施できるよう、基金を造成しようとするものでございます。

条例の主な内容でございますが、第1条で、基金の設置目的を規定いたしまして、第2条では、基金への積み立てについて規定しております。

第3条では、基金に属する現金の管理方法について、また、第4条では、財政運営上必要があるときは繰りかえ運用ができることを規定しております。

第5条では、基金の一部または全部を処分する場合の用途について、また、第6条では、この基金の運用から生ずる収益の処理方法をそれぞれ規定しているところでございます。

第7条は、基金の管理及び運用に関する必要な事項を定めることについて、委任規定を設けております。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第16号大竹市監査委員条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、監査委員は、監査委員みずからが定める監査基準に従って、監査等を実施することとなります。このため、監査委員条例の一部を改正するものでございます。

あわせて、監査の通知や公表などの手続に関する規定につきまして、条例で定めるものと、監査基準で定めるものを整理をしております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

職員のサービスの宣誓につきましては、地方公務員法に、職員は、条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない。と定められており、本市では、職員のサービスの宣誓に関する条例第2条に、新たに職員となった者は任命権者の定める上級の公務員の面前において宣誓書に署名してからでなければその職務を行ってはならない。と規定をしております。

令和2年4月から会計年度任用職員制度が始まりますが、会計年度任用職員につきましては、条例で定めるところにより、サービスの宣誓をそれぞれの職員のふさわしい方法で行うことになっています。

本市におきましても、任用形態がさまざまである会計年度任用職員について、それぞれ

の職員にふさわしい方法で行うことができるよう、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

本条例は、地域手当の支給割合の上限を改正するものでございますが、現在、10%を上限として支給しているところ、国家公務員に準じて、上限を20%に改めようとするものでございます。

第1条では一般職の職員について、第2条では企業職員についてそれぞれ関係条例の改正を規定をしております。

この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につきましては、昨年の12月定例会で議決をいただいたところでございます。

現在、令和2年4月1日の施行に向け、規則等の整備を行っておりますが、このたびの提案は、施行前に条例に規定を追加する必要が生じたものでございます。

具体的には、字句の整理のほか、本条例第9条及び第16条の給与の減額の規定につきまして、会計年度任用職員が取得できる介護休暇などの一部の休暇において、常勤職員と同様に休暇の承認があった場合におきましても、給与を減じる必要があるため、規則で定める場合と規定を追加するものでございます。

また、第15条のパートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額につきまして、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員との権衡を踏まえ、常勤職員及びフルタイム会計年度任用職員と同じ内容とするよう改めるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第27号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について御説明を申し上げます。

本条例は、昭和天皇の崩御に伴い、職員の懲戒処分及び損害賠償責任を免除する条例でございす。

具体的には、昭和64年1月7日前の行為によって、平成元年2月24日前に職員が受けた減給または戒告の懲戒処分と、昭和64年1月7日前における事由による職員の賠償責任に基づく債務を、それぞれ将来に向かって免除することを定めた条例でございす。

このため、本条例の目的は既に達成されており、今後、新たに対象となるものが発生することはないため、廃止するものでございす。

附則により、この条例の施行期日は、公布の日とし、経過措置といたしまして、本条例に基づく免除が、条例の廃止後も有効であることを明らかにするための規定を定めております。

続きまして、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について御説明を



申し上げます。

この施設につきましては、大竹市漁業共同利用施設設置及び管理条例第6条の規定に基づき、平成22年度から指定管理者制度を導入し、当初から阿多田島漁業協同組合を指定管理者として、阿多田かき殻一時堆積場の維持管理やかき養殖経営の安定を図ってまいりました。

本議案は、現在の指定管理者の指定期間が、令和2年3月31日をもって終了することに伴い、阿多田島に事務所を有し、地域の実情を十分に把握し、地元漁業者との円滑な調整が可能な阿多田島漁業協同組合を引き続き指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間としています。

以上で、議案第13号から議案第16号まで、議案第18号から議案第20号まで、議案第27号及び議案第30号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本9件は、総務文教委員会に付託いたします。

なお、議案第13号については、地方自治法の規定により、監査委員の意見を求めることとなっております。議長名で監査委員に文書で意見聴取し、得られた回答を審査資料としてSideBooksに掲載しておりますので、御確認をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第24～日程第27〔一括上程〕

議案第17号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について

議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第28号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について

議案第29号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について

○議長（細川雅子） 日程第24、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてから日程第27、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてまでの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 三原尚美 登壇〕

○市民生活部長（三原尚美） それでは、議案第17号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号につきまして、一括して提案理由を説明いたします。

初めに、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございます。

大竹会館改築等事業に伴い、支所機能を一時的に移転する必要があるため、大竹市役所

支所設置条例の一部を改正しようとするものでございます。

大竹市役所大竹支所の位置を、大竹市立大竹小学校を示します大竹市白石二丁目1番1号に変更するものです。

施行期日は移転先で業務を開始する令和2年8月31日としております。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてでございます。

住民基本台帳法の一部改正により、住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しの交付に関する規定が新たに設けられました。住民票の除票の写し等及び戸籍の附票の除票の写しに係る交付手数料を定めるものでございます。

この条例の施行期日は、公布の日としております。

続きまして、議案第28号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございます。

コミュニティサロンは、平成18年度から指定管理者制度を導入しています。令和2年3月31日で現在の指定期間が満了するため、次期指定管理者の指定を行うものでございます。

コミュニティサロン元町の指定管理者は、平成17年度に公募により現在の指定管理者の前身である、社団法人大竹市シルバー人材センターを選定しています。これまで高齢者を活用した子育て事業を行うなどさまざまな事業を展開し、施設の利用促進を図ってきています。

コミュニティサロン栄町の指定管理者は、平成17年度公募時に選定された小島地区自治会連合会を、またコミュニティサロン玖波の指定管理者は、コミュニティサロン玖波管理運営委員会を、それぞれ現在まで選定し、指定してまいりました。これまで地元自治会連合会または地元自治会が主体となった管理運営委員会が、地域の方々のサポートを得ながら創意工夫した運営により、施設の利用促進を図ってきています。

このたびの指定期間満了後につきましても3館いずれも現在の団体が指定管理者を続けたいという意向を示されました。市としましても、施設の設置目的及び運営状況から現在の団体が引き続き施設を管理運営することが最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

なお、指定期間は、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例に定める上限の3年としております。

続きまして、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございます。

松ヶ原集会所は、平成22年度に整備されて以来、松ヶ原自治会が指定管理者として、松ヶ原地区のコミュニティ活動推進の場として運営を行っています。令和2年3月31日で5年間の指定期間が満了しますので、次期指定管理者の指定を行うものです。

このたびの指定期間満了後につきましても、松ヶ原自治会から指定管理者を続けたいとの意向が示されました。市としましても、コミュニティ活動を推進するという集会所の本来の目的や施設の設置の経緯から、松ヶ原自治会が指定管理者として最適と考え、指定の議決を求めるものでございます。

以上で、議案第17号、議案第21号、議案第28号及び議案第29号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第28～日程第31〔一括上程〕

議案第22号 大竹市漁港管理条例の一部改正について

議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について

議案第25号 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について

議案第31号 市道路線の廃止及び認定について

○議長（細川雅子） 日程第28、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正についてから、日程第31、議案第31号市道路線の廃止及び認定についてまでの4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 山本茂広 登壇〕

○建設部長（山本茂広） それでは、議案第22号、議案第24号、議案第25号及び議案第31号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正について御説明を申し上げます。

このたびの条例改正の内容でございますが、全国的に漁港におきましては、民間活力を導入し、漁業の振興や漁村のにぎわい創出のために、漁港施設の有効活用を図ることが重要な課題とされており、本市におきましても、施設占用許可期間の上限を1月、ただし、工作物の設置を目的とするものは3年。とされているものを10年に引き上げることで、漁港施設の有効活用のさらなる推進を図るものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正について御説明申し上げます。

晴海臨海公園につきましては、市民の方はもとより市外の子供からお年寄りまで多くの方が、スポーツやレクリエーションなどを楽しむことができる公園として整備を進めており、今年度は公園海側区域の園路等の整備を行い、区域の一角にデイキャンプ場を整備しております。

今回の条例の一部改正の目的としましては、令和2年4月25日にデイキャンプ場を供用開始するに当たり、有料施設として新たに条例の中に追加し、使用料を設定するものでございます。

デイキャンプ場の使用料につきましては、1区画1回につき1,600円として定めるものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月25日としております。

続きまして、議案第25号大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御説明を申し上げます。

平成29年5月26日に民法の一部を改正する法律が成立し、令和2年4月1日に施行されます。これにより、個人根保証契約に極度額の設定が必要になるなど、債権関係の規定の見直しが行われ、公営住宅制度に関係する改正が必要となることから、本条例の改正をするに至っております。

主な改正の内容は、市営住宅入居手続きに係る連帯保証を要しないこととする点でございます。従来、入居の際には連帯保証人を2名選定する必要がございましたが、今回の改正により連帯保証人の選定を不要とし、近年増加傾向にある身寄りのない単身高齢者等が入居しやすい環境づくりを整えようとするものでございます。

本改正は、本市住宅審議会においても審議を行い、国の意向及び広島県や近隣市町の動向などを鑑み、十分に検討を行った上での改正であり、今後の市営住宅行政をよりよくするものと考えております。

その他、民法の一部を改正する法律で改正される法定利率や敷金に関する条文などの見直しを行い、文言等の整理を行うものでございます。

附則により、この条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第31号市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。

最初に、大竹駅周辺整備事業によります大竹駅の橋上化に係る、新町西栄線、駅前油見線及び駅小島新開線から御説明申し上げます。

まず、駅前油見線につきましては、大竹駅前の既存のロータリーの改修に合わせて、路線を設定するものでございます。具体的には既存の路線を廃止し、改めて同路線の新町一丁目2161番1地先から新町一丁目2068番22地先に至る約120メートルの区間を延伸した認定をするものでございます。

駅小島新開線につきましても、大竹駅東口のロータリー整備の施工に合わせ、既存路線を廃止し、改めて西栄一丁目349番1地先から西栄一丁目373番9地先までの約127メートルを延伸した路線について認定するものでございます。

また、新町西栄につきましては、先ほど述べました2路線をつなぐ自由通路部分について、市道路線として認定をするものでございます。

次に、白石11号線でございますが、民間事業者の宅地開発で生じた道路で、公衆用道路として本市に帰属されましたので、市道路線として認定しようとするものでございます。

次に、南栄24号線から27号線までの道路につきましては、過去に行った宅地開発によって生じた道路が既に公衆用道路として本市に帰属されていることが判明しましたので市道路線として認定しようとするものでございます。

次に、御園10号線は、市営住宅御園2号アパート及び御園3号アパートの解体に伴い、同敷地内道路を市道路線として認定しようとするものでございます。

最後に、玖波9号線につきましては、過去の道路整備事業により道路の形状が変わっているため、既存路線を廃止し、市道玖波青木線との交差点部分を始点として、改めて市道

路線として認定するものでございます。

以上で、議案第22号、議案第24号、議案第25号及び議案第31号の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第32 議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について

○議長（細川雅子） 日程第32、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 豊原 学 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） それでは、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本議案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の主な内容としましては、国民健康保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金分に係る賦課限度額を16万円から17万円とするものでございます。この結果、19万円で維持する後期高齢者支援金分と合わせて、合計では、賦課限度額を96万円から3万円引き上げ99万円とするものでございます。

また、国民健康保険料の応益割部分の軽減対象者のうち、5割軽減と2割軽減について、判定所得基準を引き上げるものでございます。

5割軽減につきましては、現行では基礎控除額33万円に加える額としまして28万円に被保険者数を乗じて算定していたところを28万5,000円に改めるものでございます。2割軽減につきましては、基礎控除額に加える額としまして51万円に被保険者数を乗じて算定していたところを52万円に改めるものなどでございます。

なお、本条例の施行期日は、令和2年4月1日とし、経過措置として改正後の規定は令和2年度分以後の保険料について適用し、令和元年度までの保険料については、なお従前の例によるものとしております。

以上で、議案第23号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第33～日程第34〔一括上程〕

議案第26号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する  
条例の一部改正について

議案第35号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第33、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、及び日程第34、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 高津浩二 登壇〕

○上下水道局長（高津浩二） それでは、初めに、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

このたびの改正理由は、地方公共団体の長等の損害賠償責任の見直し等による地方自治法の一部改正に伴い、引用している条項にずれが生じたためのものでございます。

改正条例の施行期日は、令和2年4月1日としております。

続きまして、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、岩国大竹道路事業に伴う送配水管・工業用水道管移設工事において、工事の予定量の増加が見込まれるため、建設改良費を600万円増額し、資本的支出の総額を5億4,171万1,000円とするものでございます。

また、資本的支出の増加に対する財源といたしまして、資本的収入予算の負担金として、国からの移設補償金見込み額210万円を増額し、資本的収入の総額を2億3,426万1,000円とし、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、補填財源の補正をするものでございます。

以上で、議案第26号及び議案第35号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第35～日程第37〔一括上程〕

議案第 3 2 号 令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 )

議案第 3 3 号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 )

議案第 3 4 号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 )

○議長 ( 細川雅子 ) 日程第 35、議案第 32 号令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) から、日程第 37、議案第 34 号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算 ( 第 3 号 ) までの 3 件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長 ( 太田勲男 ) 議案第 32 号から議案第 34 号までの各会計補正予算につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、59 ページからの議案第 32 号令和元年度大竹市一般会計補正予算 ( 第 4 号 ) について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ 3 億 3, 131 万円を追加し、予算総額を 160 億 3, 958 万 9, 000 円にするとともに、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により 73 ページの歳出から御説明いたします。

第 2 款総務費は、1 億 2, 285 万 7, 000 円を増額するものでございます。

主な内容といたしましては、ふるさと納税寄附金の増が見込まれるため、返礼品の発送などに要する経費及び地方創生事業基金積立金をそれぞれ 4, 000 万円計上し、また、広島県から、旧穂仁原小学校グラウンドの一部を道路用地として買収したい旨の申し出があったため、買収予定地に存在するプール等の工作物を撤去する費用 1, 200 万円を計上するものでございます。

第 3 款民生費では、714 万 6, 000 円を増額するものでございます。

内容といたしましては、執行見込みにあわせ、重度心身障害者医療助成費を 400 万円、障害児給付費を 314 万 6, 000 円計上するものでございます。

第 4 款衛生費は、3, 374 万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、再編交付金を財源といたしまして、妊婦乳幼児健康診査事業や不妊治療助成事業などを行うため、健やか安心基金への積立金を 3, 374 万円計上するものでございます。

第 8 款土木費は、119 万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、大竹駅周辺整備事業における物件補償費を 8, 100 万円計上するほか、事業の執行見込みにあわせて補正予算措置するものでございます。

第 10 款教育費は、1 億 6, 637 万 7, 000 円を増額するものでございます。

内容といたしましては、文部科学省が昨年 12 月に打ち出しました、1 人 1 台端末・高速通信環境を整備する G I G A スクール構想の実現に向け、先般成立いたしました国の補正予算を活用し、市内の小学校、中学校の情報通信ネットワーク環境を整備する工事請負費

などを、小学校費、中学校費あわせて1億702万7,000円計上いたします。また、震災時の天井等の落下を防止するため、大竹中学校の武道場などにある、つり天井を改修するための委託料と工事請負費をあわせて5,935万円計上するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、69ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第3款利子割交付金から第6款地方消費税交付金までの各交付金につきましては、広島県からの決算見込み額の通知に基づいて、それぞれ補正予算措置をするものでございます。

第14款国庫支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて8,887万円を増額するものでございます。

第15款県支出金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて278万6,000円を増額するものでございます。

第16款財産収入は、3,111万8,000円減額するものでございます。

主な内容といたしましては、令和元年度当初予算に計上しておりました御園第1公園用地売却に伴う土地売却収入が、来年度の収入見込みとなりましたので、減額するものでございます。

第17款寄附金は、ふるさと納税寄附金を8,000万円、株式会社イズミゆめタウン大竹店からの社会体育事業寄附金を1万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて地方創生事業基金繰入金を5,820万円増額するものでございます。

また、このたびの補正予算について財政調整基金による財源調整を予定しているものでございます。

第20款諸収入は、843万2,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、旧穂仁原小学校プールの撤去等に伴う物件移転補償費を計上するものでございます。

第21款市債は、歳出予算の事業の執行見込みにあわせて8,270万円を増額するものでございます。

63ページの第2表継続費の補正は、大竹駅周辺整備事業につきまして、事業計画にあわせ、年割額を変更するものでございます。

64ページの第3表繰越明許費の補正は、諸般の事情により、年度内事業完了が見込めず、繰越措置をお願いするものでございます。

65ページの第4表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものなどについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

次に、66ページの第5表地方債の補正につきましては、このたびの補正予算において整理しております地方債について議決をいただくものでございます。

以上が、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）の概要でございます。

続きまして、78ページからの議案第33号令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、歳入歳出にそれぞれ437万円を追加し、予算総額を36億285万



5,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の精算分として、療養給付費等負担金等返還金を437万円計上し、歳入として財政調整基金繰入金と前年度繰越金を計上するものでございます。

続きまして、82ページからの議案第34号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、債務負担行為の変更のみの補正を予定しているものでございます。

今後の業務に備えるため、事前に契約する必要があるものについて、債務負担行為の限度額を変更するものでございます。

以上、議案第32号から議案第34号までの補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(細川雅子) これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本3件のうち、議案第32号は総務文教委員会に、議案第33号及び議案第34号の2件は生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月4日から3月9日までの6日間、休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。よって、3月4日から3月9日までの6日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(細川雅子) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知いたします。

本日、11時20分から議員全員協議会を、その終了後、生活環境委員会を、3月4日午前10時から総務文教委員会を、3月5日午前10時から基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会改革特別委員会を、それぞれ第1委員会室で開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま、出席の各位には別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集

をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

3月10日は、午前10時に開会いたします。

ただいま、御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時04分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月3日

大竹市議会議長 細 川 雅 子

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 小 中 真樹雄

令和2年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月10日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                                              | 付 記                    |
|-----|---------|--------------------------------------------------|------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                       |                        |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 令和2年度大竹市一般会計予算                                   | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一括) |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算                             |                        |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                             |                        |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算                             |                        |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                           |                        |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算                               |                        |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算                               |                        |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                            |                        |
| 第10 | 議案第 9 号 | 令和2年度大竹市水道事業会計予算                                 |                        |
| 第11 | 議案第10号  | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算                              |                        |
| 第12 | 議案第11号  | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算                              |                        |
| 第13 | 議案第13号  | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について                     |                        |
| 第14 | 議案第14号  | 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について                         |                        |
| 第15 | 議案第15号  | 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について                            |                        |
| 第16 | 議案第16号  | 大竹市監査委員条例の一部改正について                               |                        |
| 第17 | 議案第18号  | 職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正について                          |                        |
| 第18 | 議案第19号  | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について   |                        |
| 第19 | 議案第20号  | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について              |                        |
| 第20 | 議案第27号  | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について | (原案可決)                 |
| 第21 | 議案第30号  | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について                         | (原案可決)                 |
| 第22 | 議案第32号  | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                            | (原案可決)                 |
| 第23 | 議案第17号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                             | (原案可決)                 |
| 第24 | 議案第21号  | 大竹市手数料条例の一部改正について                                | (原案可決)                 |

|     |           |                                                     |               |
|-----|-----------|-----------------------------------------------------|---------------|
| 第25 | 議案第22号    | 大竹市漁港管理条例の一部改正について                                  | (原案可決)        |
| 第26 | 議案第23号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                                | (原案可決)        |
| 第27 | 議案第24号    | 大竹市公園条例の一部改正について                                    | (原案可決)        |
| 第28 | 議案第25号    | 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定<br>公共賃貸住宅管理条例の一部改正について        | (原案可決)        |
| 第29 | 議案第26号    | 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水<br>道事業の設置等に関する条例の一部改正につい<br>て | (原案可決)        |
| 第30 | 議案第28号    | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定<br>について                       | (原案可決)        |
| 第31 | 議案第29号    | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                               | (原案可決)        |
| 第32 | 議案第31号    | 市道路線の廃止及び認定について                                     | (原案可決)        |
| 第33 | 議案第33号    | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予<br>算(第2号)                     | (原案可決)        |
| 第34 | 議案第34号    | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算<br>(第3号)                       | (原案可決)        |
| 第35 | 議案第35号    | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算<br>(第1号)                      | (原案可決)        |
| 第36 | 令和元年陳情第1号 | 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソー<br>ラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情      | 総務文教<br>(不採択) |
| 第37 | 議案第36号    | 令和元年度大竹市一般会計補正予算(第5号)                               | 総務文教付託        |

### ○会議に付した事件

○日程第 1 会議録署名議員の指名

○日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・  
継続)

### ○出席議員(15人)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 細川雅子  | 2番  | 藤川和弘 |
| 4番  | 小中真樹雄 | 5番  | 中川智之 |
| 6番  | 小田上尚典 | 7番  | 賀屋幸治 |
| 8番  | 北地範久  | 9番  | 西村一啓 |
| 10番 | 和田芳弘  | 11番 | 網谷芳孝 |
| 12番 | 児玉朋也  | 13番 | 山崎年一 |
| 14番 | 日域 究  | 15番 | 寺岡公章 |
| 16番 | 山本孝三  |     |      |

### ○欠席議員(1人)

3番 原田孝徳

### ○説明のため出席した者

市 長 入山欣郎

|                   |      |
|-------------------|------|
| 副市長               | 太田勲男 |
| 教育長               | 小西啓二 |
| 総務部長              | 吉岡和範 |
| 市民生活部長            | 三原尚美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     | 豊原学  |
| 建設部長              | 山本茂広 |
| 上下水道局長            | 高津浩二 |
| 消防長               | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 | 中村一誠 |
| 総務課危機管理監          | 吉村隆宏 |
| 企画財政課長            | 三上建  |
| 産業振興課長併農業委員会事務局長  | 小田健治 |
| 自治振興課長            | 外谷明洋 |
| 市民税課長             | 池田宗吾 |
| 環境整備課長            | 西村敏信 |
| 地域介護課長            | 佐伯和規 |
| 福祉課長              | 神代亨  |
| 保健医療課長            | 松重幸恵 |
| 土木課長              | 古賀正則 |
| 都市計画課長            | 山田浩史 |
| 上下水道局業務課長         | 北林繁喜 |
| 上下水道局工務課長         | 中司和彦 |
| 総務学事課長            | 真鍋和聰 |
| 生涯学習課長            | 柿本剛  |
| 消防本部消防課長          | 伊崎喜教 |

○出席した事務局職員

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 田中宏幸 |
| 議事係長   | 加藤豪  |

令和2年3月大竹市議会定例会(第1回)  
一般質問及び総括質疑通告表

1 5 番 中 川 智 之 議員  
質問方式：一問一答

**防災について**

- ①災害発生時等の情報共有について
- ②防災リーダーの養成、スキルアップについて

**乳がん検診について**

乳がん検診の現状と乳がんグローブの提供

2 13 番 山 崎 年 一 議員  
質問方式：一問一答

**「改正子どもの貧困対策法」について問う**

「改正子どもの貧困対策法」の改正点について

**「放課後児童クラブの民間委託」について問う**

民間委託の提案は唐突でした。今後の課題等について

**「地域医療構想」について問う**

現在の状況と今後の進め方について

3 4 番 小 中 真樹雄 議員  
質問方式：一問一答

**水道事業は公営維持が不可欠**

昨年10月の改正水道法の施行により、自治体が施設を保有しつつ運営権を民間に売却する「コンセッション方式」の導入が可能となり、宮城県が2022年の事業開始をめざしているほか、大阪市も一部検討を進めています。一方、浜松市では、市民の不安が大きく検討を延期しています。

広島県では、経営基盤の強化のため独立採算により水道事業を実施している21市町のうち、2022年度に賛同する市町と県が統合し企業団を設立、2023年度事業開始を目指すとの工程表を示していることが2月21日の生活環境委員協議会で説明されました。

水道事業は今後、給水人口の減少や設備の老朽化、人材・技術力不足が見込まれるため、宮城県のように民営化をめざすもの、広島県のように広域連携で国の補助金も利用し事態を打開しようとするものに分かれています。民営化は料金値上げがしやすく、施設維持の適正化が十分図られ、安心安全な水の供給が続けられるかに不安が残ります。海外では、民営化後に料金が5倍になるなどして、再公営化になったところもあると聞きます。そこで、市に今後とも水道事業の公営を堅持する覚悟があるのかどうかを問います。

水道は最も大事なライフラインであり、公営が不可欠と考えます。県の広域連携に参加すれば、民営化という事態は必ず避けられるのですか。

次に現時点で統合したとしたら、料金や施設管理、技術者養成などどうなるのかわか

っている範囲でシミュレーションを具体的に示してください。それと、連携に参加する判断のポイントも説明を。

尾道市は現時点で賛同せずと表明しています。広島市も積極的ではないようですが、水の安全安心を守るには水道事業の公営維持が絶対に必要です。長期的視野で考えていただきたい。

#### **市営住宅における独居高齢者について**

市は今議会で、市営住宅入居に際して、連帯保証人を不要とする条例改正案を提出しています。これまで滞納対策などから連帯保証人を必要と規定してきたのですが、セーフティーネットの最後の砦である市営住宅入居に、連帯保証人確保の条件をはずしたことはよいことだと考えます。

これまで連帯保証人がいないため入居できなかった人はどれくらいいますか。また、市営住宅における身寄りのない高齢者はどれくらいの割合になりますか。さらに「孤独死防止」などの見守り策はどのようになされていますか。

他市町村で独居高齢者の見守りに企業や郵便局と協定を結んでいるところもありますが、大竹市の状況を伺います。

4

2番 藤川和弘 議員

質問方式：一問一答

#### **阿多田島地区、乗船支援について**

米軍基地が存在する限り騒音被害は続きます。再編交付金が令和3年度で終了、令和4年度以降、再編交付金に代わる新たな交付金制度に向けてどのような要望活動に取り組んでいるのか。今後どう取り組むのか。

また、騒音被害、診療所の問題のある阿多田島。フェリー代の助成を受けていない方にもフェリー代の助成をお願いしたいのですが、どうお考えか。

5

6番 小田上尚典 議員

質問方式：一問一答

#### **消防団のこれからについて**

南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中で、地域防災力の中核と位置づけられている消防団の役割は多様化、増加するばかりです。

その中で、団員確保は大きな課題です。今後の取組を伺います。

#### **マイナンバーカードの推進、マイナポータル等の活用について**

マイナンバー制度を活用したポイント還元事業の実施が迫る中、本市におけるマイナンバーカードの推進や、子育て世代へのマイナポータル活用の現状や今後の取組を伺います。

6

16番 山本孝三 議員

質問方式：一括

#### **太陽光発電事業について**

県に建設許可を申請されている谷和地域への太陽光発電事業について、大竹市として適切だと判断されているのでしょうか。



**水道事業の広域化・民営化について**

国・県の指導にもとづき県内関係市町の協議がされてきました。この間すでに「合意」事項はあるのでしょうか。大竹市の基本的対応について伺います。

**医療・介護保険制度の充実・負担軽減について**

政府は社会保障制度の見直しの中で、医療・介護について、一層の負担増を求めています。大竹市の対応について伺います。

7

14番 日 域 究 議員

質問方式：一問一答

**行政はネウボラという「言葉」をもてあそばないでほしい**

現行制度のどこをどのように変えることを狙ったものですか。問題は名前ではなく中身です。

**嵐谷の立ち入り調査で気付いたことをお尋ねします**

許可を受けた最初の計画と施工したものがどう違うのかお尋ねします。

そして、当初の設計と大きく違っているのに気付いた廿日市市は、変更の申請をするよう業者に要請。その場合、森林審議会の審議はどのように意味を持つのか。

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより、日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、5番、中川智之議員、  
6番、小田上尚典議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から、日程第12、  
議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月3日の議事を継続いたします。

これより、市政に対する一般質問及び来年度予算に対する総括質疑に入るわけですが、  
この際念のため御説明いたします。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとらず、質問時間は答弁を除いて  
1時間以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。また、一問一答方式  
を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して  
一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された  
項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたします  
ので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

5番、中川智之議員。

〔5番 中川智之議員 登壇〕

○5番（中川智之） おはようございます。5番、公明党の中川智之です。初めて一般質問  
をさせていただきます。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響もありますので、できるだけ簡潔に3点ほど、質問をさせていただきます。

最初に防災について、2点ほど伺います。

近年大規模震災、大規模水害また、大規模風害と想定を超える災害が頻発しております。これらの大規模災害に対して、現場の正確な情報を関係者が共有し、的確な判断のもとで適切に対応することが重要であります。今日ICT情報通信技術の進歩により、被災現場のさまざまな情報をリアルタイムで収集し、活用することが可能となっており、住民の安全を確保し、被害を最小限に食いとめるためのICTの利活用を積極的に進めるべきと考えます。

そこで、基盤的防災情報流通ネットワークの情報共有について伺います。内閣府が主導する戦略的イノベーション創造プログラムの一環である基盤的防災情報流通ネットワーク、以降防災ネットワークといわせていただきます。このネットワークが開発されました。この防災ネットワークは、被害が想定される地域や被災した現場のさまざまな情報を迅速に整理し、電子地図上に表示するものであり、平成31年度から内閣府防災担当が運用している災害時情報集約支援チームで、本格的に運用を開始いたしました。

防災ネットワークの活用により、刻々と変化する被害推定情報やインフラ被災推定情報を地図上へ表示することにより、地域ごとの避難指示等の発令が適切に進められます。また、避難所の避難者数、道路の通行どめの箇所、あるいは給水地点などを同じ地図上に表示し、物資支援等の配付に際して、最適な巡回ルートを選定することができます。

さらに、災害廃棄物の収集においても、緊急集積所、集積拠点の位置、一時保管場所、通行どめ箇所等の情報を同一の地図上に表示することにより、スムーズな災害廃棄物の移動を可能にします。そこで災害時の被害を最小に抑えるとともに、適格な救援と迅速な復興を進めるために、この防災ネットワークの情報を共有し活用できるように、大竹市の防災情報システムを改修すべきと考えます。

また、災害発生時の情報を関係者が共有し、被害防止に抑制を図るためには、この防災ネットワークに、私たちの地域の情報を迅速に伝達するための体制の整備も重要と考えます。例えば、公民館や学校の体育館等の指定避難所での避難生活が長期化するケースにおいて、刻々と変化する避難所の最新情報を、リアルタイムでこのネットワークにつなげるための体制の整備も必要です。具体的には、平常時に運用している公民館や学校等のホームページをクラウド化し、災害発生時に書き込まれた避難所等の電子情報情報を関係者が、リアルタイムで共有できるシステムの構築も有意義であると考えてます。学校ホームページのクラウド化による情報共有システムは、今回のような新型コロナウイルスなどの感染症の迅速な掌握による流行防止も期待できると思います。

また、消防本部等への配備や指定避難所となっている公共施設のホームページのクラウド化など、災害時に迅速に情報を収集し、リアルタイムで関係機関と共有するためのシステムの構築について、大竹市の見解をお聞かせください。

次に、防災リーダーについてお伺いいたします。本市では昨年、一昨年と防災リーダーを育成し、現在44名の方が活動されております。私もその一人ですが、育成研修会におい

ても、皆さん責任感を持って実直に取り組んでおられます。しかしながら、なり手不足は否めなく、平均年齢も高く全て男性であります。中にはほかにやる人がいないから仕方なくという方もいらっしゃるようです。それでも地域のため、市民のために悩みながら懸命に取り組んでおられる姿は、本当に頭が下がる思いがいたします。

この防災リーダーは、地域において単に防災というだけではなく、地域のつながり、見守り等、高齢化していく社会の中で大変重要な役割を果たしていくと思います。今後、本市ではこの防災リーダーを何人まで育成しようとしているのでしょうか。また、どういう役割を担ってほしいと思っているのでしょうか。そして20代、30代の若い人や女性が一人もいないので、女性の方の参画も必要だと考えます。それもあわせて取り組みをお聞かせいただきたいと思います。

そして最後に、乳がん検診についてお伺いいたします。男性の私が言うのも何ですけれども、女性議員が議長さんしかおられませんので、あえて今回質問させていただきます。女性のかかるがんの中で、一番多いのは乳がんです。14人に1人がかかると言われ30代からぐんとふえ、40代後半には30代の約10倍にも罹患者が増加するという、まさに働き盛りの方がかかるがんでもあります。

しかしながら、早期発見すれば約90%が治癒されると言われます。本市では40歳から2年に一度検診の助成をしていただいておりますが、平成30年度の受診率が26.3%で欧米では80%以上の国もあり、比べると大変低いと思われまます。受診率が高いからがんにならないということではありませんが、早期発見ということについては、受診することに越したことはありません。

ある女性の方から、この乳がん検診について、マンモグラフィーとかエコー検査は、痛いとか恥ずかしいとか言って受診しづらいと、そこで今回乳がんグローブというものがありますと、お聞きいたしました。乳がんが唯一自分で触って発見できるがんです。乳がんグローブというものを手に装着して行えば、指が肌の上を滑りやすく、しこりなどがわかりやすくなるというものです。もちろんこれが100%ではありませんが、自分で触診しておかしいなと思えば、すぐに受診していただけるきっかけになるのではないかと考えております。

既に他の自治体においては、この乳がんグローブを30歳の誕生日や、成人式などの節目に配布しているところもあります。ぜひ本市においも、乳がんで悲しい思いをする女性を出さないように、活用を検討してはいかがでしょうか。大竹市の見解をお聞かせください。

以上、防災情報システムと防災リーダーについて、そして乳がんグローブについてお聞きいたしました。御答弁のほどよろしくお願いを申し上げ、壇上での質問を終わります。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議員になられましたの初めての一般質問ありがとうございます。市民の皆さんが関心を持たれる防災につきまして、万一のときに、どういうふうに対応していくかということをお伺いいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、中川議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、防災についてでございます。災害発生時の情報共有についてでございますが、議員の御説明にもありましたように、基盤的防災情報流通ネットワークは、大規模災害が発生したときに国がさまざまな情報を統合し、各省庁が連携することで、的確な災害対応を行えるようにするための、多機関連携型の防災情報共有システムで、今年度から本格運用されています。システムの運用方法としましては、内閣府が被災した都道府県の災害対策本部に災害時情報集約支援チームを派遣し、都道府県が収集している市町村の災害関連情報や関係機関から集めた情報を集約して、統括的な情報に置きかえ、情報を必要とする各機関に発信していくこととなります。

平成30年7月豪雨の際に、試験的に運用され、集約された情報は、各自治体の活動や災害派遣医療チームの医療活動などに幅広く活用されたと報告されています。県と県内市町は、広島県防災情報システムで情報連携をしており、災害発生時は、本市もこのシステムを利用して防災体制、避難所開設情報、避難者状況、被害発生状況などを共有いたします。この広島県防災情報システムが、基盤的防災情報流通ネットワークと連携していく中で、本市の災害情報も各機関に発信されることとなります。

広島県防災情報システムの情報の一部は、広島県防災ウェブシステムによって、一般の方でも閲覧することができますが、市民の皆様にとって、特に重要となる避難所の開設や避難勧告などの情報については、本市の防災通知メールや防災行政無線などでもお伝えしているところでございます。

また、学校との情報共有については、災害対策本部において教育現場と情報共有を行っており、学校から保護者へメールする独自の連絡方法が整備されていますので、迅速な情報提供が可能と考えています。

続きまして、防災リーダーの養成、スキルアップについてでございます。本市では、防災に関する知識及び技能を有する方を育成して、地域の防災対策の推進及び防災意識の普及啓発を行い、自主防災組織の活性化や地域防災力の向上を図ることを目的として、平成30年度から地域防災リーダー育成事業を実施しています。現在は、44名の方を地域防災リーダーとして認定しています。特に防災リーダーの人数に上限は設けていませんが、自治会ごとに数名の防災リーダーがいて、地域間で連携がとれる状況を目指していきたいと考えています。防災リーダーは、あくまでもボランティアとして自主的な活動をしていただき、市はその活動を支援していくものとなります。地域の防災活動全般について、市と地域住民のかけ橋となって、防災まちづくり、防災人づくりの一役を担っていただければと思います。

また、南海トラフ地震のような大規模災害が発生した状況下では、若い世代や女性を含む多くの方の力が必要となってまいります。防災リーダーの重要性をしっかりと周知し、既に認定されている方の協力も得ながら、若い世代や女性の防災リーダーの確保にも努めていきたいと考えています。そして、防災リーダーには、市や県が主催する防災訓練や研修会などに積極的に参加して、知識や技能の習得に努めていただきたいと思います。

2点目の乳がん検診についてでございます。乳がん検診は、40歳以上の女性に2年に1回、乳房レントゲン撮影検査のマンモグラフィーを受診していただくものでございます。

本市では、非課税世帯、国民健康保険被保険者、及び後期高齢者医療保険被保険者は無料で受診することができます。平成29年度の乳がん検診の受診者は750人で、受診率は17.1%となっています。検診後に精密検査が必要と判定された方には、精密検査を受診したかどうか、市で確認を行い、未受診の場合は医療機関での受診を促しています。乳がん検診の受診率は低い状況が続いていますが、未受診の方に受診勧奨を行うほか、かかりつけ医で検診を受けることができるよう、個人病院と契約するなど、受診率の向上に取り組んでいます。

がん検診は、がんの早期発見に効果的です。がん検診の受診率を向上させることが、市民の健康を維持するために必要なことと考えております。また、乳がんは自分で気づくことのできるがんであるため、自己触診が重要となります。御提案のマンモグローブは乳房自己検診補助グローブで、指が肌の上を滑りやすくなり、乳房の異常を感じやすいと言われています。しかし、マンモグローブを提供するだけでは、自己触診や乳がん検診の受診につながるかと一概には言えないと考えられます。どのような方法が自己触診の啓発に効果的であるか、また、乳がん検診の受診率向上につながるか、検討してまいりたいと思います。

以上で、中川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。最初に防災のことなんですけれども、なかなか若い方や女性の方に防災リーダーになっていただくというのは、非常に地域においても難しいという感じがいたします。私も防災リーダーなんですけれども、地域が50世帯ぐらいあります。その50世帯の方を把握し、防災についてこうしていこうという立場に立ったときには、50世帯以上ふえるとなかなか難しい部分があるんじゃないかと思っております。したがって、せいぜい100世帯に1人ぐらいの防災リーダーがおられてもいいではないかと思っております。

あと、私は2013年に防災士の資格を取らせていただきました。たしか本市からの助成で、約6万円ぐらいかかるところをお金を出さずに行かせていただき、防災士の資格を取らせていただきました。この防災士の資格を取らせるということも、一つの手段ではないかと思うんですが、防災リーダーというよりも一つ資格を自分が持っている、資格を持っているからどうということでは、この防災士というのではないんですけれども、本人の自覚として違うのではないかと。大竹市として防災士の資格を取らせてあげようとするれば、若い人や女性の方も出てくるんじゃないかと思ってるわけなんです、その辺を一つ聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 危機管理監。

○総務課危機管理監（吉村隆宏） それでは、防災リーダーと防災士の関係の御質問でございます。

防災士は個人が防災に関するスキルを取得するというものでございまして、防災士を取得した方が、各方面でいろいろな活動をされております。現在、広島県では防災士の資格を取得しました防災コーディネーター等がおります。こういった方をまずは、オブザー

バーとして市にお招きしまして、市の地域防災リーダーの方に講義等をさせていただきまして、ノウハウ等を受け継いでいただくということを考えております。現在、防災リーダーの事業を始めまして2年目となっておりますが、こういった方々が毎年ふえていくということで、地域のつながりというものが増えてくると思います。そのつながりの中で、女性であったり、若い世代、こういった方にお声をかけていただいて、少しずつではございますが、防災リーダーのなり手となっていただくということを考えております。

防災リーダー、または地域防災士については、今後どのような形がいいのかというのは検討材料だと思いますので、考えさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 中川議員。

○5番（中川智之） ありがとうございます。

確かに防災リーダーがボランティアですので、なかなか手がいないというのもよくわかります。ですが、防災リーダーの育成研修も、行われるのが平日の昼間なんですね。仕事等を持っての方がなかなか参加できないというのも、わかります。できれば、会社とか職場の方を巻き込んで、半日なり2時間なり会社から来てもらうということも考えてはどうかと思います。これは質問ではないですけども。

それと、あと乳がんグローブですけれども、ネットで調べたところですね、一つが大体500円前後するんだそうです。3個で1,000円というところもあるみたいですけど。その乳がんグローブを成人式のときに配付すれば、百二、三十人おれば一つ約500円ですから、約6万円ぐらいで済むかと思うんですけども、それぐらいを何とか拠出していただいて、40代から検診を受けるというよりも、もう二十ぐらいの若いときからやっておいたほうが。それというのも、私の友人がもう二十何年前ですけども、30代で乳がんで亡くなってるんです。本当に5歳、7歳ぐらいのお子さんを残して亡くなったということもありますし、若いうちからそういうきっかけをつくっていただくということもあるので、ぜひ検討していただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、13番、山崎年一議員。

[13番 山崎年一議員 登壇]

○13番（山崎年一） 会派くろがねの山崎でございます。現在、新型コロナウイルスが全世界に蔓延し大変な苦悩をしております。そういった中で、市民の皆様方にも、しっかりとみずからの健康を管理いただき、感染防止に取り組んでいただくということをお願いして、もう1点は行政の皆様方にも引き続き、感染に対する万全の対策をとっていただきますことをお願いして、一般質問に入ります。

初めに、昨年度6月に参議院本会議で可決成立いたしました、改正子どもの貧困対策法について問います。御答弁のほどよろしく願いいたします。

バブル崩壊後の1995年からふえ続けてきた生活保護受給者は、経済状況が悪化すると一段と増加し、政府の扶助費の削減を目的とした生活保護費の引き下げが行われ、親族による扶養義務の強化が図られるなど、生活保護行政が混乱をいたしました。一方で生活保護

費の引き下げは、自治体が行う就学援助などの生活保護基準を利用して算出するほかの制度にも影響を与え、生活保護を受けていない低所得者世帯にも大きな負担となりました。2000年ごろから子供貧困対策をめぐる立法化の動きが起こり、政府の相対的貧困率の公表とともに、格差、貧困問題などへの全国的な世論が高まり、子供の無保険問題、就学援助の自治体間格差がマスコミで取り上げられるようになりました。このころになりますと、貧困問題解決に向けた世論は一気に社会問題となってきました。

そのような背景を受けて、2013年6月19日に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が参議院本会議で全会一致で可決、成立をいたしました。2014年1月の法律改正施行後、同年8月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定されています。この法律は、施行から5年をめどに見直すこととなっており、2019年6月に改正子どもの貧困対策法が成立したものであります。なお、同年11月29日には、子どもの貧困対策に関する大綱も閣議決定をされています。

子どもの貧困対策の推進に関する法律は、親から子供への貧困の連鎖が起きないように、貧困状態にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの貧困対策に関し基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、子どもの貧困対策の基本となる事項を定めたものであります。基本理念では、子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現するを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況に応じて包括的かつ早期に講ずることにより推進されなければならない。と規定をしております。

貧困の中で暮らす多くの方は、女性と子供と高齢者であります。とりわけ多くのひとり親家庭では、子供が寄り添う母親がその経済的な基盤を築けない中で、子供の環境の改善が見込まれづらくなっております。1日の食事の中で、栄養が一番充実していると言われる学校給食が食べられない子供たちが、夏休みなど長期休暇明けに痩せて学校に戻ってくるという問題が、全国で社会問題となっております。

平成29年3月定例会、平成30年6月定例会の一般質問でも御紹介いたしましたが、育ち盛りの子供にとって、一番大切な時間である母親とのふれあいの時間が失われているのであります。広島県が平成29年に実施した、広島県子供の生活に関する実態調査でも、子供の勉強を見る機会がめったにないと答えた生活困窮層の保護者が、小学校5年生で26.1%、中学校2年生で57.2%となっております。毎日の生活に追われて、疲れた保護者の姿が浮き彫りになります。

最も悲惨なのは、過去1年間に子供を医療機関で受診させなかった経験を問うところ、生活困窮層の保護者では小学校5年生の32.8%、中学校2年生の34.5%が受診控えを行っていたことがわかりました。診察にかかる費用負担に耐えられない貧困家庭の実態が明らかにされたわけであります。自分が病気で診察を受けさせてもらえない子供たちの不安は、いかほどのものか想像を絶するものです。このように、ひとり親家庭の日常生活、財政問題は深刻で、日々の生活がまさに火の車状態であります。法の整備や題目を並べ立てるだ



けでなく、きめ細かな手の届く支援が求められていると思います。

子供の貧困問題は、これまでも長い間議論され一般的に認知されてきました。何とかしなければという理解があっても、方法や手段、優先順位などには認識の違いが見られ、貧困問題それ自体に切り込んだ対策が見られないというのが、実態ではないでしょうか。そのような状況の中で、昨年6月12日参議院本会議での改正子どもの貧困対策法が全会一致で可決成立したことは、大変喜ばしいことでもあります。今回の法改正には与野党を問わず、超党派の子どもの貧困対策推進議員連盟の取り組みがありました。しかし、法改正がされても施策、事業が伴わなければ意味を持ちません。子供の貧困が存在することは、今や国民の大多数の皆さんが認識をすることとなりました。

しかし、個別具体的な状況は、依然として見えていません。世帯の所得や収入だけでは貧困の度合いは、図れないのであります。家庭の状況を把握し調査し、必要な支援を講じる必要があると考えます。

1点目、改正子どもの貧困対策法の改正点について問います。2点目、今回の改正点について本市としての取り組みを伺います。3点目、市町村に対し貧困対策計画の策定が努力義務とされました。本市の対応について問います。4点目、新年度予算における子供の貧困対策の取り組み。5点目、本市の子供の貧困状態の把握、認識について。

以上、5点について問います。

次に、放課後児童クラブの民間委託について問います。

本年2月21日の総務文教委員協議会において、現在、市内3か所にあります、あすなる児童クラブ、みどり児童クラブ、ひかり児童クラブなどの放課後児童クラブの民間委託について提案がありました。放課後児童クラブは1997年に法制化され、2007年に厚生労働省が運営に必要な基本事項と望ましい方向の基準、放課後児童クラブのガイドラインを発表しました。その後、2014年に放課後児童クラブの質を確保する観点から、子ども・子育て関連3法による児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの設備及び運営について省令で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定めることとなりました。

放課後児童クラブは、子供たちの毎日の生活の場であり、その運営は安定性と継続性、専門性が確保されなければならないとの基本的な立場から、民間委託についての課題、問題点等について問います。厚生労働省の平成28年国民生活基礎調査によれば、日本の子供の貧困率は13.9%、子供の貧困率は改善傾向にあるものの、ひとり親世帯の子供の貧困率は、50.8%と半数を超えています。私たちの周りにいる子供たちの約7人に1人が貧困状態にあることとなります。

しかし、この子供たちの保護者も、自分は貧困家庭であるということは絶対に言いません。言えないのであります。貧困は自分の責任のように教えられてきました。このことが、貧困が低く静かに拡大していく大きな原因だと言われています。将来の日本を担う子供たちが、夢と希望を持って日々の生活を送れない状況にあるといます。もちろん政府も自治体もさまざまな取り組みを行っています。厚生労働省の調査で、貧困家庭は母親か父親のひとり親家庭のケースが多いことがわかりました。ひとり親家庭の保護者は、低所得を補うために、少しでも所得をふやそうと、夜遅くまで働かなければなりません。これがひ

とり親家庭のダブルワーク、トリプルワークと言われる労働実態であります。

しかし、保護者が懸命に働いても生活はよくなりません。遅くまで働く親を待ちながら子供たちは、一人で過ごすことが避けられないのであります。御飯を一緒に食べることもできないし、もちろん学校での楽しかったこと、苦しかったことなどの出来事を大好きな親と共有することもできません。多忙な親は仕事に追われ、子供たちの宿題や勉強を見ることができません。結果として、学力の低下や宿題ができない児童になっていきます。小学校低学年からの教育支援の環境が必要だと言われるゆえんであります。

コミュニケーションが不足すると、子供の成長に影響を与えます。そのような子供たちの孤独を解消し、安心して過ごせる環境整備が、放課後児童クラブや放課後子供教室であります。子供たちの成長の中で、友達とのふれあいやコミュニケーションは、大切な要素です。放課後児童クラブの取り組みはひとり親世帯などの家庭に、保護者などを見守る人がいない子供に対して、学校終了後適切な生活の場所を提供し、児童の健全な成長をつくることであります。

本市の放課後児童クラブは、大竹市が直営で運営されてきました。次世代の子供たちが健康で健やかに育つ子育てしやすい町の実現に、大きく寄与してきたものであると評価をするものであります。直営事業から民間委託にされることで、学童保育の質はどのようになるのか、大竹市は今までのように責任を持ってくれるのか、などの不安があります。提案では、平成27年度からの子ども・子育て支援制度による利用対象児童の拡大と、保護者の就労率の上昇に伴う利用者の増加等により、将来的な運営に課題が生じているとして、現状の課題の改善を図り、今後ともさらなる安心、安全な放課後の健全育成環境を提供し、保護者ニーズに応えていくために、民間活力の導入が必要だと。令和3年度から全ての放課後児童クラブについて、民間委託による運営をしようとするものとの説明を受けました。

問います。1点目、本市の児童クラブは待機児童を出すこともなく、順調に運営されてこられました。一昨年から登録児童数が定員を若干上回っていますが、工夫をされて運営がなされたと判断をします。現在の小学校児童の何パーセントが利用していますか。低学年の利用数はどのようになっていますか。夏休みの利用児童数を伺います。また、今後5年間の児童数の入室想定見込みを伺います。

2点目、現在まで培われた児童クラブの公設、公営の実務経験者のノウハウは引き続き確保、継承されなければならないと考えます。このことについて、どのようにお考えかお伺いいたします。

3点目、保護者と事業者、大竹市との関係づくりについて。児童クラブにおいては、保護者が安心して就労できるよう、保護者と運営事業者と大竹市との関係づくりは欠かせません。児童クラブの運営上問題が生じたときは、三者が一体となって取り組める関係づくりは必要だと思うわけです。こうした関係づくりについて問います。

4点目、民営化の提案は保護者には何ら通知も報告もないまま、進められようとしています。提案では民間委託まで1年しかありません。民間委託について一番大切なことは利用者が理解し、納得され賛同を受けることであります。保護者の同意を得る手続について問います。

5点目、提案された民営化については、現在、策定中の第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画（案）にも児童クラブの民営化の文言はありません。また、大竹市子ども・子育て会議でも検討すらされていません。まさに唐突な提案で、本年10月には事業者決定のスケジュールとなっています。なぜ、このような唐突な提案なのか経緯について問います。

次に、公立・公的病院の再編統合リストの公表についてお伺いいたします。

令和元年12月定例会の一般質問でただしました、地域医療構想のその後の進捗や動向について、問います。昨年9月厚生労働省が再編統合の議論が必要として公表した公立・公的病院のリストは一部修正により、440病院と拡大をいたしました。厚生労働省のねらいは、病床数や診療体制を見直す検討が必要だとして、本年9月までに結論を出すよう迫っていた問題です。厚生労働省はこれらの病院について、病院としての役割や病床数の見直し、検証が必要と判断し病床数の削減や夜間救急の受け入れ中止、他の病院との連携や集約化などを含めた再編統合を求めたものです。

公立・公的病院と競合する民間病院の診療実績データについても、近く都道府県に提供し再編に向けた議論を要請するとしていました。病院のベッド数は全国的に過剰で、広島県も同様として、2025年の必要ベッド数を2万8,614床と推計し、2018年に集計されたベッド数3万3,041床から約1割強のベッド数を削減しなければならない。少子高齢化で人口が減り、患者数も減るのに合わせ、病院も病床数の削減を迫られているというのが、現状であります。

大きな問題は、病院ベッドは1、集中治療が必要な重症患者向けの高度急性期、2、一般的な手術をする急性期、3、リハビリテーション向けの回復期、4、長期入院の慢性期と区別されていますが、この中で回復期が圧倒的に不足しているとしています。一方で、高度急性期と急性期は必要数の1.4倍以上ある。そこで高度急性期と急性期を減らし回復期をふやす、これが厚生労働省の地域医療改革の最大のテーマであります。こうした病床再編を進めるために、厚生労働省が都道府県に求めたのが地域医療構想の策定で、各自治体は2025年に向けて病床数の削減など、具体的に進めるよう求めていましたが、一向に進まないことから、リストの公表をしました。再編の動きが鈍い原因は急性期が減れば、収益が下がり運営が厳しくなる、急性期の看板がなくなると若手の医師が来てくれなくなるなどの、病院側の切実な問題があるとされています。

しかし、公立・公的病院だけをターゲットにした厚生労働省の姿勢にも問題があります。患者、住民は公立・公的病院こそ存続を望むもので、住民が残してほしいと願う病院をターゲットにして病床の削減、機能集約を先行させることは理解できません。民間病院の再編リストは公表されていません。医師会などにそんたくして、民間病院のリストを公表しない厚生労働省の姿勢こそ改めるべきです。公立・公的病院と民間病院のリストを公表し、議論を進めるべきと考えます。厚生労働省の姿勢にこそ問題があるということを指摘しておきます。

そこで、問います。1点目、患者や市民にとって残してほしいのは、公立・公的病院などの医療機関です。民間病院を含めて地域で議論されるべきと考えます。公立・公的病院名が公表され、民間病院のリストは報道されていません。民間病院だけ優遇される事態は

納得ができないのが市民感情であります。公平公正な再編の議論ができるようにと考えますが、どのようにお考えですか。

2点目、民間病院のリストが広島県の団体には提示されたとの報道があります。提示された経緯と一般への公表について問います。

3点目、地域医療構想調整会議で本年9月までに、一定の方向を出すことが求められていましたが、その後、厚生労働省は柔軟に対応するとのことですが、今後の方向はどのようになりますか。

4点目、広島県は再編リストに上げられた病院を対象にした説明会を2月19日に開きました。民間病院も含めた詳細な診療実績データを公表し、病院ごとの役割分担など地域全体で議論していく方針を確認したということでありました。公表リストのうち2病院を除外し、1病院を追加したということで、県内では12病院になったということでありました。どのような報告が行われたのかお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終わります。よろしく御答弁いただきますようお願い申し上げます。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 次の世代を担う大切な子供、特に子供の貧困につきまして、引き続きまして御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、山崎議員の御質問にお答えをいたします。

2点目の放課後児童クラブの民間委託につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。まず、1点目の改正子どもの貧困対策法についてでございます。子供の貧困対策をより一層推進するため、子どもの貧困対策の推進に関する法律が、昨年6月に改正されました。改正内容は法律の目的規定に、子供の将来だけでなく、現在に向けた対策であること、子供の貧困解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり推進することが明記されました。そして、基本理念には子供の年齢などに応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮され、健やかに育成されること、各施策を子供の状況に応じ包括的かつ早期に講ずること。貧困の背景にさまざまな社会的要因があることを踏まえることの3点が明記されました。

また、子供の貧困対策に関する大綱には、ひとり親世帯の貧困率、生活保護世帯に属する子供の大学等進学率とともに、検証評価などの施策の推進体制を記載することが規定されました。さらに、市町村における子供の貧困対策についての計画を策定するよう努める旨が規定されました。

平成26年に策定された子供の貧困対策に関する大綱の重点施策に沿って、現在本市が行っている子供の貧困対策の取り組みは、ひとり親家庭の親の就労支援、児童扶養手当の拡充、生活困窮者自立支援事業などでございます。

昨年11月に策定された新たな大綱には、基本的方針として親の妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制や支援が届いていない、または届きにくい子供、家庭に配慮した対策の推進などが示されております。本市におきましても、子育て家庭に対し、妊娠期から子育て

て期にわたる切れ目のない支援を行うため、保健と福祉それぞれの部門が相互に連携しながら、相談・支援を行い関係機関との連絡調整などを行ってまいります。

また、貧困対策計画の策定が市町村の努力義務とされましたので、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第二期子ども・子育て支援事業計画に妊娠・出産期からの切れ目のない支援など、子供の貧困対策に直接的・間接的にかかわる施策を盛り込み、実施することとしております。

本市の子供の貧困状況の把握・認識については、ひとり親家庭の収入状況などを把握することが可能です。また、参考数値ではございますが、平成29年に広島県が県内全市町と連携し、小学校5年生とその保護者、中学校2年生とその保護者を対象として実施した、子供の生活に関する実態調査により、県全体の子供の生活実態や学習環境、経済的状況などが示されています。この調査では、低所得や家計の逼迫、子供の体験や所有物の欠如のうち、二つ以上該当する生活困窮層に当たると思われる家庭は、全体の約1割で、ひとり親家庭に限定しますと約3割が生活困窮層であるとの結果でした。

今回の法改正の趣旨を踏まえますと、将来だけでなく現在に目を向けて、子供の貧困解消に向け、これまで以上に効果的に施策を推進する必要があると考えています。全ての子供たちが夢と希望を持って、成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖しないよう、教育の支援、生活の支援、保護者への就労支援などによって、子供の貧困対策を総合的に進めてまいりたいと考えております。

続いて、3点目の地域医療構想についてでございます。まず、民間病院の再編統合リストの公表及び県に民間病院の診療実績データが提供された経緯についてです。国は昨年9月に、再編などの議論が必要な公立・公的医療機関を公表しました。その際、民間病院は、税制上の優遇措置や期待される役割が、医療法上の公的医療機関などとは異なると考えられるため、具体的な対応方針の再検証に当たっては留意が必要とされ、公表されませんでした。しかし、各地域で開催された意見交換会で、該当した地方自治体や医療機関から地域の医療体制を協議するには、民間病院のデータも必要との意見が多く、全国市長会などの各団体からも要望が多く出されました。

その結果、厚生労働省は昨年12月の地域医療確保に関する国と地方の協議の場で、民間病院のデータを都道府県に提供することを決定し、その後、高度急性期及び急性期の医療を行う全国約3,200カ所の民間病院の診療実績データが、都道府県に提供されています。

広島西医療圏域において、高度急性期及び急性期の医療体制を確認することが可能となりますので、地域の実情を反映させるために設置された、地域医療構想調整会議での議論も深まるものと考えております。

また、国から提供された民間病院を含む診療実績データは、現在、都道府県が最終確認中であり、その結果を本年3月末までに国へ報告することとなっております。国はデータが確定するまでの間、これらのデータや地域医療構想調整会議の議事録などは、非公開の取り扱いとしています。

次に、再編の方向性についてですが、国は2020年度から2025年度までの具体的な進め方については、地方自治体の意見を踏まえながら、厚生労働省で整理するとしています。

最後に、本年2月19日に開催された説明会は、県が該当する自治体や医療機関に対して、民間病院の診療実績データの提供や、今後の国の再編の方向性などについて、改めて概要説明をするとともに、病院ごとの役割分担などを地域全体で議論していく方針を確認するものでした。なお、全体説明会の後には、医療機関ごとに地域医療構想アドバイザー同席のもと、個別の相談会が行われております。今後、対応方針などが改めて、国から通知される予定ですので、その後は、地域医療構想調整会議において、民間病院の診療データも活用しながら、再検証を行うこととなります。

本市としましても、この調整会議のメンバーとして再検証の協議に参加し、広島西医療センターが、本市の地域医療には必要不可欠な医療機関であることを協議の中で、しっかりと主張してまいります。

以上で、山崎議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

○教育長（小西啓二） それでは、山崎議員の放課後児童クラブの民間委託についての御質問にお答えをいたします。

このたびの放課後児童クラブの民間委託の方針については、直営から民間委託に移行したとしても、運営の安定性、継続性、専門性の確保による児童の安全・安心をしっかりと守ってもらいたいとの思いからの御質問であると受けとめております。

1点目の児童クラブの利用状況ですが、市内各小学校1カ所ずつ計3カ所のクラブを設置しております。3月1日現在で、大竹小学校のひかり児童クラブ125名、小方小学校のみどり児童クラブ104名、玖波小学校のあすなる児童クラブ31名、合計260名の児童が利用登録をしております。そのうち、低学年の利用登録児童は、ひかり児童クラブ120名、みどり児童クラブ102名、あすなる児童クラブ23名、合計245名でございます。現在の小学校の在籍児童数は1,218名に対する利用登録の割合は全体で約20%、低学年のみでは約40%となっております。また、令和元年度の夏休みの利用登録児童数は、ひかり児童クラブ175名、みどり児童クラブ169名、あすなる児童クラブ44名、合計388名でした。なお、利用登録者数に対する実際の利用率は約70%から80%となっております。

今後5年間の利用児童数の見込みにつきましては、現在、策定が進められております第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果や、これまでの利用傾向などを勘案すると引き続き、利用児童は多い傾向にあるものの、人数はほぼ横ばいで推移するものと考えております。

2点目の、現在まで培われた実務経験者のノウハウの確保・継承への考え方についてです。現在、在籍している支援員は、長年にわたり勤務していただいている方も多くおられます。支援員・補助員によるこれまで培われた実務経験のノウハウの確保、継承は大事であると思っております。そのため、民間委託後においても勤務を希望される支援員等については、継続して雇用していただくよう事業者選定の募集要項に、明記する考えでございます。加えて、委託後においては、民間のノウハウを活用した運営体制の強化も図れるものと考えております。

3点目の保護者と事業者・市との関係づくりについてですが、現在も保護者からの要望、

意見については、主に各児童クラブの支援員を通じてのほか、各児童クラブの主任が集まり毎月開催している会議においても、情報の共有を図っております。民間委託された場合においても、受託事業者と市で業務分担を図りつつ、引き続き保護者からの要望・意見を共有し、児童・保護者が安心して利用できるよう連携した運営体制づくりに努めていきたいと考えております。

4点目の保護者への同意の手続につきましては、委託の検討を進めていく中で、機会を捉えて丁寧な説明を行っていききたいと考えております。なお、既に導入済みの市町については、民間委託についてあらかじめ保護者の意見を聞くことはしていないと伺っております。しかしながら、教育委員会としては、保護者の意見を反映する方法として、事業者選定に当たっては、選定委員会のメンバーとして、保護者代表に入っていただくことは可能であると考えております。

5点目の提案の経緯についてでございますが、議会への提案がこの時期になりましたのは、事業を進めるに当たり、予算の提案とあわせて考える必要があったからでございます。また、第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、今年度に開催された大竹市子ども・子育て会議においても放課後児童クラブの充実については、議論があったところです。第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査での意見、要望を踏まえ、課題の解決を図りながら、保護者のニーズにも答えていくことができる運営を続けていくためには、民間活力の導入が有効な運営手法と考え、教育委員会において他市町の状況や事例を研究し、検討を進めてまいりました。

また、同調査において、利用時間延長の要望が多かったと認識をしており、このたびの民間委託にあわせて、現在、18時までの利用時間を18時30分までと、30分延長したいと考えております。

このたびの民間委託方針に当たり、教育委員会においては、日ごろより限られた職員数・財源の中で子供たちが安心・安全に過ごす環境を提供することは当然でございますが、加えて、より効率的で効果的なサービスをどのように提供できるのか、業務のあり方を含め、職員一人一人が考えているところでございます。

運営の安定性、継続性、専門性をしっかり確保しなければならない業務としましては、平成25年度から給食調理業務が直営から民間委託へ運営を変更している事例もございます。現在、7年経過し、非常に良質で安全・安心なおいしい給食が、子供たちに提供できているものと考えております。

放課後児童クラブにつきましても、民間委託に移行した後も市が責任を持って保護者、受託事業者、各小学校との連携を図り、児童、保護者の皆さんに安全に安心して利用していただけるよう、努めてまいりたいと考えております。

以上で、山崎議員への答弁を終わります。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） 御答弁いただきました。多岐にわたって質問をしまして、また多くの御答弁をいただいて、若干重複する質問もあろうかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

最初に、子供の貧困対策について伺います。2013年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が制定されました。この法律の第1条では、子供の現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、要するに子供の貧困を親から子供に引き継ぎたくないという目的が、ここで示されている気がします。それで家庭の経済的な困難が子供の現在と未来に影響している現状を打開することの課題が当時の法律の制定から引き継がれてきたということで、今回の法改正になった。

先ほどの市長さんからの御答弁にありました、昨年6月に改正子どもの貧困対策法が改正されたということになります。この間に本市の子供の貧困対策はどのように進んできたのか。子供の貧困対策が実施された実績について、お伺いをしたいんであります。先ほど児童の手当の問題、あるいは自立支援の問題等の御説明もいただきました。その点を含め、もう一度最初に子供の貧困対策法ができた2013年から、現在までにこういった施策をこのようにしてきたという部分を、具体的に御報告をいただけたらと思うんでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼いたします。

本市における子供の貧困対策の実施状況ですが、平成26年に策定されました子供の貧困対策に関する大綱の重点施策に沿って述べさせていただきますと、生活支援、経済支援として、児童扶養手当の拡充、生活保護世帯の子供への大学進学準備給付金の支給、生活困窮者自立支援事業などが開始され、実施しております。

次に、保護者の就労支援でございますが、ひとり親家庭、生活困窮家庭、生活保護受給者家庭への就労支援を実施しております。さらに教育の支援として幼児教育、保育の段階的無償化や、一般財団法人広島県ひとり親家庭等福祉連合会主催による、学習支援事業を実施しております。また、民間レベルの取り組みですが、こども食堂などの生活支援のほか、NPO法人が自立支援ホームなどを開設し、事情を抱えた子供の家庭復帰支援や社会自立支援などを行っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。なかなかたくさん取り組まれていらっしゃるということをお伺いすることができました。それで、今までたくさんの貧困対策、あるいは子供たちの生活支援、学力の支援ということで取り組んでおいでになったわけでありませう。また、実際には子供たちの7人のうちの1人が貧困状態ということでありませう。まだまだ解決への道のりは遠いんだろうと思うわけだ。そういったことにおいて、今後こういったことを子供の貧困対策として取り組んでいきたいという部分、先ほど市長さんからもありましたけれども、こういったことを強化していく必要があるという課題等がございましたら、伺いをしたいんでありますが、よろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 先ほど市長の答弁にありましたが、今回の法改正を踏まえ、全ての子供たちが希望を持って成長していける社会の実現を目指し、貧困が世代を超えて連鎖



しないよう、これまで以上に子供の貧困対策に関する施策に取り組んでまいりたいと思います。今後も継続事業については拡充、充実を検討し、新規事業については国や県の補助金などを活用しながら、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

それでは、2問目の児童クラブのことについてお伺いいたします。児童クラブの件につきまして多岐にわたって御答弁をいただきました。それで利用者の増加等の要因により将来的な運営に課題が生じているということの中で、民間委託をという状況だったと説明をいただいたと思うんですが、確かに利用者は年々増加しており、令和元年度では充足率は110%になっております。定員を20名オーバーしているわけでありますが、一方で受け入れ体制が確保できれば定員を超過して、受け入れ可能とされています。しかし、実際にこの110%といいましても、登録者がオーバーしておるだけで、実際の利用率というのは、先ほどもございました約70%から80%ということでありますから、現状において、余り利用者についての誤差はないと思います。そこで受け入れ体制の確保というのは、指導員のことではないかと私は思います。施設の問題なのか、そのところを1点お伺いいたします。

次に、指導員、支援員の確保については、現在の求人難の折から厳しい部分もあるかと思えます。厚生労働省が発表した1月の有効求人倍率は、広島県1.81ということですから、労働者はよりよい労働条件の職場を求めることから、常に賃金体系が低くては、なかなか応募されるということ、また職種が今回の場合特殊でありまして、勤務時間も変則的であります。しかしこのことは、民間委託をされても条件は一緒であります。民間の事業者は職員が人手不足を訴えて、職員の確保をお願いすれば、探しているがおらんのだと、あなたが探してきてくださいよという責任転嫁をされるということの中で、そういった職場で働く従業員が、補充要員の要求もできないんだというようなお話も伺います。支援員の確保には労働条件の改善が必要だと。要するに労働条件を改善することが、今の大きな課題だろうと思うわけです。これが、2点目。

それから、このことは、児童クラブの指導員の確保ということについては、公設でも民営でも条件、課題は一緒だから民間になったから、人が採用しやすいということではなくて、むしろ私が思うのは、公設だからこそ働く人は安心してその職場に入ってもらえると考えられるわけでありまして、民間委託することによって労働者の確保、支援員の確保にはつながらないと考えます。

もう1点は、将来的な課題が生じているということが提案の中でありました。将来的な課題というのは何を指されているんですか、これを具体的に伺ってみたいと思います。将来的な課題、長年の児童クラブの運営経験の積み重ねの中で、培われた豊富な知識や経験でこれ解決できるのではないかと、思うわけでありまして。民間委託にすれば将来的な課題が解決するなどという安易な考え方で民間委託をされると、実際にその現場に通ってくる子供たちが、本当に安心できるんだろうかという心配をするわけです。けして民間活力の

導入でなければ解決できない問題ではなくて、直接運営、経営に携われるからこそ行政としてできるという利点はないのでしょうか。もちろんそういったことは、経験のない未知の世界でありますから、大変難しい部分もあろうかと思えます。先ほど給食センターの例もございました。確かに現状で満足できる部分だろうと思えます。しかし、それは比較検討した中での結論ではないんだろうと、私は思います。

もっと公設民営で給食センターがされていたら、その給食を味わう子供たちは満足点が高かったかもしれません。ですから、現状の給食センターが私は問題がないんだという評価にはつながらないだろうと。公設民営の経験を果たされた上で、このほうがよかったんだということに私はなり得ない。むしろそういったことの中で、公営だからこそできるサービスというのが、もっと私は有利な部分としてあると思うんですね。そこについてのお考えを聞かせてください。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） それでは、順にお答えさせていただきます。まず受け入れ体制の確保の意味合いについてお答えをさせていただきます。

令和2年2月21日開催の総務文教委員協議会において、放課後児童クラブの民営化について説明をさせていただきました。その際に各児童クラブの定員、それから登録児童数の状況について、お示しをさせていただきましたが、受け入れ体制が確保できれば、あらかじめ定められた定員を超過して、若干の児童の受け入れが可能、ということの説明をさせていただきました。この受け入れ体制の確保とは、議員おっしゃられますように、子供を受け入れるために現場に必要な人員を確保するという意味合い、子供の中には特別に支援の必要な方もいらっしゃいます。そういった意味合いで、十分な人員の確保が大切と思っております。また、必要に応じて学校の空き教室を確保するなど、利用児童の人員に応じて必要なスペースを確保するというような、両方の意味合いがございます。

次に、支援員の確保には労働条件の改善が必要ではないかとの御質問のお答えをいたします。御指摘の中で、支援員を探しているけどいませんと、探してきてくださいと責任転嫁。というような御指摘があったんですが、これも責任転嫁ということではなくて、周りにいらっしゃらないかお願いをさせていただいております。支援員及び補助員の任用条件についてですが、今年度までは臨時職員、来年度からは会計年度任用職員ということに移行いたしまして、期末手当の支給や通勤費の改善、新たな休暇の扶助など一定の処遇改善がなされます。職員の処遇の改善がモチベーションを上げる要素の一つであると認識をしております。

来年度は、令和3年度からの民営化に向けて、受託事業者を公募しあらかじめ事業内容について提案を受けた上で、審査をして事業者を決定する予定でございます。事業者から職員の処遇についても提案を受けることとし、審査項目の一つにすることで、より有利な処遇条件を提案してもらうということを考えております。したがって人材確保にもつながってこようかと考えております。

次に、将来的な運営に課題が生じているということにつきましても、総務文教委員協議会の説明の中で申し上げたところでございます。この将来的な課題とは何を指すのか、ま

た、この将来的な課題を長年の公営のノウハウで、解決できないのかという御質問にお答えをいたします。

まず、一つ目の課題といたしまして、現在、大竹市では三つの放課後児童クラブで合計23人の臨時職員が勤務をしておりますが、利用する児童数が増加する中、昨年度と比較して職員数は減少しており、常時募集をかけているところですが、採用が非常に厳しいという状況です。二つ目の課題といたしまして、児童クラブの職員は現場に管理監督する職員が存在しないという中、児童に対する指導や保護者への対応など、その場で臨機応変に判断をせざる得ない場面が多々ございます。確かにクラブごとに長年積み上げてきたノウハウというものは存在をしておりますが、運営形態そのものが硬直化する傾向にあります。結果としまして、現場の職員の意思疎通が非常に難しくなるというような弊害も出てまいりました。このような状況から将来児童クラブの運営自体が困難になるではないか、仮にそうなれば共働き家庭やひとり親家庭に対する影響は多大であるということで、大きな課題であると認識をしております。

次に、公営であるからこそ、将来の大竹市を担う子供たちを育てるという立場に立てるのではないかと、責任を持ってできるのではないかとという御質問でございます。今回の民営化の方針を提案するに当たりまして、民間委託した場合の業務分担についてお示しをしております。民営化する主な業務といたしましては、現場での児童の指導、あるいは遊びの提供、その他のお世話、保護者との連絡調整、またそれらを担う支援や補助員といった現場の職員の採用、あるいは労務管理などを想定をしております。一方、大竹市の業務といたしましては、児童クラブの設備や運営に関する基準の決定や利用者の入会決定、利用者負担金の徴収などを予定をしております。

児童クラブの設備や運営に関する基準につきましては、開所時間や開所日数、一クラス当たりの児童数や職員数、支援員の資格要件などを条例で定めておりますが、この基準については、民間委託した場合であっても、当然に遵守をされなければなりません。制度の根幹部分は大竹市が主導権を持って決定をいたしますので、将来の子供たちを育てるという役割は十分に責任を持って担えるものと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

基本的には、民間委託をすることのほうが、もっといいサービスができるんだという考え方なのかなと思います。しかし、私が申し上げておるのは、民間委託でないからこそ、公営でやるからこそ、きちんとサービスができるし、そのことが行政としての責任ではないですかということが、私の基本的な考え方でありまして、子育てであります。しかも子供の教育を兼ねたそういった保育の問題でありますから、こういったことを民間委託をすることが、結果として子育てを行政として放棄するということになるんじゃないだろうか、という心配をしております。保育所が委託になりました。また、これから今後ずっとそういった形で保育所も委託していく、給食センターも委託すると、児童クラブも委託していくということの中で、いわゆる子供たちにかかわる一番大切な部分を行

政の手から、根幹を握っとるんだから大丈夫だとそれはおっしゃいますけども、実際には民間委託することで、みずからの責任を民間に投げかけると、その中で事故がなくスムーズにいとるからいいんだという評価の仕方だろうと思うんですが、私はこれは、けしてそうではなからうと、公営でやればもっといいものができると考えるわけですが、そういった意味においては、私はもっと行政として携われる可能性というのを追求していただきたい。子育ての一番大事な部分をこうして民間に委託をしていくということは、結果として私は子育てに責任が持てなくなるのではなからうかと思えます。

そして、先ほども現場の職員に探してくきてくださいと言われた部分は、それは人を探しよるんですよという言い方だったように思うんですが、これ、よくあるですよ、実際に職場で。募集をかけております。だけどおらんのですと、だからあなたの友達でどなたかおったら連れてきてください。それはけして人を募集しとるんじゃないじゃなくて、みずからの責任を放棄しとるだけであります。やっぱりそういったところの考え方が、私は基本的にはもう間違っとるんじゃないかなという気がします。やっぱり経営者あるいは、責任者としてそういった従業員、あるいは支援員の確保ということについては、責任を持つということが大切でありまして、そういったことの考え方がやっぱり大切なところで、私とずれてるなど、それは行政の皆さんいろいろ考え方もあるでしょうし、全体を見ないけんという部分では大切なことだろうと思う。

私はこういったこと、子育ての一番大切な部分を民間に委託するという事の中で、大切な部分が行政としてやらないといけないところが、どんどん覆い隠されていくと、そういった子供たちがこれからふえていくということについて、懸念を持っとるわけでありまして。ぜひそういったことについても、お考えをいただきたいということで、保護者との先ほど連携といいましょうか、あるいは今回の問題は、保護者にはまだ通知がしてないということのようであります。恐らく保護者はこういったことを聞かれるとびっくりされるんだと思います。しかし、現状でいくと聞いたときには、もう決まっとるよと、議会で決まったんやということの中で、保護者は面食らうわけですよ。自分たちの意見をしっかりと企画、計画の段階から主張できるような体制をつくっていただきたい。

物事が決まってルールの中で、さあ、保護者の皆さん参加してください、そこで検討してくださいと言うても、それは意見を言うも言わんもないわけですね。もう決まっとるわけです。そうでなくて、こういった企画の段階で、例えば今の段階で、保護者や支援員の皆さんをこの協議会か、どういう組織かわかりませんが、入れて一緒に検討していただく、そういった中で問題の解決に向けた取り組みをしていただくということについては、私は重要な問題だと思うんですが、その辺の考え方についてはどうですかね。お伺いいたします。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） 先ほど業者選定の審査会に、保護者代表をあるいは支援員代表の参加ということも考えられるかもしれませんが、そういった方を入れていくということを検討しているということはお答えをさせていただきました。現状では制度の根幹部分といえますか、運営の公営化、委託化の判断については、行政サイドで行っておるところ

です。こういった制度の根幹部分ではなくて、実際に現場でどういうふうに運営をしたら保護者の意見を取り入れられるのかとかですね、そういった保護者とのつながりについてはまた御意見をいただける機会等については考えていきたいと思っております。制度の具体的な部分をどうしますかという、賛否を問うというではなくて、具体的な現場の御意見をいただくということは、今後可能かと思っておりますので、これは検討させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

ぜひ早い段階から参加していただいて、しっかりといいものをつくり上げていただきたいということをお願いしておきます。特に支援員の皆さんや保護者の皆さんは、直接みずからの身分、あるいは子供の保育に関することでありますから、一番心配をされていらっしゃる部分だと思いますので、早い段階での御参加をお願いします。

それから、保護者の例えば組織といいましょうか、そういったものについては、以前も私はお伺いをしたことがあると思うんでありますが、組織されていないというでありました。そういったことで、現在そういったものが組織されているのかどうなのかということ。これがやっぱり一つには、こういった問題を解決していく上では非常に大切なことだと思いますので、そこを教えてください。

それから、整理をするために放課後児童クラブで過ごす子供たちの時間についてお伺いしたいんですが、利用形態でそれぞれ時間が違うと思います。一番長く利用する児童はどれぐらいなのか、あるいは短時間の児童は何時間ぐらいなのか、それで夏休みの期間中の児童というのは、何時から何時まで見てもらえるのかといった、先ほど人数は相当多かったと思うんでありますが、こう言ったことの中では、夏休みの支援員も相当たくさん必要だろうなと考えましたんで、三つの児童クラブを足しますと388名ですか。そういったことだと、相当な支援員が必要になってくるんだと思うんですが、こういった場合の支援員はどういうふうに確保されるのか、ということもついでにお願いをいたします。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） まず保護者会などの組織があるのかどうかという御質問でございます。

現在は、放課後児童クラブ保護者会というものはございません。ただ、保護者の間で主体的に組織化を図りたいということでありましたら、そのような方向に進むこともあるんじゃないかと思えます。ちなみに保護者への情報提供の方法としましては、毎月発行する児童クラブだよりであるとか、連絡メールサービスそういったことで対応しておりますので、必要な情報については迅速に提供させていただいているところでございます。

次に、児童クラブの利用時間についての御質問にお答えをいたします。通常の利用時間につきましては、月曜日から金曜日までは下校後から17時まで、土曜日は朝の8時から17時まで、延長する場合は、いずれも18時までの利用が可能となっております。

次に、夏休みなどの長期休暇中の通常の利用時間については、8時30分から17時まで、

延長する場合は18時まで、また早朝利用の場合は8時から利用が可能にしております。

次に、支援員の勤務状況といいますか、確保の方法につきましてですけれども、支援員が児童クラブごとあるいはクラスごとに、1カ月の勤務シフトを組んで、現場の職員はそのシフトに基づいて割り当てられた日に勤務をしているという状況です。頻度でいいますと、週4日の勤務シフトで回しているということですね。各クラスの利用の児童数に応じて、2名から4名。長期休暇中は多少ふえますけれども、1日の勤務時間は四、五時間、長期休暇は5時間から9時間、そういった勤務内容で勤務してもらっております。今回のコロナウイルス対応ですね、勤務時間の延長ということもありますけれども、長期休暇中につきましては、子供の数がふえるということで、支援員、補助員の確保がより必要になるわけですが、そういった場合につきましては、例えば単発的に休暇中だけ来ていただける方といった方もおられますので、そういった方を募集いたしまして、人数をふやしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ぜひ、保護者の声が届くような体制をつくっていただきたいということをお願いしておきますので、よろしくお願いします。

次に、地域医療構想についてお伺いをいたします。

厚生労働省が2018年に、病気やけがの治療で全国の医療機関に支払った概算の医療費が、前年度に比べて約3,000億円増加して、42兆6,000億円になったと。過去最高を更新したということを発表をいたしました。1人当たりの医療費は、4,000円ふえて33万7,000円、厚生労働省は高齢化や医療の高度化が影響しておることで、1人当たりの医療費は75歳未満で22万2,000円、後期高齢者の75歳以上になり4倍を上回る93万9,000円、2022年から2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、さらに医療の拡張が見込まれるということですが。

一方で、政府が検討している医療制度改革では、75歳以上の受診時の窓口負担を現在、原則1割から原則2割に引き上げた場合、医療給付費を年約8,000億円減らせると厚生労働省が試算としているということが、昨年12月2日の朝日新聞で報じられました。約8,000億円高齢者の負担がふえるということだと。医療費を抑える効果があるが、75歳以上は収入が減るのに、さらなる負担は生活を圧迫しかねないとの指摘もあります。1人当たりの平均年間収入は70歳から75歳で203万円ですが、80歳から84歳は169万円、85歳以上は163万円と徐々に減っていくわけであります。

こういった中での医療費の負担というのは、高齢者の生活を大きく圧迫すると考えるわけであります。政府は新年度の予算で、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を見据えて、病床の削減を図ろうとする地域医療構想の実現を図るために、病床ダウンサイジング支援の予算を今年度84億円盛り込みました。しかし2月19日の説明会のように、公立・公的病院のみ集めて説明会を実施されるなど、私としてはなかなか理解できないわけであります。今後、民間病院も含めてというような話ではありますが、なかなか住民や国民には、見えてこない中での再編が進められていると考えるわけです。

現状の公立・公的病院が先行していると受けとめるわけですが、このことについて、担当としてはどう思われますか。私たち住民が求める病院の改革とほど遠いような気がするんですが、その辺のところの考え方についてお伺いします。

○副議長（寺岡公章） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 公立・公的医療機関、こちらの再編を求められているところでもありますけれども、国が申しますのは、公立・公的医療機関自身が医療機関としての役割を、2025年を見据えた役割をしっかりと打ち出した上で、地域医療圏域の求められる病床数等を勘案して、まずは先に再検証していくということが、求められていると思っております。民間医療機関をあわせて検証するというには、今のところなっておりませんが、まずは公立・公的医療機関、こちらが求められている役割を検証するということが、第一段階だと考えておりますので、私どもも地域医療構想調整会議のほうで、もう一度最初に確認した上で、次の第2段階として地域の中でのベッド数等を検証していきたいと考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山崎議員。

○13番（山崎年一） ありがとうございます。

それで、先ほどの国の令和2年度予算の84億円ではありますが、地域医療構想の実現を図るということから、統廃合による病床を廃止する際の財政支援を実施するという一方で、国の補助を10分の10ということでもありますから、これ全額補助するんだろうと思います。当該補助制度は令和2年度に限りやる。令和3年度以降は、消費税財源を用いて対応したもののなかで進捗を踏まえて、これはつくっていくということではありますが、この10分の10の補助というのは、令和2年度限りということでもあります。病床削減に伴う財政支援を稼働病床、稼働している病棟より病床を削減した病院等に対して、1床当たり病床稼働率に応じた額を交付するという一方でありますが、これだけに限らず統廃合によって廃止病院の財産を引き受けた場合には、逸失利益の補填もするというようにも考えているようであります。地域住民の医療や介護のニーズに真摯に向き合い、国のこうした動きにきちんとした対応を、地方自治体としてとる必要があると思うわけでもあります。

日本国立病院労働組合は、厚生労働省は医療提供体制の将来を見据えて、地域医療構想をてこにし、都道府県に病床削減計画をつくらせ、2025年の病床数を大幅に減らす計画を実行しようとする。慢性的な人手不足と高度化する業務内容によって、長時間労働が強い医療現場の切実な声を一切聞かず、機械的な分析による公的医療機関の縮小、再編を押しつければ、患者や家族の負担を今まで以上に重くし、医療難民、介護難民などを追い込むことになりかねません。今は政府や厚生労働省が行うべきことは、医師、看護師、そして介護職員などをほかの先進国並みにふやし、誰もがいつでもどこでも安心して十分な医療や介護のサービスが受けられる体制を速やかに構築することですと、反論をされております。住民の福祉の増進を使命とする地方自治体は、国の言いなりでなく地域と健康を守る役割を果たすべきと考えます。

今回の私の一般質問は、子供の貧困対策、放課後児童クラブの民営化、公立・公的病院

の病床削減と機能集約について伺いました。山崎は引き続き社会的弱者の支援について、積極的に取り組んでいきますことをお約束して、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 続いて、4番、小中真樹雄議員。

〔4番 小中真樹雄議員 登壇〕

○4番（小中真樹雄） 私が高校生のころ読んだ本に、イザヤ・ベンダサンの「日本人とユダヤ人」という本があるんですけども、その本の中で日本人は水と安全はただと考えているという一説があって、ああそんなもんかと高校時代は思ったんですが、今はそんなことを思っている人は多分一人もいないと思います。それで、私は「ルポ貧困大国アメリカ」という本を書かれた堤未果さんの「日本が売られる」という本を読みまして、驚愕の事実を知り、基本的に水道事業というのは、絶対に民営化すべきではないという観点から御質問をしますので、答弁をよろしくお願いします。

その本によりますと、いわゆる昨年10月の改正水道法の施行により、自治体が施設を保有しつつ、運営権を民間に売却するコンセッション方式の導入が可能となりました。この改正水道法の成立過程とその内容の問題点を、まず紹介したいと思います。成立過程の問題というのは、衆議院厚生労働委員会であった9時間、こんな重要な問題がたった9時間、本会議で2日で決まったということでもあります。さらに、この法案が、成立したときに、オウム真理教の死刑執行の話題が新聞とかマスコミでそれだけ捉えられて、この大事な水道民営化というコンセッション方式の導入という問題が、本来なら新聞の一面とかで取り上げられるべきところを、それが隠されてしまったということです。新聞やマスコミは何かというと、成立した後にはその問題点を指摘しても、これはいかななものかと私は当時それを思いました。

それと、そういうところが成立過程の問題点でありまして、また法案の内容としましては、財政難の自治体に対し、企業に運営権を売った自治体は、地方債の元本一括繰り上げ返済の際、利息が最大全額免除されるようにしたと。そして、水道料金は厚生労働省の許可がなくても、届けさえ出せば企業は変更できるようにした、というようなところを含んでおります。結局これは規制緩和、民営化がよしとするそれを金科玉条とするような、誤った路線に基づいているものだと思います。民営化の問題点というのは、例えば電力で言えば一つの送電網を複数の電力会社が共有するので、当然サービスの内容とか、価格の安さなどによる競争力が期待できますが、水道の場合、1本の水道管がつないで一地域に1社独占となって、こういう競争力のシステムが機能しないという問題を抱えておると思っています。

そういう点からして、民営化されれば企業は利潤追求をするでしょうし、メンテナンスは縮小最低限になった上、非熟練の人たちをふやすようにすれば、事故もふえるというような危険性があります。特に海外では一度民営化した後に料金が高騰したり、安全性が阻害されたという事実が露見するにつれて、再公営化という道を歩んだところも多々あります。この再公営化となると、また余分な費用負担が発生するわけで、そういうことはまず避けるのが賢明かと思えます。



ただ、この民営化ということに関しましては、宮城県が議会で議決をし、2022年度に民営化による事業開始を目指しております。浜松市は、下水道をフランスのヴェオリア社を代表とする特別目的会社浜松ウォーターシンフォニーへ売却しましたが、上水道に関しては住民の反対が根強く、現在、検討を延期しております。とにかくこの民営化ということについては、かなりの問題点があるということについては、まず指摘しておきたいと思っております。

それに関連してですが、広島県は、独立採算制で水道事業を実施している21市町のうち、2022年度に賛同する市町と県が統合し企業団を設立、2023年度事業開始を目指すとの工程表を示していることが、2月21日の生活環境委員協議会で説明されました。これは多分財政基盤の強化を狙ったものだと思います。例えば、山口県においてJ Aが一つになったというようなものだと思います。結局、広域連携になる一つの理由としては、料金をできるだけ安く維持するとか、施設管理、技術者養成などの面から、これからの少子高齢化で、利用人口の減少などに対応していこうというものだと思います。そこで、大竹市には、まず、今後とも水道事業の公営を堅持する覚悟があるのかどうかということ、聞きたいと思っております。

次に、広島県などとの連携で統合したとしたら、料金や施設管理、技術者養成などがどうなるかという範囲をシミュレーションを、具体的に示していただければと思います。それと、連携に参加するならば、参加する際の判断のポイントというか、一番留意する点を説明していただければと思います。いずれにしても、尾道市は現時点で賛同しないと表明しており、広島市も積極的ではないような感じであると、生活環境委員協議会で説明がありましたが、単独でいけるかどうか、または連携しなきゃいけないか、どうかはともかくとして、とにかく水道事業は公営化を維持するのが大前提だと、水道というのは利潤というか利益を求めるものではなくて、住民に安く安全な水を提供するのが第一義だということを考えていただきたいと思っております。

それから、次に、市営住宅における独居高齢者についてお伺いしたいと思います。

現在、市は市営住宅入居に際して、連帯保証人を不要とする条例改正案を提出しており、生活環境委員会では可決すべきものとされましたが、これはセーフティーネットの最後の砦である市営住宅入居に、連帯保証人確保の条件を外したことは賢明な判断だと私は支持したいと思います。結局これは岡山市が住宅弱者の救済のため、保証人の規定を外したのが全国的に波及したということだと思いますが、やっぱりよいことは追随することにちゅうちょする必要はないと思っております。

聞きたいのは、これまで保証人がいないため入居できなかった人はどのぐらいいますか。また、市営住宅における独居高齢者はどれぐらいの割合になりますか。さらに孤独死防止などの見守り策は、どのようにされていますか。そして、これは市営住宅に限りませんけれども、他市町村で独居高齢者の見守りに企業や郵便局と提携を結んで、見守り活動をしているところがありますけど、大竹市の状況はどのようになっていますか。答弁よろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 一般質問及び総括質疑の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いた

します。

なお、再開は13時ちょうどを予定しております。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

12時00分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○副議長（寺岡公章） 休憩前に引き続き会議を再開します。

議長所用のため、暫時、副議長において議事を運営いたします。

それでは、先ほどの一般質問及び総括質疑を続行いたします。

小中議員の質問に対する答弁からお願いいたします。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 市民の皆様方が大変大切に思い、また誇りにも思っている水道事業につきまして、御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、小中議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の水道事業の公営維持についてでございます。議員御指摘のとおり、昨年10月の改正水道法の施行により、地方公共団体が水道事業者等の位置づけを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる仕組み、いわゆるコンセッション方式の導入が可能となりました。既に宮城県においては、導入に向けて手続を進めていると伺っております。本市におきましては、令和元年度及び令和2年度の2カ年で、今後30年間における水道事業の経営戦略の策定を進めており、公営での運営を基本に検討しているところでございます。

また、広島県企業局が中心となって進めている広域連携の協議では、コンセッション方式は現在のところ検討の対象としておりません。県の考え方は、安全・安心な水を適切な料金で安定供給していくことは、水道事業者である地方公共団体の責務であるとされております。ただし、委託等が可能な業務については、さらなる民間活用も検討していくこととしています。

次に、県が示す広域連携に参加した場合の料金や、施設管理、技術者養成についてでございます。現在示されている行程では、まず参加する市町と県で企業団を設立し、参加市町の水道事業を引き継ぎ運営を一本化いたします。総務部門の業務が一元化されるため、施設管理や技術者の養成については、この段階で企業団に移行することとなります。一方、料金については、おおむね10年間は参加市町の水道事業ごとの区分経理とし、料金体系もそれぞれの水道事業の実態に応じた設定で運営されます。また、この10年間で国からの交付金を活用した施設の最適化による事業間格差の縮小に取り組むこととしております。施設の最適化事業がおおむね完了する10年後に実績を踏まえて、運営のあり方を判断していく中で、会計の一本化と料金統一の可能性について、改めて検討することになっております。

本市の広域連携への参加につきましては、安全・安心の確保、水の安定供給、持続可能

な事業運営などの観点から、より望ましい体制を選択していくことになります。具体的には現在、策定中の経営戦略の分析結果等と、県から示される広域連携した場合の組織、料金、効果などを比較して判断することになります。また、本市は上下水道局の体制をとっており、水道事業、工業用水道事業、公共下水道事業の3事業を効率的な人員配置のもとで、運営しています。このため、仮に広域連携に参加するならば、3事業一体での移行が望ましいと考えています。なお、広域連携に参加する市町の状況によっては、想定するスケールメリットが得られないことも考えられますので、広域連携協議会での議論を踏まえながら、適正に判断してまいりたいと考えております。

次に、2点目の市営住宅における独居高齢者についてでございます。本年4月1日に施行される民法改正がきっかけとなり、国土交通省の公営住宅管理標準条例（案）が改訂されました。これは単身高齢者の増加などを踏まえ、今後、公営住宅の入居に際し、保証人を確保できないために住宅に入居できないといった事態が生じないよう、保証人に関する規定が削除されたもので、本市でもこのことを踏まえ、条例改正を行おうとするものでございます。大竹市では、市営住宅に申し込みをされ、保証人が確保できなかったため入居できなかった事例は、近年では年に1件程度となっております。

次に、65歳以上の独居高齢者の入居割合は、本年1月末時点で市営住宅の総世帯数565世帯に対し、約32%となっております。なお、これらの方々に身寄りあるかどうかまでは、把握しておりません。孤独死防止の見守り策は、指定管理者においてドアノックサービスを行っております。具体的には毎月の見回り点検時に、独居高齢者に限らず、全ての世帯の郵便受けを確認し、不自然に郵便物がたまっている場合にはドアノックを行い、返事がない場合は本人に連絡をして事情を伺っております。

また、収入申告や減免申請等の書類の返送や連絡がない場合にも、電話等により確認を行っております。

また、市営住宅のみが対象ではございませんが、本市では高齢者等の見守りを推進するため、企業と高齢者等地域見守り活動に関する協定及び地域福祉の推進等に関する包括連携協定の2種類の協定を締結しています。

一つ目の高齢者等地域見守り活動に関する協定は、締結先の事業所等が日常的な業務の範囲内で、高齢者等に対して何らかの異変を察知した場合に、市への連絡や必要に応じて安否確認、声かけ等を行うものでございます。なお、緊急性があると判断したときは、警察署、消防署等の関係機関に通報することもあります。現在、市内の金融機関、電力会社等4企業と協定を締結しております。

二つ目の地域福祉の推進等に関する包括連携協定は、高齢者等地域見守り活動に関する協定の項目に加え、健康増進、食育の推進等に関することや道路の損傷、不法投棄などの発見報告等の内容も含まれております。この包括連携協定は、現在、金融機関と移動販売を行っている企業の2社と締結しております。

本市の高齢化率は、令和2年2月末現在で、約35%であり広島県全体や全国よりも高齢化が進んでおります。今後も高齢化が一層進んでいくと見込まれる中、年齢を重ねましても住みなれた地域で、安心して暮らしていくことができるよう、今後も協定先の拡大を含

めた体制づくりを推進したいと考えております。

以上で、小中議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） まず、一般質問に当たりまして、冒頭名前を述べるのを失念しておりました。おわびして訂正します。一人会派の小中と申します。

市長から御答弁いただき、ありがとうございます。

今後30年間は、とりあえず公営を基本に考えていかれるということで、全く心強い限りであります。そこで一つお伺いしたいのは、保守点検は民間に委託しているということですが、その民間の保守点検のチェックをする技術者は、エキスパートとしてチェックされているのかどうかということと、広域連携で広島県の企業団に参加した場合、10年後には技術者はそちらで吸収されるということですが、それまでは技術者を育てるのか、それとも例えば出向とかいう形で広島県の企業団のほうに行くのか、そのところを教えてくださいたいと思います。

○副議長（寺岡公章） 業務課長。

○上下水道局業務課長（北林繁喜） それでは、2点ばかり御質問ございました。

まず、保守点検を民間委託しておりますけど、その施行のチェックですね。これは私どもの技術職員のほうで行います。それから広域連携、県の企業団は10年後に本格的な事業統合等を計画されておるところですが、その扱いについては今後参画する市町とまた協議をして、出向等の役割分担をされていくものと聞いております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。

納得できる答弁はいただけたと思います。水の安心・安全を守りかつ廉価な水道を提供するためには、水道事業の公営維持が不可欠だと考えております。市長がおっしゃったように、公営維持を基本にこれからも事業を展開していただきたいと思います。水道事業の公営維持が不可欠についての質問はこれで終わります。

第2点の市営住宅における独居高齢者についての質問ですが、これもドアノックサービスを初め、適切な見守り活動をやっておられるということなので、特にこちらから追加で何か言うということもないんですけども、高齢者の見守り活動の企業との協定で、これまでの活動としてどのように評価され、どのような効果があるかということと、今後さらにその協定の業者をふやしていくのかどうかについてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○副議長（寺岡公章） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 協定につきましては、協定の締結先である例えば金融機関について、認知症の疑いのある方を発見されたとか、そういった情報が専門の相談機関へ連絡があったといった事例が過去にはございます。高齢者を見守る方や団体をふやしていくということが望ましいと思いますし、協定を締結することによって、その企業の従業員であるとか、職員の方、そういった方に地域の高齢者を見守るといった意識をつけていただ

くといったところで、必要ではなかろうかと考えております。

それから、今後につきましては、先ほど答弁もありましたように、随時拡大をしていきたいと思っております。個別に訪問を行う事業者であるとか、あるいは金融機関等も幾つかしておりますけれども、まだされていない金融機関、あるいはライフライン等の事業者等に向けて、協定の締結について進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小中議員。

○4番（小中真樹雄） ありがとうございます。

高齢者などの安全・安心を確保するために、これからも今までされてこられた活動をより強化されることを望みます。どうもありがとうございました。

質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 続いて、2番、藤川和弘議員。

〔2番 藤川和弘議員 登壇〕

○2番（藤川和弘） 2番、新和会の藤川です。私は阿多田島地区、乗船支援についてというテーマに基づいて質問させていただきます。

阿多田島の人口が減っている中、阿多田島での養殖や漁獲量は、広島県内ですばらしい数字を残しております。そんな阿多田島の島民の皆さんが大きく負担になっておりますのが、フェリー代です。ことしの1月18日基地周辺対策特別委員会で、阿多田島の皆さんと意見交換会がありました。私は基地周辺対策特別委員ではないのですが、傍聴に行かせていただき、話を聞かせてもらいました。診療所の話もあったことから、たくさんの方が参加してくださいました。阿多田島の皆さんとの意見交換の前に、委員長からきょうは何でもいいです。突拍子もないことで構いませんので、御意見がありましたらお願いしますと。ですが、多くの意見は生活に密着している騒音問題、防音工事、フェリー運賃の話だったと思います。その他たくさんのお意見をいただきました。

そこで私は、1月18日の意見交換会に来ることができなかった若い方の話を聞きたくなり、2月6日に阿多田島に行き、30代から50代の約15人前後の皆さんに集まっていただき、意見交換会をいたしました。私と同世代の人たちが多かったので、きょうは何でも言ってくれと、例えば海水浴場、温泉施設、宿泊施設、阿多田島に欲しい何でも言ってくれと、ですが意見は出ません。意見交換会は私の思いとは全く違うものとなりました。私は海水浴場や温泉施設、宿泊施設等で阿多田島をにぎわいのある島に、10年後20年後、阿多田島をどうしていきたいか、たくさんのお話が出てくると思ったんです。少し静かな時が過ぎ、参加してくれた人が口を開きました。海水浴場、温泉施設、そんなんつくれるんならフェリー代をどうにかしてほしいと。海水浴場や温泉施設なんて二の次、まずは今住んでいる島民が住みやすい島に、将来のことより今なんだと。私は恥ずかしくなりました。確かにそうです。騒音問題、診療所の問題、フェリーの問題を抱えている阿多田島、今住んでいる方が少しでも住みよい島にするのが先だと、方向性を変えて阿多田島の今を問題テーマに話が始まりました。

皆さんの御意見が出始め、意見は、騒音問題、米軍岩国基地の滑走路が沖に伸びてから

飛ぶ回数もふえた。フェリーの話ではフェリーの運賃、フェリーの運航時間、フェリーの便数、中学生、高校生になると小方港からの最終便18時45分に間に合わない、私の知っている限り多くの子供たちがフェリーに乗りおくれるからと、部活動や塾やスポーツクラブ、習い事等に影響が出ております。高校生になると、阿多田島を離れ親戚のお宅から学校に通っている子供たち、アパート等を借りて通っている子供たちもいると聞いております。ほかにたくさんの御意見をいただきました。騒音問題、フェリー代、この二つに話が絞られ、話は進み、気がつけば3時間、それだけ騒音問題、フェリー代に困っているのです。あたたかあたたか基金の中に公的証明書交付事業、妊産婦健康診査等支援事業、障害者支援事業、高齢者離島対策事業、介護サービス利用支援事業、遠距離通学支援事業があります。この中には阿多田島にお住まいの方に対して、フェリー代の一部を助成する事業が含まれております。既にこれだけの助成をしていただいている、いろいろ案を出していただき、阿多田島の方の負担を少しでも軽くするため、職員の皆様が努力していただいていることがわかりました。ありがとうございます。

ですが、大竹市の中で最も騒音被害を受けております阿多田島に、さらに助成していただきたい。令和2年1月調べで阿多田島の人口269人、フェリー代の助成を受けている方約120人、残りの約150人の方にフェリー代を助成していただきたい。現在、阿多田島には二つの海上釣り堀があります。一つは、平成22年度にオープンしました。オープン前の平成21年度のフェリー代旅客人数は、5万5,637.5人、翌年一つ目の海上釣り堀がオープンした平成22年度の旅客数は6万4,644.5人と、約1万人の旅客数が伸びております。現在では二つの海上釣り堀があり、各代表の方に釣り堀利用人数を確認したところ、二つの海上釣り堀で年間約1万人の方がフェリーに乗り、阿多田島に渡り海上釣り堀を利用しております。令和元年のフェリー旅客数7万116.5人、十数年さかのぼってみても、7万突破した年はありません。この中の往復約2万人の方が釣り堀のお客様です。阿多田島の人口が減っているにもかかわらず、年々フェリー旅客人数がふえているのは、阿多田島で頑張っております企業の努力としか言いようがありません。阿多田島の方たちは、フェリーをたくさんの方に使っていただこうと努力をしています。騒音問題は、岩国基地がある以上難しい問題です。阿多田島の方は我慢しております。ぜひフェリー代の助成のない方々にも、助成をしていただきたい。

そこで問わせていただきます。再編交付金が令和3年度で終了いたします。米軍基地が存在する限り騒音被害は続く大竹市阿多田島、令和4年度以降、再編交付金にかわる新たな交付金制度に向けて、本市はどのような要望活動に取り組んでいるのか。今後、どう取り組むのかをお尋ねいたします。

また、平成19年度から始まった再編交付金、以前の資料を見たことがあるんですが、阿多田島に使われております再編交付金は、全体の10%だと記憶しております。大竹市で一番騒音問題等で困っております阿多田島に、交付金をもう少し使っていただいて、フェリー代の助成を受けていない方にも、フェリー代の助成をお願いしたいのですが、どうお考えかお尋ねいたします。

以上、壇上での質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 全国民にかわり、我慢をする。特に米軍岩国基地周辺で騒音の影響が一番大きい阿多田島の島々の方々に、気遣いされての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、藤川議員の御質問にお答えをいたします。

再編交付金は、国と在日米軍が協力して、我が国の平和を維持することに一定の理解を示し、再編を促進するため岩国基地への艦載機移転計画を容認したことから、交付されているものでございます。この交付金を財源といたしまして、平成19年度以降、市民の皆様が安心・安全の向上や将来を担う子供たちのためにとの観点から、知恵を絞りながらさまざまな事業を進めてまいりました。とりわけ、再編に伴う航空機の騒音被害等の一層の増大により、日常生活のあらゆる場面で我慢を強いられることになる阿多田地区に対しましては、十分な配慮が必要と強く認識をしており、これまで、診療所の運営補助のほか、防災コミュニティグラウンドの整備、あたたハマチとレモンのブランド化、老人集会所の改修などを実施してまいりました。

御紹介にありましたあたたかあたた基金では、平成28年度から阿多田郵便局での公的証明書の発行や、高齢者、介護サービスの利用者、障害をお持ちの方、妊産婦、高校生などを対象としてフェリー代等の助成事業を実施しております。これは、島民の皆様がどのような支援を望まれているのか、直接御意見を伺い、ニーズが高い効果を実感していただきやすいものを中心に、制度化したものでございます。

御指摘にありましたように、全ての島民の方を対象とした制度にはなっていないので、同じように騒音等の不安を感じられている中で、フェリー代の負担軽減という点では必ずしも恩恵を受けていない方がおられます。島民の皆様の日々の御負担、御苦労を考えますと、議員が御提案に至ったお気持ちは十分理解できます。しかしながら、国からの新たな支援策の確約がない中で、現時点においては限りある財源でもございます。対象を広げ毎年の費用を増加させることは、制度の持続性を犠牲にすることになってしまいます。そのため、まずは市民の当然の権利として、公的なサービスを受けるため、あるいは教育を受けようとしたときに、離島であるフェリーを使わなければならないということが、できるだけ負担にならないよう、このことに考慮して対象者を限定させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

現行の再編交付金は、令和3年度で終了することが決定しております。しかしながら、基地がある以上、騒音がなくなることはありませんし、安心・安全といった生活上の懸念が払拭されることはありません。その意味でも再編交付金にかわる新たな支援策は、当然に必要なものと考えており、これまでも事あるごとに国に対して要望し続けてきております。今後も、島民の皆様、市民の皆様の負担軽減や安心・安全の確保、地域や市全体の活性化のために、恒久的かつより自治体の裁量が発揮しやすい制度として支援が得られますよう、強い決意をもって取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、藤川議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。大竹市のための再編交付金にかわる新たな交付金制度に向けて、引き続き要望活動をよろしく願いいたします。

そして、大竹市で最も騒音被害があります阿多田島の方や大竹市民の生活の負担が少しでも楽になりますよう、よろしく願いいたします。

私は、さらに阿多田島の方の意見が聞きたく、2月20日に阿多田島に行きました。島の方にお話を聞くと、まずは騒音被害の話が出てまいりました。滑走路が沖に延びてからは飛行機が阿多田島の上空を通過する回数がふえた。曇りの日は低空飛行しているのでいつもより音が大きい。夜8時ぐらいまで飛行機が飛んでいる、寝れない。阿多田島は漁師まちです。漁期シーズンに入りますと夜中の1時起きです。騒音被害に加え、睡眠被害もあります。阿多田島の方とお話ししている間も飛行機が阿多田島の上空を通過しているときは目の前の人の声も聞こえなくなり、話がとまります。飛行機が去り、やっと会話が再開できる状態です。

介護されている女性の方は、診療所から先生がいなくなったら夜が心配、夜が怖い、先生がいてくれると安心できると、1歳から6歳の子供、未就学児がいらっしゃる方、数名に話を聞きました。診療所から先生がいなくなる不安から始まり、次にフェリーの運航時間が不便だと、詳しく話を伺うと、例えば兄弟のいる御家族で子供を病院に連れていくとき、阿多田港発2便の7時30分のフェリーに乗ります。子供を保育園に預けていきたいけど、阿多田保育園は8時30分からです。子供を預けることができません。病院は9時からなので、帰りのフェリー、小方港発9時30分のフェリーに間に合いません。診療が終わるのが2時間後の11時として、帰りのフェリー、小方港発は14時40分、その間の約3時間40分は体調の悪い子供を連れて待合室で待っている状態です。

次に、阿多田港発3便の12時30分のフェリーに乗るとします。阿多田保育園はあいていますが、預けることができません。それはなぜか、多くの病院はお昼からの診察が14時から、帰りのフェリー、小方港発は14時40分があるが間に合いません。保育園が終わるのが17時、帰りのフェリー、小方港発は17時15分、既に保育園が終わっている状態です。2便、3便で出かけても子供さんを保育園に預けられないし、帰りのフェリーまで長い時間待合室で待ってないといけません。子供を病院に連れていくのにこれだけ大変なんだと、陸続きでない阿多田島、交通手段はフェリーです。フェリーが1日5便しかない不便さ、騒音被害、睡眠被害のある阿多田島の人たちはそれでも我慢をしている、せめてフェリー代を何とかしてほしいと。JRの料金は未就学児無料、大竹市のこいこいバスも未就学児無料、阿多田島フェリーは未就学児に料金が発生しております。現在、阿多田島には1歳から6歳の子供さんが13名いらっしゃいます。生活の負担を少しでも軽くするために、阿多田島フェリー、未就学児を無料にさせていただきたい。ネウボラを導入し、子育てを支援する仕組みをつくり、進める大竹市、阿多田島フェリー代を未就学児無料にさせていただきたいが、お考えをお尋ねいたします。

○副議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） 失礼いたします。未就学児のフェリー代についてでございます。



現在、阿多田島のフェリーは、大人1人と未就学児1人が利用した場合は未就学児分のフェリー代は無料となります。しかし、大人1人と未就学児が2人以上利用した場合は2人目から未就学児分のフェリー代が有料となります。本市のフェリー代助成事業としては、阿多田島住民の経済負担の軽減や生活の安定を目的に再編交付金を積み立て、あたたかあたたか基金を財源とし、妊産婦の健康診断や障害者、高齢者などの支援事業が行われております。議員の御指摘のとおり、未就学児を対象としたフェリー代助成事業は行っておりません。

今後についてですけれども、財源の確保や制度の持続性などの課題はありますが、阿多田島の医療環境なども変わっておりますので、他の助成事業と同様の未就学児を対象としたフェリー代の助成が可能かどうか、研究してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。子育てをしている方々の生活の負担を少しでも軽くできますよう、フェリー代未就学児無料、前向きに御検討、どうかよろしくお願ひします。

フェリー代の助成事業の中には高齢者移動支援事業があります。高齢者移動支援事業とは、70歳以上の方が無料となる利用券、年間48枚まで使える支援事業です。阿多田島には70歳以上の方が令和2年1月調べで86名いらっしゃいます。86名の方に48枚、合計で4,128枚の無料券が出ております。ですが、実際に使われております無料券は平成30年度で2,470枚、約半分しか使われておりません。利用券が48枚ですと、阿多田島から出かけて帰れるのは1月2回分の利用券、阿多田島の方々が待ちに待っていたフェリー代無料の利用券、使われていないのが不思議に思い、聞いて回りました。使われていない方は、体の調子が悪く、阿多田島から出れず、使いたくても使えない、または、病院に入院しているから使えない、もちろんお元気な方は足りてない、そういう御意見もいただきました。使いたくても使えない無料券、もっと有効利用できないか。提案なのですが、高齢者移動支援事業、70歳からを60歳にしてみてもどうか。阿多田島に60歳代の方は令和2年1月調べで35人いらっしゃいます。35人の方に年間48枚の利用券を出しても1,680枚の利用券で済みます。使われていない利用券でほぼ足りる枚数です。ぜひ高齢者移動支援事業、70歳からを60歳に考えていただければと思います。

そこで問わせていただきたいのは、高齢者移動支援事業、70歳以上の方が無料となる利用券、約半分しか使われていない現状をどうお考えなのか。また、使われていない無料券、予算内でもっと有効利用できる方法を考えていただきたいのですが、お考えをお伺ひいたします。

○副議長（寺岡公章） 地域介護課長。

○地域介護課長（佐伯和規） 高齢者移動支援事業の平成30年度の利用状況でございますが、議員御指摘のとおり、対象者数に48枚を乗じた枚数に対し、実際に使用された枚数の割合は約65%となっております。しかしながら、対象者の数に対して1回でも使用された方の割合では約77%、4人に3人以上の方が利用されており、さらに1人当たりの使用枚数は

約40枚となっております。対象者の中には、施設に入所されたり、入院されたりなどの理由により交付を受けてない方が含まれていることを考えれば、多くの方に御利用いただき、有効に活用していただいていると考えております。

続いて、使われてない無料券の有効利用ということで、対象年齢の引き下げに関する御質問でございますが、本事業は高齢者の外出を支援することで健康維持につなげることを目的とした事業でございます。また、もともと阿多田島の島民の方からの要望を受け、近隣自治体における同種の制度と基準を合わせる形で、70歳以上の方に対し48枚年間交付するという形で開始した経緯もございます。

今後の事業のあり方につきましては、こうした事業の目的や経緯のほか利用実態などを考慮しながら検討してまいります。事業の持続性を考えれば再編交付金にかわる新たな財源がない限り、事業費の拡大につながる基準の見直しについては慎重にならざるを得ないということを御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 藤川議員。

○2番（藤川和弘） 答弁ありがとうございます。予算内で構いません。有効利用のほうを少しでも前向きに考えていただきたいと思います。

私は7年間、漁期シーズンだけですが、阿多田島に通っていたことがあります。阿多田島の島民の方ほどではありませんが、騒音被害、離島での不便さがわかります。インターネット等で買い物をして、荷物を一つ阿多田島に運ぶだけでもフェリー料金が発生し、例えば家具や電化製品を買い、業者の方がトラックで家具や電化製品を阿多田島に運ぶと自動車航送運賃が発生し、軽トラックの平均の長さ約3.5メートル、長さ3メートルから4メートルの車、片道3,770円、往復で7,540円、品物代金と別にかかります。阿多田島に物を入れるときと同様、阿多田島から物を出すときも料金が発生いたします。物を運ぶときにかかるフェリー代は阿多田島の生活に大きな負担となっております。これは阿多田島で生活している人にしかわかりません。騒音被害、睡眠被害、診療所の不安、フェリー代の負担、阿多田島の島民の皆さんの気持ちになって考えていただいて、大竹市で一番騒音被害等で困っております阿多田島に交付金を使っていただいて、未就学児フェリー代の無料、高齢者移動支援事業で使われていない無料券の有効利用方法、さらに、全島民の皆さんに少しでも構いません、フェリー代の助成をお願いし、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 続いて、6番、小田上尚典議員。

〔6番 小田上尚典議員 登壇〕

○6番（小田上尚典） 6番、清誠クラブの小田上です。明るく元気に前向きな一般質問となるよう頑張りますので、御答弁よろしくお願いします。

通告のとおり、このたびは、消防団のこれからについてとマイナンバー活用について伺ってまいります。

あすは3月11日、東日本大震災から9年を迎えます。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、式典などが中止になっていますが、ここ数日はテレビの特集なども放送され、そ

のたびにあのときの記憶がよみがえってきます。初めての一般質問では臨時災害放送局、いわゆる災害FMというラジオを取り上げさせていただきました。これは阪神・淡路大震災のときに災害時の情報収集のツールとして、ミニFMやコミュニティラジオが活用され、ラジオの果たす役割の大きさを証明するきっかけとなり、東日本大震災でも活用されました。二度目の一般質問では公衆無線LANの活用、これは熊本地震の際に大きな役割を果たし、その後の災害時にも運用されることとなったファイブゼロジャパンなどの無料のインターネット回線の環境についてでした。同僚議員からも防災に対する質問がございました。災害はいつ起こるかわかりません。さまざまな災害が起こるたびに法律が改正されるなど、体験や記憶が現在の私たちの生活に教訓として生かされています。まずは、そのような災害時に大きな力となってくれる消防団の団員確保についてです。

大竹市の消防団は団本部を初めとする各地12の分団、330名の定員で活動しているのは皆さん御存じのことと思います。消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が平成25年12月に公布されて以降、どのような変化があったのでしょうか。地域防災力の中核と位置づけられた非常備消防の消防機関であり、地域密着性、要員動員力、即時対応力がさらに必要とされ、南海トラフ地震などの大規模災害が危惧される中では、その役割は多様化して増加するばかりです。その中で団員確保は大きな課題の一つであり、団員の減少は地域防災力の低下に直結します。全国的に見れば消防団員数は年々減少しておりますが、本市においては平成31年4月1日現在、定員330名に対し329名と、大竹市への地元愛と責任感を感じる数字です。しかしながら、この数字、本市は平成23年と平成26年に定年が延長されたことによる効果もあります。令和2年は部長以下の定年が60歳から65歳へと延長された平成26年の改正の効果なくなる年とも言えます。消防団員の平均年齢は上昇し、全国平均41.6歳であり、本市においても同様の傾向が見られます。ことし2月末では団員数は318名となり、分団によっては定年退職による世代交代の際の組織編成に苦慮しているところもあると伺います。団員が個別に勧誘活動を地道に行っていることもあり、ことしの消防出初め式でも新入団員を迎えられたことはとても喜ばしく、感謝すべきことです。行政側としても団員確保に向け、さらなる活動をしていかなければならないのではないのでしょうか。どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、消防団の活動費です。

消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員となりますが、実際に団員として活動されている方々は、みずからの地域はみずからで守るという郷土愛の精神に基づき活動されているボランティアの側面も大いにあると思います。

その活動をしていく中では、納得の上ではありますが、団や分団の運営のためにみずから自腹を切ることもあるそうです。以前は地域で支え合いながら運営していたこともあったようですが、社会情勢や暮らし方の変化もあり、以前の方法では賄えずに運営に困っているところがあるのも事実です。

団員の確保の次に上がってくる課題として、消防団に係る経費の不足が課題と、平成30年1月に発表された消防団員の確保方策等に関する検討会の報告資料からも読み取ることができます。他の地方自治体では消防団運営交付金などの措置を設け、柔軟な対応ができ

るようにしているところもあります。冒頭で触れた法律の13条の消防団員への処遇の改善にもつながるのではないかと思います。現状をどのように捉え、今後どのようなお考えをお持ちか伺います。

次に、マイナンバーカードの推進、マイナポータルの活用について伺ってまいります。

マイナンバーとは、日本に住民票がある全ての人が持つ12桁の番号のことで、社会保障、税、災害対策という三つの分野で複数の機関に存在する個人の情報が同じ人の情報であることを確認するために活用されるものだと思います。

2015年10月ごろからマイナンバーの記載された通知カードの交付開始、2016年よりマイナンバー制度が開始され、マイナンバーカードの交付が開始されました。2017年からはマイナポータルの本格運用が始まり、現在では確定申告の際にe-Taxを利用し、自宅にしながら確定申告を済ませることができるようにもなっています。今後は保険証利用なども視野に入り、ますます利便性が向上するものと思われれます。

しかしながら、このマイナンバーカードの交付率、全国が15%、本市は2月9日時点ではありますが、交付率14.6%であり、平均的な数字、低調な状況に変わりはありません。現状60代の方への交付が多くを占めるという数字も出ており、デジタル機器の操作に抵抗の少ない若年層の交付率が振るわない現状があります。

マイナンバーカードの交付が少ないことによる影響は、それを利用した行政サービスが利用されない上に、マイナンバーカードを用いなければアクセスできないマイナポータルの利用も必然的に低調になるなど、負の循環に陥ってしまいます。この状況を変えるにはまず魅力の創出が必要ですが、利便性の向上で真っ先に上がるものがコンビニでの住民票の写しなどの交付です。近隣の市ではコンビニ交付は既に行われていますが、現状、本市では導入されておりません。本市でも何もしていないわけではなく、交付の電話予約という新しい運用が始まり、現状よりも利便性は高まりますが、市役所まで足を運ばないといけないという部分はどうしても残ってしまいます。

本市の令和2年度予算では市税などのコンビニ支払いに向けた予算も計上されており、コンビニによる行政サービス提供の利便性は十分に理解されておられると思いますので、コンビニ交付の導入に向けてのお考えを伺います。

そして、基本となるマイナンバーカードの交付の推進についてです。

マイナポイントを活用したポイント還元事業をことし9月に迎えるに当たり、どのような推進活動をされているのでしょうか。マイナポイントとは、マイナンバーカードを持っている人がキャッシュレスでチャージまたは買い物をする時と国から5,000円を上限とした最大25%が還元される仕組みです。つまり、2万円チャージすれば5,000円プラスされるということです。そのマイナンバーカードを使ったポイント還元を受けるためには事前のマイキーIDの登録など、デジタル機器の操作になれていない人への対応も必要とされてくるはずですが、魅力の創出、交付率の向上のためには、先ほども触れた若年層、具体的に言えば、子育て世代に対しての魅力も必要です。マイナポータルの活用もここで鍵になってくるはずですが、内閣府の発表によると、マイナポータルの大きな売りとして子育てワンストップサービスが目立ちます。この子育てワンストップサービスは、妊娠、出産、育児等

に係る子育ての負担軽減を図るため、地方公共団体における児童手当、保育、母子保健、ひとり親支援の子育て関連の申請などをオンライン上でできるようにするものです。マイナポータルのぴったりサービスといったものを活用した児童手当の手続、保育所入所の申請、妊娠の届け出など、活用の幅が大きくあるようです。本市における現状、活用の状況をお伺いいたします。

政府は2023年3月末までにはほとんどの住民がマイナンバーカードを所持することを目指しているようで、マイナンバーカードは今後の行政サービスのかなめとも言えるツールです。このツールをほかの市町に先んじて活用することは今後のデジタルガバメントの推進にも寄与しますし、全庁的に取り組みを検討してみたいかでしょうか。今後の展望も含めて総括的にどのように取り組まれるのか、お考えをお聞かせください。

以上、登壇しての質問を終わります。

○副議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 御自身が消防団に加入され、経験をもとにされての御質問をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、小田上議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の消防団についてでございます。

団員の皆様には、ふだんはさまざまな職業につきながら、地震、火災などの災害が発生した際には非常勤の地方公務員として活動していただいております。一昨年発生した西日本豪雨災害においても、避難誘導や救助活動などのため、早朝から夜遅くまで従事していただき、献身的な姿勢を大変心強く感じるとともに、心から感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

さて、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律は、少子化、高齢化の進展や被雇用者の増加など、社会経済情勢の変化により、地域における防災活動の担い手の確保が困難な状況の中、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全を確保することを目的として制定されております。

法が公布された平成25年当時、本市の団員数は約300人でしたが、団員の皆様方の熱心な勧誘活動により、昨年4月1日現在で329人となっております。また、その間、退職報償金、費用弁償額の引き上げなどの処遇改善や安全確保のための装備品、消防車両の整備などの改善を行い、安心して活動できる環境を整えてきましたが、安定的に団員が確保できる状況に改善されたわけではありません。地域防災力の充実強化には、団員の定年延長や消防予備軍の創設などによる消防力の強化と自主防災組織を初めとする関係組織と適切に役割を分担し、相互に連携・協力することが重要と考えております。

消防団の活動費につきましては、消防本部が一括して予算を管理しています。執行に当たっては、団本部や各分団の要望を取り入れ、優先度や全体的なバランスを考慮して、資機材の整備や修繕を行っております。しかしながら、予算配分の対象とならない費用等について、団員の皆様が活動費の一部を負担しながら運営されている状況があることも認識しております。こうした現状について、改めて実態を調査し、どのようなものが必要とさ

れ、行政としてどこまでの対応が可能であるか整理するとともに、分団ごとのニーズに沿ったより柔軟な運営ができる仕組みについても研究していきたいと考えています。

次に、2点目のマイナンバーカード、マイナポータル の促進・活用についてです。

まず、マイナンバーカードの利活用の一環となる住民票等のコンビニ交付についてでございます。

以前、導入について検討いたしました が、初期導入費用、ランニングコストともに負担が非常に大きいことが支障となりました。マイナンバーカードの交付件数は本年2月23日現在で3,935件、普及率は15%にも満たない状況です。コンビニ交付の導入がマイナンバーカード取得の動機づけとなる可能性もあるとは思いますが、サービスを受けられる方の数と費用とのバランスを考えますと、現在のところ、コンビニ交付の導入は難しいと考えております。

マイナンバーカードの取得については、さまざまな機会を利用して取得を促進するよう取り組みを検討しております。本年2月下旬からは、市民税務課の窓口において、マイナンバーカード申請用の写真撮影サービスを始めました。カード申請の意向のある方に窓口での写真撮影を御案内し、希望者にはその場で撮影して、マイナンバーカード申請書の作成を支援しています。デジタルカメラやプリンターを準備したばかりですので、これから市民の皆様 に市広報や市ホームページ等で周知いたします。

また、マイナンバーカードを活用したポイント還元事業に必要なマイキーIDの設定についても、市民税務課の窓口でマイナンバーカードの受取時に案内や設定支援をしています。

マイナポータルについては、まず現状を御説明いたします。マイナポータルとは、政府が運営するインターネット上のサービスでございます。平成29年7月にマイナンバー制度を利用した情報連携が開始された際に、自治体が保有する自己情報の閲覧、国や自治体間での情報提供記録の閲覧、自治体などからの各種お知らせ情報の表示、ワンストップサービスの実現などを目的として開始されたもので、平成29年11月の本格運用開始以降、順次機能が拡張されています。

マイナポータルの機能を利用するには、利用者証明用電子申請書を搭載したマイナンバーカードが必要です。また、マイナンバーカードを読み取るため、インターネットに接続されたパソコンとカードリーダーまたはマイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンが必要となります。ただし、マイナポータル上のぴったりサービスというコーナーはマイナンバーカードがなくても利用することが可能です。

現在、本市では、このコーナーに、妊娠・出産・子育てに関する4制度、15種類の申請を登録しております。電子申請には対応していませんが、フォームに氏名や住所を入力することで申請書を印刷することができます。押印した申請書を窓口にお持ちいただければ、待ち時間や手書きの煩わしさを気にすることなく、各申請が行えるシステムとなっています。なお、これらの申請のうち、一部は市ホームページから電子申請が可能となっています。

マイナポータルは全国的にも利用が低調のようですが、今後、利便性が向上すれば利用

者も増加すると思われまますので、活用策を検討していきたいと考えております。

最後に、今後の展望についてです。

本年9月からマイナポイントが実施される予定となっています。これは、マイナンバーカードを取得した人があらかじめ指定したキャッシュレス決済サービスで前払いなどを行ったときに、プレミアム率25%、最大5,000円分のポイントが国費から付与されるものです。この制度の実施により、一定程度はマイナンバーカードの取得が促進されるものと思います。現在も、市ホームページ上でマイナンバーカードの電子署名が必要となる電子申請を受け付けておりますが、現状はほぼ利用がありません。

昨年12月20日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画において、地方公共団体の行政手続のオンライン化が努力義務とされたところでもあり、住民の皆様にとりまして利用しやすい環境が整備されるよう、今後、検討していきたいと考えております。

以上で、小田上議員への答弁を終わらせていただきます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。全体的には非常に前向きな答弁をいただけたかなと思います。まずは、消防団のほうですね。消防団もマイナンバーもそうなんですけど、どんな活用の幅があるのか、どういうところが問題なのかというところは、市民の人に、消防団がどんな活動をしているのか、どれだけ大変なのか。マイナンバーカードがあるとどれだけ便利になるかもしれないのか。というところを知ってもらうのも重要なんじゃないかなと思います。

消防団は、先ほど市長の答弁にもありました。定員330名達成したときもあります。ただ、定年延長というところで、平成31年4月1日には329名の団員がいたというのも事実じゃないかなと思います。消防団員を何で確保しないといけないという話になるんですけど、国が略している言い方でいうと、さっきから出ている法律の名前が消防団等充実強化法っていうものらしいんですけど、この法律の8条で、将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在と規定されているから、このおかげで消防団は充実していきっているんだと思います。ただ、中核になりなさいよ、消防団は中核ですよというのは、団員数だけ言っているわけじゃなくて、資機材はもちろん、研修などを含めた教育訓練も充実させてくださいっていうことだと思えます。

今、定年延長という話も消防団の中で少し出ているようなところも聞くんですが、場当たりの定年延長に頼らず、根本的な対策となり得るものとして、具体案として幾つかお持ちしているんで、そこのお考えを聞きたいなと思います。

一つ目は、機能別消防団員制度ですね。この機能別消防団員制度というのは、地域の実情に応じて、消防団の組織、体制を整備することができるように自治体で選択できるようになってるというものです。入団時に決めた特定の活動、役割に参加する制度っていうことなので、この制度を使って実際に元消防団のOB団員が機能別消防団員として後方支援を行っている自治体もあるようです。有志の消防団員に明確な役割を設けることは、現在、自発的に各分団の活動などに協力しておられる方のある意味後押しになるんじゃないかなと思います。ここをどのように思われているか。あと、定年延長について、実際どんな議

論が行われているのかをお願いします。

○副議長（寺岡公章） どうぞ。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 消防課長、伊崎でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまの御質問についてでございます。機能別消防団員制度というものでございますけれども、平成17年に地域住民が参加しやすい環境をつくる目的で、特定の活動、役割に参加する機能別団員・分団制度というものが創設されたということでございます。要員動員力、即時対応力、地域密着性を重視する本市においては現在制度の運用を行っておりませんが、地域への貢献、みずからの特技・専門性の活用を考える住民にとって機能別消防団員は有効な選択肢となり得るものであり、地域の実情や組織運営に配慮しつつ、調査・研究をしていく必要があると考えております。

また、定年延長についてでございます。こちらにつきましては、ただいま団本部の役員のほうで会議を持ちまして、いろいろな意見を集約しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。機能別消防団員を採用すると、特に小さいまちは採用が少ないみたいなんですけど、大竹市、この消防団員の人数、今までの、考えると、定年を迎えたからやむを得なく消防団から退団している方も少なからずおられるんだろうと思います。どういうふうに参加、貢献ですね。自分がいた分団、ないしは自分が所属した消防団に貢献できるかというところを考えられている方、たくさんおられると思います。その中でこの制度を設けるということで後方支援をしたときに、一定の裏づけができる、例えば屯所で何か資機材の整備をするとか、そういうこともできるんじゃないかということにつながると思うんで、ぜひ考えていただいて。もう一点、お話をするんですけど、定年延長っていうところも、いろんな策を講じた上でどうしようもなければというときに上げていいものだと思うので、まだまだ策があるんじゃないかなと。そして新規に団員をふやすというところで考えていきたいんですけど、道路交通法が平成29年3月12日から改正されて、普通自動車、中型自動車、大型自動車に加えて、車両重量の3.5トン以上7.5トン未満の準中型というものが新設されました。要するに、平成29年3月12日以降に免許を取りに行くときと普通免許というものがあって、それは3.5トン未満のものじゃないと乗れませんよというものです。私の場合は準中型車5トンに限るところで、さらに準中型免許の中でもくくりがあると、ややこしい改正があったんですけども、この3.5トンの重量を超える車両は運転できないっていうことで、消防庁が、普通免許を取得した新規加入団員が準中型免許を取得する経費に対して地方公共団体が助成を行った場合に地方交付税措置を講じることという制度があると。要するに、普通免許から準中型の免許に切りかえる、そのお金を助成しますよという制度があるみたいです。この制度、大分前なんですけど、総務省に問い合わせしたら、ほぼ制度導入されてませんと、知ってる方も少ないですということをおっしゃったんですけど、この制度を実際に活用しているまちがありまして、その規約を見ると、この助成対象をさらに一步を越えて、例えばAT限定免



許の限定解除に使うとか、5年以上の団員としているよという約束が必要になるんですけど、準中型の5トンの限定を解除するとか、そういうところにも補助を出しますというような免許の補助、免許を変えていくときの補助を出しますということをしてます。

令和元年に消防団員の免許の種類を調査されていると思うんですけど、この結果、321名中305名が免許を持っていることが確認できたと、うちAT限定は3名というところで、さすが消防団員になる方はAT限定の方少ないなという印象があるんですけど、今、学校を卒業して、就職をして、車の免許を取るといったときに、普通車でマニュアルの車に乗るといとなかなか機会が少ないのかなと、よっぽど好きな方じゃないと。AT限定、費用面、時間面で考えても、AT限定で取られるという方も多いと思うんですけど、この助成っていうのは取り入れるように検討はしてもらえないですか。

○副議長（寺岡公章） 消防課長。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 準中型免許取得の助成の件ということで承ります。

結論から申しますと、現在、導入については検討中というところでございます。これにつきましては、準中型免許の助成を行うことにより、新入団消防団員の入団促進につながるようであればということが、注釈つきではございますけれども、現在、研究している段階ということで御理解いただければと思います。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。これやったから、すぐ団員がふえて、定員いっぱいになりましたというのは、なかなか難しいんじゃないかなとは思いますが、ただ、きっかけは何でもいいと思うんですね。消防団入って5年いたら、準中型免許が取れるんだってというのでもいいと思います。入られて消防団の活動の魅力に気づく方っていうのはかなりおられると思います。なので、前向きに検討をしていただければうれしいなと思います。消防団員の方でもおられるんですけど、免許を失効した方とかおられるんですね。日ごろ運転しない方とか、失効して取り直したという方は普通免許になりますんで、そういう方にも消防団員の活動として運転できるというのはいいことなのかなと。ただ、準中型免許で運転できる車両がどれだけあるのか、マニュアルの車両がどれだけあるのかっていうところも今後の整備のときには考えていかないといけないのかなと思います。

それで、もう一点、促進のことで。被用者の割合っていうのが、消防団員すごく高くなっていると思います。被用者とはサラリーマン、会社員のことですね。これが329名中261名が会社員と、約80%が会社員ということです。そんな中、消防団協力事業所表示制度についてなんですけども、消防団員が属している会社だったり、これを活用してもらって、もっとうちの会社から消防団員を出そうとか、そういうメリットがないのかなと。これ、制度が導入されているっていう話を聞いて伺ったら、入札のときとかに加点があるというところみたいで、ほかの自治体と比べてばっかりにはなるんですけど、例えば事業所に消火器の無料配置をしたりとか、広報紙の広告欄に無料掲載してるとか、いろんなメリットをつくって、事業者の方に消防団の活動も団員の入団の促進もしてもらおうっていうところあると思います。なので、こういうところを、せっかく取り入れられている制度なので、

いま一度見直して、もっとうまく使えないものかというところ、どういう検討をされているかというところをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 消防団協力事業所表示制度の活用でございます。

令和2年1月1日現在でございますけれど、大竹市内13事業所を協力事業所として認定し、表示証を交付しているところでございます。議員おっしゃるとおり、従業員が消防団員として相当数入団していること等要件がございますけれども、13事業所が加盟してくださっているという状況でございます。

また、先ほど、議員おっしゃっておられるとおり、事業者側のメリットというものがないんじゃないかということでございます。現時点では市のホームページへの掲載等ほか、入札の関係ですとか、ある程度の加点があるのかなと考えておりますけれども、他市町ともまた比較しながら、加入促進に向けた優位点の設定が可能であるかどうか、この辺も研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。前向きにできることは何でもやるというところで、特にこれに関しては、お金とかも大きくかかるような話では今のところないのかなと、いろんなところで魅力つくれるのかなと思いますんで、もっと協力事業者の露出をふやすとか、いろんな方向で考えていただけたらなと思います。

4回目ですんで、この消防団の件で最後の質問なんですけど、運営費ですね。これずっと同じ法律の話してますけど、この中で訓練教育の充実が求められていると思います。もちろん分団長以上、副分団長含めてですけど、役職がある方は消防学校に行かれたり、研修されたり、いろいろあるとは思いますが。

先ほど市長の答弁いただいた中にも、それぞれの分団の運営を考えて、精査して行って、検討・研究していく余地はあるんじゃないかという話でしたけど、団本部に関して、いろんなところで研修に出たりすることもある、指導する立場としてもっと充実した研修を受けてこないといけない、それを団員におろさないといけないという、活動の役割は大きくなっていると思います。会社の方が約80%を占めている中で、休みをとっていつてもらうだったりとかいろいろあると思うんで、その中で身銭を切るというのもないほうがいいのかなと。ボランティアの側面も強いっていうふうにどこでも書かれてるんで、消防団の活動に関しては、その点、慎重に考えていかないといけないと思うんですけど、どのような考えをお持ちか、もう一度お聞かせください。

○副議長（寺岡公章） 課長、どうぞ。

○消防本部消防課長（伊崎喜教） 運営費の関係の御質問でございます。

なかなか難しいところなんでございますけれども、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、団員の方が自己負担をしてというところを把握しているところでございますけれども、そういったことがないように、今後どういったことが必要で、どういったことをさせていただくことができるのか、そういったところも含めて研究してまいりたいと考えて

おります。

以上でございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員、どうぞ。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。では、マイナンバーカードに移りたいと思います。

予想してたとおりに、コンビニ交付についてはあんまりいいお答えがいただけなかったわけなんですけど、コンビニ交付のお話をさせていただきます。

大竹市民の方が大竹市内で働いて住民票が要るっていうといつがあるのっていうと、思い出すと、車を買うときとか、印鑑証明とか、それくらいかなっていうふうに思ってたんですけど、最近はアルバイトをするとき住民票を出してくださいと言われてたりするみたいで、そんなところを考えると、大竹市に住んでいる方で大竹市外に出られている方、たくさんおられると思います。そういう方は電話予約ができるようになったということで、時間は広がっているんですけど、結局ここまで来ないといけない。電車で通勤して、大竹駅か、玖波駅でおりて、ここまで来る、結構しんどい、その時間までに戻ってこれるのかなっていうのもあります。そこで、コンビニ交付ができるようにすれば、例えば広島市内に出ている方でも広島市内のコンビニで住民票の写しを発行できると、導入すればかなりいいんじゃないかなって思うんですけど、費用面がというところで、多分いろんなところがコンビニ交付をやるようになって、いろんなシステムも見直されているんじゃないかなと思うんですね。調べると廉価版のシステムとかも出てますし、人口5万人以下の市に関してはシステムの費用が下がっているとかっていうものがあるんで、もう一回検討に値するんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○副議長（寺岡公章） 市民税務課長。

○市民税務課長（池田宗吾） コンビニ交付でございます。

先ほど市長の答弁にもございましたマイナンバーカードの交付率、普及率が今現在15%に満たないというところが1点ございます。また、それと費用対効果といいますか、今そういった普及率等の初期投資、あるいはランニングコスト等々を考えますと、現時点では難しいと考えているところでございます。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） 検討してほしいなと思うばかりなんですけど、市長の答弁にもありました。利便性が向上すればカード取得者がふえるんじゃないかと。これ、利便性向上させないことには、どうやったってマイナンバーカードふえないですよ。じゃあ、どうやってふやしましょうっていうときに、近々ふやせる機会があるじゃないのと、マイナポイント事業の還元。多分目先で考えたら、このポイントの還元事業か、あとは保険証利用が始まったとき、そこんじゃないかなと思うんですけど、このポイント還元は参加している事業者が国のホームページに出てますけど、見たら、そこの近くのスーパーのカードもポイント還元の対象になっていると。これがプレミアムつき商品券と大分違うところなのかなと思うんですね。マイナンバーカードを一回取得します。先ほど市長の答弁にあったマイキーIDの設定、ポイント還元を受けられるような状態に窓口が支援をしてくれます。

このカードを還元のカードとして使いますと登録すれば、毎回買い物に行ったとき、1,000円、2,000円チャージするたびに、250円、500円と返ってくるんです。一気に2万円の券を買って、プラス5,000円分ものがありますとか、そういう話じゃなくて、日々の生活で1,000円入れたら幾ら還元、これ多分、大分もう大竹市の方もチャージして使うっていうのはなれていると思うんですね。さまざまところでそういうカードの決済はされていると思います。なので、ぜひここで、マイナンバーカード普及率が15%満たないということなんで、15%を超えるようにしていただきたいと思うんですけど、これに乗じた何か促進策みたいなのは、先ほど写真撮影ありましたけど、それ以外に何か考えられていますか。

○副議長（寺岡公章） 課長。

○市民税務課長（池田宗吾） 先ほど市長の答弁で、市民税務課の窓口で写真撮影サービスを始めたというのをお話いたしました。また、それ以外に、現在、確定申告の受け付けを行っておりますが、その申告に来られる方に対しましてもマイナンバーの取得に関するチラシ等を配布しまして啓発に努めているところでございます。さらに先月、山間地であります栗谷地区での確定申告に際しまして戸籍住民係の職員2名が出張してマイナンバーカードの申請の受け付けをしまして、12名の申請の受け付けを受けたと聞いております。今後も市内企業の協力を得て、市職員が企業に出向いてマイナンバーカードの申請の受け付けを行っていくことも可能ではないかと考えております。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。もう地道に今ある機能で、ここはいいんですよってところを、住基カードにかわるものですから、住基カードの更新が来ればマイナンバーカードに切りかわる人もいる、なんでしょうけど、もっと積極的に今されていることをますます広げていっていただいて、国がやれって言ってるからやるんじゃないなくて、次の質問に入るんですけど、マイナポータル、ここで使えるものがありますよ、うちはこれがすごくいいんですよ、なのでマイナンバーカードを申請してくださいという魅力づくりですよ。そこをしていかないと、言われたからやるになっちゃうんじゃないかなという心配があります。なので、多くの住民がマイナンバーカードを申請したいときに、窓口にはたくさんの方が押し寄せて、マイナンバーカードをつくる行列ができてみたいなのは困るんで、どうしたらいいだろうと考えると、やっぱり子育てしている世代ですよ。子育てしている世代っていうのは、スマホやパソコンで申請できます。ただ、若い子に話を聞いたら、市役所まで行ってマイナンバーカードの申請をしましてと言うので、後でスマホでできるんだよ、パソコンでできるんだよと言ったら、ああそうなんですかと言われてたんで、そこはやっぱり発信の仕方なのかなと思います。ただ、スマホを操作して申請は窓口に来なくても受け渡しは窓口でしないといけないですけどね。申請業務をしなくてもいい、勝手につくってくれる世代ですから、ここを取り込まないといけないんじゃないかなと思います。

マイナポータルは今、大竹市の申請では14種類ありました。全部が印刷可というやつで

すよね。印刷ができますっていう状態で、入力すれば入力したものが出てきて、それを窓口を持って行ってくださいっていう話なんですけど、行ってほしいのは電子署名です。マイナンバーカードを使った電子署名まで行けるようにやってほしいなど。ほんと、先ほどからコンビニの交付もあるんですけど、費用がかかることをやってくださいっていうばかりじゃなくて、この中のシステムをうまく使ってくださいますと、ここを活用するんだったら費用を最小限に抑えられてできるんじゃないかですかということだろうと思います。ここをしっかりと使えば、ほんとに魅力ができます。子育て世代は時間がないですから、生まれたばかりの子供だと、一緒に連れて出たくないと思うでしょうし、この子育て世代を取り込もうと、つくってもらおうと、しかも、それは方法を伝えるだけで窓口と一緒に作業しなくていいと、こんなにいいことはないんじゃないかなと思うんですけど、子育て世代のほうに対してどういうふうに魅力をつくっていくかですよね。お考えをお願いします。

○副議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（神代 亨） マイナポータルについての活用についてでございます。

先ほど市長の答弁にもありましたが、現在、マイナポータルのぴったりサービスでは、電子申請等はできないこととなっておりますが、大竹市ホームページでの電子申請システムではわかりにくいところがあるんですけども、電子申請においては、児童手当について4種類の手続きがあり、母子保健の妊娠届についての電子申請もできるようになっております。マイナサービスについては、システムを使った電子申請とは別に外部の電子申請のページに飛んで申請ができるというような機能もついております。広島県の場合は、広島県の電子システムがありますので、それを利用して申請をするという形になるのではないかと思います。

ぴったりサービスについては、大竹市においてはリンクを張ってないということで飛べないということになってるかと思いますので、それについては早急にできるかどうかを検討して、できるようであれば行いたいと考えています。

以上です。

○副議長（寺岡公章） 小田上議員。

○6番（小田上尚典） ありがとうございます。このマイナポータルを入れて活用していただきっていう話で、外部のシステムを使っているところに関しては、そこをやめてマイナポータルにしなさいっていうのは一切、国は言っていないと思うんで、うまく連携をとって、玄関が一つなほうがいいですよね。それがワンストップっていうことだと思うんですけど、玄関が一つになりそうなんだから、その玄関をうまく使っていただきっていうお話です。なので、わかりにくいところに電子申請があるっていうのもあれなんで、わかりやすいところに移動してもらおうとか、そういうところの積み重ねがよりよいホームページになったり、よりよい業務になったりということにつながるんじゃないかなと思います。

消防団にしても、マイナンバーにしても、どちらも今ある制度、仕組みをどうやって活用するか、ほんとに努力、苦慮されているところもわかりました。今後も問題だけを指摘するんじゃなくて、一緒に考えましょうという姿勢で一般質問に取り組んでいきたいと思

いますので、今後もよろしくお願いいいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により、暫時休憩をいたします。  
再開は午後2時50分を予定いたしたいと思っております。よろしくお願いたします。

~~~~~○~~~~~

14時35分 休憩

14時50分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 議場の皆さんには、早朝からの会議の継続でお疲れとは思いますが、私の御質問を最後まで聞き届けていただきますよう、また、執行部におかれましては、市長を初め担当の職員各位におかれましても、懇切な、また丁寧な答弁をよろしくお願いたします。

今回、私は、市長以下執行部の皆さん方に、今、多くの市民が関心を寄せ心配をされておられます諸問題について、3点質問をさせていただきます。

1番目は、御承知の太陽光発電事業に関する問題です。

2番目は、同僚議員も先ほど質問をされました水道事業の広域化・民営化についての問題点、このことについては、一昨年の私が9月だったと思うんですが、一般質問で基本的なことについては質問もいたしておりますので、当時の質問の項目とダブるところがあるかと思いますが、当時の担当者の答弁では、悔いを残さない、市民の安心・安全、おいしい水を確保できるように市としても取り組むという御趣旨の答弁をいただいておりますが、その後の経過について説明をお願いしたいと思います。

3番目には、医療介護保険制度の充実、また、被保険者の負担軽減等について質問をさせていただきます。

このことにつきましても、既に私は、医療介護の分野でも保険料の賦課の問題で累進性をさらに高めるとか、あるいは負担軽減の問題では、国民健康保険などは均等割の廃止を検討して、子育て支援に役立つような、そういう方策と一致する整合性のある対応をされたらどうかということを提案させていただいておりますが、改めてそうした問題についても本席で質問させていただきますので、よろしくお願をいたします。

最初の太陽光発電事業についてでございますが、質問の要旨として市長の手元に通告をいたしております。現在、3月2日でしたか。谷和地区におけるメガソーラーの事業については林地開発許可をするということ、当事者を含めて大竹市のほうにも文書での通知がございましたので皆さんも御承知だと思います。地元からの陳情が出されましてから、所掌の委員会にも付託をされて、鋭意その陳情項目についての審査を続けてまいりました。せんだっては、現地調査を含めて事業の状況なり、また、谷和地区の皆さん方の切なる思いを込めたたくさんの要望なり意見をいただきました。そうしたことを踏まえて、私は改

めて陳情に示されておる項目を、この際、市長に率直にお伺いをしたいと思います。集約すれば、通告の表題にありますように、果たして谷和地区における大規模な太陽光発電事業が本当に妥当なんかどうか、そこからの質問にさせていただきますので、御答弁のほうをよろしくお願いします。

それで、地元から出された陳情項目は合わせて11項目に上りますが、項目ごとに見ていけば関連する項目もございまして、私なりに3点に絞って質問をさせていただきたいと思っております。

その一つは、谷和地区に予定される開発事業場所ですね。これは弥栄ダムにつながる水系になっております。ですから、陳情の反対項目の中にもありますように、我々が毎日飲む飲料水、市民にとっては命の水の水源なんですね。そこに大規模な太陽光発電事業を展開するということになりますと、大竹市民だけではなくて、この弥栄ダムの水は大竹市を中心にした近隣の各市町に飲料水として給水をされている水源になっております。しかも、この小瀬川流域の水は弥栄ダムに流入をするけれども、水の質は他市に誇れる質のよいおいしい水だと評価をされているんですね。大竹市民を初め、廿日市市、広島市佐伯区に至るまで給水をされてる。西は和木町から岩国市、柳井市、こういった広範囲の地域の方々が弥栄ダムが水源の水を毎日飲んで生活をされているという現状があるわけですね。そのことを踏まえれば、その水源の水が汚染されるのではないか、飲み水に重大な影響を与えるのではないか、こういう心配、当然のことだと思うんです。ただ単に谷和地区の皆さんの問題でもないし、大竹市民だけの問題でもない、多くの人の重大な関心事でもあり、この事業の強行が将来どういう悪影響を及ぼすかということについて悔いのない対応を、市長を初め執行部の皆さんも市議会も相まって対処する必要があると私は思っております。

そこで、市長に率直にお尋ねするんですが、広島県が既に3月2日の日付をもって林地開発許可をしたことについて市としては、何ら広島県に対しては、市としての思いなり、将来にわたる飲み水としての弥栄ダムの水が汚染される心配はあっても、もう何も言えないという思いなのか。それとも、たとえ広島県は林地開発許可をしたけれども、市民の将来にわたる水の安全性、広範囲の住民の皆さんの不安を払拭する、そのためにも引き続いて広島県に対して言うべきは言うし、できることなら事業の中止を求めるところまで取り組むという思いがあるのかどうか、まず1点、聞かせてもらいたいと思うんです。

そして、あの急峻な山ですね。私は、ここにメガソーラーのパネルが設置されることになっておるといふ現地を、機会を得てみずから見に行きました。あの山は非常に急峻で、山肌は70度から90度の厳しい傾斜なんです。それをパネルが設置できるように山肌を剥ぎ取って、土砂を谷に埋めて、パネルが設置できるような平たんにして発電施設をつくるという計画ですよ。しかも、その工法たるや、住宅開発の規制要綱に基づいてやるというんです。太陽光発電事業の工法なり設置基準というのは、いまだつくられてはおりません。ですから、広島県内、60度から90度のような急傾斜の山をほぐして住宅団地をつくった例があるかどうかを、せんだって私も協議会の席だったと思っておりますが、聞きましたが、そんな宅地開発の事業がなされたという例は私は県内でもないんじゃないかと思うんですね。しかも、あの急峻な山を掘り崩して、約35ヘクタールの土地を利用してパネル設置の事業

を許可するという今の国の姿勢、広島県の姿勢、大いに問題があるんじゃないですか。そういうことが強行されれば、下流の住民はもちろん、あの山の合間を縫って流れる谷川、大小の溪流、土砂が流入すれば河川の氾濫、農地の被害、これは当然心配される大きな問題だと思うんです。そのことを証明しているのが嵐谷地区の事業の現状や高祖谷の事業の現状ではないでしょうか。そうした土砂災害、河川氾濫による災害の心配があるということについても大竹市としては心配をされて、今日まで二度にわたって、広島県に言うべきは言う、求める意見は求めるという姿勢で文書での要望事項なり提出されました。しかし、容認基準は宅地開発なんです。宅地開発の要綱に反しない限りでは、業者が幾らいいことを言っても執行する義務はないんですから、そのことを証明しているのが高祖谷や嵐谷地区の今の事業の実態だと思うんですね。恐らく嵐谷地区も高祖谷も広島県の許可要件は、今の谷和地区におけるメガソーラーの建設事業と同じ要件を示して林地開発許可をしておられると思うんです。高祖谷は大竹市の地所ですから、当然のこととして大竹市にも照会もあったろうし、意見・要望があれば県に対して申し立てもしてほしいという通知もあったろうかと思います。それから、嵐谷地区につきましても同じように隣市ですから、大竹市は、事業そのものは廿日市市の地所ではありますが、隣市は大竹市ですから、隣市としての大竹市にも広島県からの照会なり、意見を求める文書なりが通知をされて、それなりの対応をされてきたと私は理解をしております。それは既に皆さんも御承知かと思うんですが、この太陽光発電ですね、嵐谷地区の、開発許可の認可が平成29年9月21日にされとるんですね。それで今は事業計画の変更についての協議がされているという状況です。これはどこですか、岡山ですか、旭メガソーラー、間違っておれば担当課のほうで訂正してもらいたんです、旭メガソーラー弥栄発電株式会社。それから、これは失礼しました。高祖谷のほうですね、今言いました。嵐谷のほうは合同会社MERCHANT ENERGY第七という会社だそうで、埼玉県八潮市大字鶴ヶ曾根943番地に会社があるそうですが、この会社が事業を実施していると言われておりますが、いずれにしても、嵐谷地区も高祖谷も市に対する意見要望、県からのね、それに対する市の要望事項なり、あるいは心配されることについての、そんなんの意見をされておるし、要望もされておると理解をしますが、高祖谷も嵐谷地区も市が許可要件に沿った事業実態になってるんかどうか、せんだって総務文教委員会も現地調査をしました。心配されたとおりの状況ですよ。市は一度でも高祖谷や嵐谷地区に足を運んで、業者が申請どおりの、県の宅地開発要綱にせよ、その要綱に従った事業を忠実に守りながらやっているかどうか、現地に調査に入られました。12月定例会の日域議員の一般質問の中で執行部のほうは、広島県が事業実態について調査をすれば、広島県に同行して現場を調査することになりますと、こう答弁をされてるんです。広島県はこの間、現場の事業実態や土砂の流出、河川への堆積、弥栄ダムへのあれほどの土砂が流出しているような実態について、一度でも足を運んで現場を調査したことがあるんかと、恐らく私はないと思うんですね。あれば市も広島県の職員と同行して現場調査をするということ答弁されているんですから、私がないと言い切れば、そうじゃなかったと、調査に行ったということがあるんならそのように言ってもらえばいいと思うんですが、そんなことで、弥栄ダムに大きな影響を与える、下流の住民の皆さん、農地へ



の河川氾濫による被害が予想されるということは、現実問題として、そう簡単に対応策はとれないということになるのではないかと私は思うんです。そうしたことについて、ぜひ市長を初め担当の職員の皆さんには、現状を踏まえた問題も含めて御答弁をお願いしたいと思うんです。

それで、次の問題ですが、あそこには特別天然記念物として指定されるオオサンショウウオが生息している。この件については、広島県から谷和地区へのメガソーラー建設事業についての林地開発許可をするという文書の中には、オオサンショウウオのことについてのおの字もありません。そんなことを無視できるのかと言って私が聞いたところ、あれは広島県の宅地開発要綱の規制の中に含まれるんだと、こういう答弁なんです。そこで市のほうも先般、広島県と同行されたのか、市が独自に調査に行かれたのか、そこは私もわかりませんが、市としてオオサンショウウオの生息の実態とか確認のため、あるいは周囲の環境等についての調査をなさったと聞いておりますが、このオオサンショウウオの生息に必要な水質の維持ができるかどうか、そういったことについて市としてはどう考えておられるのか、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

壇上では、以上の質問、内容、項目にとどめますが、答弁のほうをよろしく願います。

それから、2番目の問題ですが、水道事業の広域化につきましては、先ほども申し上げましたように、私も機会を得て、広域化などは結局は企業に金もうけのもうけ口を提供することが目的だと、そんなことをやるべきではないという立場での質問をさせていただきました。当時、上下水道局長は、決して県の主導する、また、国が水道法改正に伴って、それなりの規定なり法律なり整備をしたけれども、無条件に従うということではありません。将来にわたって市民が安心・安全おいしい水が飲めるような対応について最善を尽くす、こういう答弁をいただいておりますけれども、その後、一定の期間が過ぎましたし、新聞紙上では、年限を切って、広域化・民営化の県内の関係市町の広島県水道広域連携協議会をつくる、母体をつくるという方針を明らかにしております。そういった状況を踏まえて、改めてこの水道事業の民営化、広域化について質問しますが、最初に、今、広島県が協議に委ねている項目はどのような項目があるんですか。その項目について、関係市町はどのような態度をとっておるのか。大竹市としても、そのことについては、それなりの考えなり、広島県水道広域連携協議会での意見の意思表示なりあったと思うんですが、どういうことになっておりますか。そのことをまず聞かせてもらって、市としての基本的なスタンス、広域化に対する、民営化に対するお考え、これもせんだっての生活環境委員協議会での説明では、遅くともこの12月ぐらいまでには関係市町村がそれなりの意向を示す時期になるだろうという話もあるようですが、そんなに時間はありません。ですから、この際、市としての基本的なこの問題へのお考えなり、今後の広島県との協議の場での市としての意志をどう貫くか、そのこととをひとつ示してもらいたいと思うんです。

それから、3番目の医療・介護の保険制度の問題ですが、先ほど触れましたように、税負担にしても、保険料の負担にしても、能力のある、収入の高低差も大きいわけですから、そこには、そうした負担能力に応じた保険料の賦課のあり方、そのためには累進性をさら

に高度にしていくということも大きな影響を与えるし、効果もあろうかと思うんですが、そのことについて、介護保険については一定の累進性に踏み込んだ、ランク別に分類が他市に比べれば大竹市はふやされておるんで、それは非常によいことなんですけど、さらなる検討と努力をしてもらいたいと思いますが、この点についてのお答え、これは国民健康保険の負担にしてもそうです。国民健康保険の場合は、予算審議の段階では、1人当たりの負担すべき保険料の額がふえるだろうと、こうおっしゃるが、実際に6月段階で納付書が届くと、それよりかなり違った高い保険料を請求されるというのが例年のことなんです。国民健康保険料だけは所得が幾らから幾らまでは幾らというふうな条例がないんですから、国民健康保険料については、ここにも問題があると思うんですが、自治法によれば、条例にうたわなければならぬとこうなるとるんじやが、国民健康保険料に関しては条例にはうたっておりません。だから、大きなランク別のもとでの賦課になるわけですね。そこに私は実際の負担能力の格差、これを無視したような保険料を払わなきゃならぬという悩みが絶えぬのだと思うんです。

それと今の均等割について、せめて赤ん坊に至るまでの家族構成がふえれば均等割をいきなり賦課するというようなことをやめて、子育て支援という意味からも、保育所へ通うまでの小さい幼児、3歳とか5歳までとかいうような子供については、均等割の賦課を減免するという対応をしてほしいということをお願いしてきたんですが、改めてそのことについて検討をしていただきたいと思うんです。そういうことを実施している市町村も全国を見渡せばあるわけですから、大竹市が財政的に県内1、2位を争う財政力の強い自治体というのであれば、こうした分野で踏み込んだ手だてをしていただきたいということを重ねて申し上げたいと思います。

それで、先般、ヒアリングの際にいただいた資料の中に、県内の各市町村が法定外繰り入れをしなくても何とか決算段階で、保険料、あるいは国の助成金等で運営が賄えるという数値が示される表をもらいましたが、大竹市は県内でも一番高い部位にはね上がっておりますね。1人当たり約13万1,000円、低いところでは約10万2,000円ですか、もっと少ないところもあるかもわからん。何でそういうように大竹市は国民健康保険料が県内のトップクラスにはね上がるざるを得ないことになったのか。その原因について示していただいて、これは国民健康保険加入者だけの問題ではありません。健康診査、あるいは薬価の問題、入院の問題、いろいろあろうかと思うんです。ですから、そうした医療機関にお世話にならないような対応策を、行政も市も、あるいは市民の皆さんの知恵も力もかりて取り組むような方策を考えて、それを実行に移して健康維持を図ると、医療費の抑制に役立つような取り組みをするということが大事だと思うんで、いつかの機会に長野県の例も紹介しました。ここでは健康相談員というのが人口1人当たり500名程度で健康相談員制度を設けて、日常的に健康管理なり、健康維持に関する勉強会をやったり、相談会をやったりしながら、逆に国民健康保険料の引き下げを実施しているというようにすぐれた取り組みをしているということも紹介しました。ですから、私は、市民の皆さんとの接点の場で、こうした市民の皆さんの知恵や工夫、力をかりながら、市民全体の健康維持、健康管理、日常的に取り組めるような体制と、それなりの組織を生み育てていくような取り組みもあ

ってもいいと思うんですが、現在、市としてそういうことに関する取り組みをどのようになさっておるのか、また、そのことについてどうお考えなのか、お聞かせをお願いします。

以上で、登壇しての質問を終わりますので、御答弁のほうをよろしくをお願いします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 日々の生活に密接にかかわります市民の皆様方の心配事につきまして、40分にも及ぶ御質問を丁寧いただきました。ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の太陽光発電事業についてでございます。谷和地区の太陽光発電事業につきまして、大竹市として適地であると判断しているかとの御質問でございます。

これは、今回の林地開発申請地が水道水源の上流域にあることからの御質問だと思います。

森林は、水源の涵養、災害の防止、環境の保全などの公益的な機能を有しており、開発により、これらの機能が失われた場合には回復が非常に困難となります。このため、森林の開発行為を行う際には、森林の有する役割を維持できるよう、適切に行うことが必要とされています。

林地開発許可制度は、このような観点から、森林の適切な利用の確保を目的とした制度であり、四つの許可基準が設けられております。その許可基準は、周辺地域において土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生するおそれがないこと、周辺地域の水質、水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、下流地域において水害を発生させるおそれがないこと、周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないことでございます。申請があった場合、許可権者は、この四つの基準を満たせば森林法の規定により許可をしなければならないとされております。

谷和地区における林地開発の申請については、平成31年4月16日に林地開発許可申請書が事業者から広島県に提出され、県は審査・指導を経て、令和2年2月28日に14項目の条件に従って開発行為を行わない場合には、この許可を取り消すことがあるとの条件を付して、許可したものでございます。この許可は、県からの照会に対して回答した本市の意見も踏まえてのものと考えています。また、県から事業者に対し、本市からの意見を誠実に履行するよう通知もされております。本市としましては、事業者において、今回の許可の内容どおりに開発行為が実施され、当該開発行為が確実に実施されるよう、県の指導及び監督が適切に行われるものと考えており、当然本市の意見についても誠実に履行していただけたと考えております。

2点目の水道事業の広域化・民営化についてでございます。

御存じのとおり、広島県では、企業局が中心となり、平成30年4月に県内で水道事業を運営する21市町を構成員とした広島県水道広域連携協議会を設置し、市町の枠を超えた水道事業の広域連携による経営基盤の強化について協議を重ねています。

現在までの検討内容及び今後のタイムスケジュールは、本年2月21日開催の生活環境委員協議会において説明したところでございます。県の示した案は、全体最適を図りながら

事業運営ができる統合が望ましいとの考えから、県内水道事業の経営組織の一元化を目指すこととしています。概略を申し上げますと、まず、市町は十分検討・論議を行い、令和2年度中に広域連携への参加の判断をします。その上で、参加する市町と県で令和3年度に基本協定を締結、令和4年度に企業団を設立し、令和5年度の事業開始を目指します。なお、市町の事情により早期の参加が困難な場合でも、いつでも参加できるよう、引き続き広島県水道広域連携協議会で情報共有や効果的な事業連携を検討するというものでございます。これまでの協議で合意に至った事項は現時点ではございません。

小中議員の御質問にお答えいたしました。本市の広域連携への参加については、安全・安心な水の確保、水の安定供給、持続可能な事業運営などの観点から、より望ましい体制を選択していくこととなります。広島県水道広域連携協議会での議論を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

3点目の医療・介護保険制度の充実・負担軽減についてでございます。

まず、国民健康保険については、平成30年度から運営が広域化され、県が国民健康保険の財政運営を担う責任主体になりました。広域化に先立ち、平成29年12月に県内の全市町の合意のもと、県において、広島県国民健康保険運営方針を策定しております。

広域化は、県内の被保険者が負担能力に応じて保険料を負担し、市町の垣根を越え、より大きな器で運営する制度へと変えていくものでございます。県と各市町が連携し、公平で持続可能な制度となるように努力していくことが必要です。

保険料については、令和6年度から県内の全市町で統一された保険料率をベースに、市町ごとの収納率を反映した準統一保険料率を用いて保険料を決定することとなります。将来的には、収納率の差が市町間で少なくなった段階で県内の全市町の保険料率を完全に統一することを目指しています。なお、令和5年度までは激変緩和措置期間として、市町の裁量により財政調整基金などの自己財源を活用し、保険料率の急激な上昇を抑えることが可能です。本市においても、令和元年度の保険料率を引き下げております。

負担軽減については、国民健康保険料は、低所得者に対する軽減措置として、所得に応じて均等割と平等割を、2割・5割・7割の3段階で軽減する仕組みがあります。この3月定例会において、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、5割軽減、2割軽減について、判定所得基準の引き上げの議案を提出しています。県内市町が統一的な保険料を目指して取り組んでいる中で、本市独自の負担軽減策を設けることは広域化の趣旨から外れてしまうと考えます。

今後とも県と各市町が連携し、公平かつ安定的で持続可能な運営を目指し取り組んでいきたいと考えております。

また、介護保険制度につきましては、本市では、現在、令和3年度からの3年間の介護保険料を定める第8期介護保険事業計画の策定に向け、各種調査を実施しています。被保険者の負担軽減の観点は常に持っておりますが、介護保険が国全体の制度である以上、市が独自に行える取り組みには限りがございます。介護保険料は想定される給付費などをもとに市が定めることになっていきますので、今後、計画の策定作業が本格化する中で、保険料負担と給付のバランスに配慮しながら、施設整備やサービスの充実などに向け検討して

まいりたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） それでは、山本議員のオオサンショウウオの保護についての御質問にお答えをします。

オオサンショウウオは地域を定めない国の特別天然記念物として指定をされており、本市としてはもちろん、国の責任において、将来にわたり保護していくべき貴重な財産であり、大切な存在であると認識をしております。

本市としては、これまでも文化財保護法の趣旨にのっとり、オオサンショウウオの保護が適切に行われるよう、対応をしてきたところでございます。例えば、谷和集落内の八丁川の河川工事においては、オオサンショウウオや小魚などの生態系の保全に配慮するため、通常では使用しない環境保全型ブロックなどを使用した河川工事を平成16年度、平成17年度の2カ年に行っているところでございます。また、平成4年の民間事業者による生息調査では、14頭のオオサンショウウオの個体が確認されておりますが、その後、27年間経過した現在においてもオオサンショウウオが谷和地区に生息している状況であり、このことは河川改修工事とあわせて、一番身近で生活をしている地元住民の皆さんがオオサンショウウオを大切に保護してきた結果であると考えております。

今後におきましても、オオサンショウウオは国の特別天然記念物であることから、文化財保護法の目的を踏まえ、大竹市民はもとより、国民全体で保護に協力していく必要があると考えております。

教育委員会としても、引き続き谷和地区でオオサンショウウオの生態系が維持されるよう、地元住民などから保護活動の相談などがあれば応じていきたいと考えておりますし、また、必要に応じて安佐動物公園などの専門機関と連携をしてまいりたいと考えております。

以上で、山本議員への答弁を終わります。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） 暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

15時45分 休憩

15時54分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） お待たせいたしました。議事を再開いたします。

山本議員に対する執行部の答弁からお願いいたします。

産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） それでは、私のほうから、まず最初の2点についての御質問に対して、答弁をさせていただきます。

まず1点目ですけど、このたび、県のほうが審査をした結果、一応条件を付しながら許

可を出しました。ただし、その許可に対しまして、大竹市として、これから意見を述べていくというお考えはあるのでしょうかという御質問であったかと思えます。これまでも本市のほうとしましては、今回の谷和地区の林地開発申請につきまして、内容等を確認させてもらいながら、県の意見照会という形のものに対しまして、2回にわたりまして、大竹市のほうの思い、意見というのを述べさせていただきました。その結果、県のほうも申請者のほうといろいろな調整をしながら、大竹市に対してまず回答をいただいておりますという状況でございます。

そうした中、今回、県のほうがいろんな中身のほうを、市の思い、あるいはこの申請内容につきまして、議員もお話ありましたように、いわゆる地域というのを踏まえた中での今回の許可権者としての一定の判断をされたという状況にあらうかと思えます。

現時点におきまして、今の状況におきましては、この事業者におきまして、許可どおりに事業を実施していただけるものと認識しております。この内容につきまして、今の段階でまず県のほうにさらに大竹市としての意見を申させていただきますということは、考えておりません。

続きまして、高祖谷地区につきまして、許可権者であります県のほうと現地のほうと一緒に同行して状況を見たことが市のほうがあるかという御質問であったかと思えます。基本的にこの林地開発につきましては、許可権者というのは当然広島県でございます。広島県におきましては、許可どおりにこの事業がされとるかどうかということは、当然許可権者として完成するまでの間、例えば随時現地の調査、あるいは事業者のほうから、この事業が一応は許可どおりに終えましたという話がありましたら、現地のほうにそれを確認して、最終的には完了という形になろうかと思えます。大竹市のほうとしましては、県が現地に入的过程中、私も現地に行ったことはございます。この産業振興課に配属されまして、工事をほとんど終えておる状況であったんですけど、現地で例えば土地の整備とかいうふうな状況をしとるといのは、現地確認をさせていただきました。それは基本的には県があくまでも許可権者でございますので、県のほうから、このたびの状況について、入る予定があるんで大竹市はどうですかねということがありましたので、それはぜひとも同行させていただきたいと、どういう状況になってるかいうのを確認させていただきたいという話をさせていただきます、現地のほうには入ったということはございます。

最初の2点につきましては、以上でございます。

○議長（細川雅子） 上下水道局業務課長。

○上下水道局業務課長（北林繁喜） 失礼しました。水道事業の広域化・民営化の部分で答弁が抜けている部分がありました。

これまでの検討事項でございますけど、平成30年4月に広島県水道広域連携協議会が設立されまして約2年間協議いたしてまいりましたのは、施設の最適化、維持管理の最適化、危機管理対策、収支の将来推計、工業用水道事業及び下水道事業の取り扱い、それから、経営形態及び組織体制の最適化の6項目について主に協議をやってまいりました。特に時間がかかったのは施設の最適化でございます。大竹市につきましては、防鹿浄水場の1カ所しかございませんが、他の市におきましては、例の平成の大合併によりまして、小規模

な浄水場とか、その他ポンプ場施設たくさんがございます。それをいかに効率よく直すか、再構築していくかというところでかなりの時間を要しました。それと、平成30年7月には豪雨災害がございました。これによって、特に尾道市から東広島市、江田島市にかけて多くの水道施設が損害を受けましたので、危機管理対策、こちらのほうも当初はなかったんですが、新たに項目に加わって時間を要してきたところでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（柿本 剛） それでは、教育長の答弁に補足をさせていただきます。オオサンショウウオの関係でございます。

特別天然記念物のオオサンショウウオにつきましては、文化財保護法第125条により、史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。とされております。林地開発許可申請に対する教育委員会の意見としましては、この現状変更許可申請の手続を適切に行うよう指導してくださいという意見を申し上げたところでございます。

現在、この文化財保護法第125条の現状変更許可申請書につきましては、県から国へ進達されております。今後、文化庁において、申請者が工事を行うに当たり実施するオオサンショウウオの保護対策、これが生息環境に影響があるのかどうか、河川の水質につきましても生息に適するものとなるのかどうか、こういった判断が文化財保護法上の判断になると思うんですけども、そういった総合的な判断が今後なされると考えております。

以上です。

○議長（細川雅子） 山本議員。

○16番（山本孝三） 今の市長をはじめ各担当部署の職員から答弁なり説明を聞きましたが、結局のところ、国の方針がこうだから、その国の方針に従って、県も市町村のメガソーラーの設置について、少々の問題があっても、国が定めたエネルギーの30年、40年先の需要や供給に見合う確保をしなきゃならないという、考え方なんよね。じゃあ、国の方針とは何ぞやといえ、原子力発電に依存する方針なんですよ、基本的には。それで、あとの太陽光とか風力とか、こういった自然エネルギーの再生を活用して将来にわたるエネルギーの需要、供給についての計画というのは、第一義的には原子力発電に依存するという方針なんよね。それで、次には、石炭火力に依存するということなんですよ。ここに今、世界的な規模で地球の大きな温暖化の問題をどうするかということが国際的に緊急課題として取り上げられておるのに、エネルギーの分野だけを見ても日本は世界の先進国の取り組みに比べればおくれるし、方針自体が矛盾してるんですね。ですから、そういう国の方針を経産省も環境省も是としとるから、国の方針に従って、地元の国会議員も大規模なメガソーラー施設についての建設を進める上で、谷和地区の場合でも地権者にじかにお会いをされて、必要な土地を買収したいから協力してもらえないかということをお互いに歩いてまで、メガソーラー建設に一役買っておられるんですよ。それだけではありませんよ。せんだって、私は美和町の友人にお会いした際に、今、谷和地区のメガソーラーの規模の3倍もある大きなメガソーラーの事業を始めたんです。山肌ももう剥ぎ取りよる。これは本郷と美

和町にまたがる地域なんです、ここでも与党の国会議員が国の方針に基づいて、谷和地区の3倍にも及ぶ大規模なメガソーラーの建設事業にかかわって、地権者に土地の譲渡なり、いろんなことをされておる。ですから、国の方針がこうだからやむ得んだというのは、この際、我々も執行部も考えないけんのやない。国の方針が間違いじゃろうが何じゃろうが、そのエネルギー問題についてこうなるとるんじゃけしょうがないよということじゃ、自然破壊をやるし、災害を引き起こすし、命の水の汚染までやると、それでも国の方針がこうだからしょうがないよというようなことじゃいけんでしょう。たとえ国の方針がそうであっても、今取り組むべきことはそうじゃありませんよ。災害や飲料水や特別天然記念物などの守るべき環境を後世に残すための道をどう探るか。その地域に住む人々の知恵や工夫、努力を合わせて、議会も執行部も取り組まないけんのじゃという、そこに目を向けるべきじゃないかと私は思うんですよね。

それで、参考までに聞いてもらいたいんですが、今、全国で発電所、小規模じゃろうが、中規模じゃろうが、太陽光発電をつくると、風力でもいいんですが、余剰が出ると、初めはそれの買い取り制度がなかったんですからね。その買い取り制度を国に認めさせたり、あるいは個人が自分の居宅の屋根にソーラーパネルを設置するのに補助金制度を創設したりするのは初めからあったわけじゃないんですよ。そういう制度がおくればせながら日本でも採用されてきたのは近年なんです。それで、日本は大規模なこの施設をつくって、大手企業なり電力会社が利益になる道に沿ったエネルギー政策を今もとってるんですよ。そうじゃなくて、環境も維持し、災害や水の汚染を防ぐ、そういうエネルギー再生事業の道をどう開くか、ここが今問われてるんですよ。既に私がせんだって目にとまった本を勉強させてもらう中で、これは和田武という人なんです、これは和歌山大学の客員教授、元日本環境学会の会長をやっておられた人です。この人も日本の30年、50年先のエネルギー政策をどうするかという、環境省の推定値をはじき出したり、需給の将来像を推定する会議の委員として参加されとったんです。そういう人が書かれとる本の中に、たくさんの全国で取り組まれとる再生エネルギーに取り組む住民の組織や団体の活動がここに紹介されとるんですが、もう広島県内にもあるそうですね。全国で今、組織団体が1,000を超えた、それほど国の今のエネルギー方針では問題が多過ぎると、原状回復が難しいと。住民が知恵や力を出し合って、合意のもとで進める再生エネルギーの開発こそ取り組むべき大きな課題だと、こういうふうにおっしゃっているんです。ここに大阪府泉大津市とか、滋賀県湖南市ですか、あるいは長野県飯田市とか、至るところの自治体が条例をつくって、オオサンショウウオが生息するようなところを立入禁止とする環境保全のための規制をしたり、それから、山肌を剥ぎ取って森林を破壊するような場所や、土砂流出による河川の氾濫や災害につながるような場所での太陽光発電の施設はつくるべきではないという、そういう立場から取り組みを始めておられるんです。それで大きな成果を上げて、これは恐らく先進国のドイツとかスウェーデンとか、そういう国々からの先進例を日本は学んで、大いにそういう取り組みを普及すべきだということを訴えておられる。だから、そういうことに目を向けて、国の方針だからやむ得んだという、この立場を今ここで改めて考えてみる必要があるんじゃないかと思うんですよ。だから、太陽光発電とか、風力発電とか、



こういうものを全面的に私も否定するもんじゃありません。しかし、その地域における自然環境なり住民の生活に影響を与えるような場所に企業の利益追求のための道具として大規模な開発をやるようなことを容認すべきではないと私は思うんです。そういうことを加えて、最後に、時間もありませんので、市長、担当者のひとつ思いを聞かせてもらいたいと思うんですが。

それで、結局、いろいろ、嵐谷地区にしても、高祖谷にしても、県に対していろいろ、市長名で心配事についての6項目にわたる意見や要望を出されとるんじやが、実際には守らんわけですから、守らないで事業をやつとるのに、それを規制する監督官庁も一度も点検に行かんのですから、そういう状況のもとで、谷和地区の開発について、大竹市が県に対して回答した何十項目にわたる意見なり対策の必要性なり、市長みずからが訴えられて、二度にわたって、そんなことが今回の県の許可要件の中には盛られてはおらんのため、利益を追及する企業ですからね、できるだけコストがかかるようなことはしたくない。だから人目につかんような事業をやるんです。誰もあなた、現場へ立ち入りできやしませんよ。行ったら追っかけ回されるんだから。人目につかんような場所で、人目につかないような体制をとって事業をやるんです。それが今の大竹市でも、嵐谷地区や高祖谷の実態でしょう。全国のあちこちで問題を起こしとるのは、大竹市の実態と似たり寄つたりのことなんよ。それで、後追いであじゃこうじゃいうて言うけど、その尻拭いは誰がするんかいうたら、国もやらせんし、県もやらせんし、事業者もやらせんですよ。そういうことをやった例があるんなら、ここで紹介してもらいたい。今、全国で問題になっているメガソーラー建設に関する事業をめぐる経産省や県や事業者との間で地元住民が交渉を重ねておりますが、どこだって一つも解決してはおらんですよ。福岡県内の自治体でも市長を先頭に、国の許可要件では問題が残るというんで、議会の議員も市長も経産省や業者に対して是正要求をして、できれば事業を中止してほしいとどこまで交渉を今重ねておられるという例もあるんですよ。だから、そういう実態を踏まえて、国の方針がこうだからしょうがないんじやという姿勢を改めて、主権者たる地域住民の皆さんの知恵や工夫、協力を育てながらエネルギー問題について取り組むべきだし、谷和地区における、あの地域での大規模な事業の問題についてはやめるべきだということをぜひ関係機関に対して市としての意思表示をしてもらいたいということを申し上げます。

時間が少しあるので、担当のほうからもらったこの表ですね、国民健康保険に関する、このことについて説明してもらいたい。令和2年度推計、1人当たり保険料収納必要額として、最高が府中町の13万6,263円、それから、大竹市は13万1,086円、それで最も低額なのが神石高原町の10万2,708円、全県の平均では12万6,899円なんですが、何で大竹市は13万1,086円にもなるんか。推計にせよ、その理由なり根拠はあろうかと思うんですが、それから、もう一つのこの全県の実態を示す表をもらっているんですが、国民健康保険料の県内市町の収納率の状況という表があります。大竹市はこれまでは92%とか93%とかいう、非常に収納率の高い市として努力とされてきたとこなんですよ。それが今回いただいたこの現年度分と滞納繰越分を合わせた県内の各市町の実情は。

○議長（細川雅子） 山本さん、終わってください。

○16番（山本孝三） 時間がない。84.3%まで下がると、どういうことか、そこんどこだ  
け聞かせてください。

○議長（細川雅子） 質問を終わってください。

答弁をお願いします。

保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） それでは、1人当たりの保険料収納必要額が他市町と比較し  
てなぜ高いのかという御質問でしたのでお答えいたします。

大竹市の令和2年度1人当たりの保険料収納必要額は、県全体の平均よりも高くなって  
おります。現在は激変緩和期間中であるため、各市町の算定基準に基づいていることや、  
保険料の伸び率が一定率以下になるようにするなどの措置がなされているために、一概に  
は言えませんが、所得総額が多い市町は1人当たりの保険料収納必要額が多くなる  
という傾向にあると思われま。

以上です。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 国民健康保険料の収納率でございます。山本議員が言われた  
収納率というのは、現年分のお話であろうかと思えます。平成30年度につきましても、大  
竹市の現年分の収納率であれば94.3%と、例年余り変わっていない状況です。今回、要求  
がありました資料、国民健康保険料の収納率ということでお出しをしております。俗に収  
納率といいますと、現年分と滞納繰越分を合わせた数値ということでお答えをさせていた  
だいてございまして、これが84.3%、滞納繰越分を入れるとそういう数字になってまいりま  
す。なので、現年分につきましては、例年どおりと申していただいても結構かと思えます。

〔発言する者あり〕

○議長（細川雅子） この際、お諮りいたします。

一般質問及び総括質疑の途中ですが、本日はこの程度にとどめ、次の本会議に議事を継  
続いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、一般質問及び総括質疑は次の本会議に議事を継続することに決定いたしました。  
お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要  
するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定をいたしました。

あす、3月11日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

16時26分 延会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月10日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会副議長 寺岡 公章

大竹市議会議員 中川 智之

大竹市議会議員 小田上 尚典

令和2年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月11日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                                                      | 付 記                                           |
|-----|---------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                                               |                                               |
| 第 2 | 議案第 1 号 | 令和2年度大竹市一般会計予算                                           | 一般質問及び<br>総括質疑<br>(一 括)<br><br>予算特別委<br>設置・付託 |
| 第 3 | 議案第 2 号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算                                     |                                               |
| 第 4 | 議案第 3 号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算                                     |                                               |
| 第 5 | 議案第 4 号 | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算                                     |                                               |
| 第 6 | 議案第 5 号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算                                   |                                               |
| 第 7 | 議案第 6 号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算                                       |                                               |
| 第 8 | 議案第 7 号 | 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算                                       |                                               |
| 第 9 | 議案第 8 号 | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算                                    |                                               |
| 第10 | 議案第 9 号 | 令和2年度大竹市水道事業会計予算                                         |                                               |
| 第11 | 議案第10号  | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算                                      |                                               |
| 第12 | 議案第11号  | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算                                      |                                               |
| 第13 | 議案第13号  | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例<br>の制定について                         | (原案可決)                                        |
| 第14 | 議案第14号  | 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定に<br>ついて                             | (原案可決)                                        |
| 第15 | 議案第15号  | 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について                                    | (原案可決)                                        |
| 第16 | 議案第16号  | 大竹市監査委員条例の一部改正について                                       | (原案可決)                                        |
| 第17 | 議案第18号  | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正につ<br>いて                            | (原案可決)                                        |
| 第18 | 議案第19号  | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員<br>の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正<br>について   | (原案可決)<br>総務文教                                |
| 第19 | 議案第20号  | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に<br>関する条例の一部改正について                  | (原案可決)                                        |
| 第20 | 議案第27号  | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員<br>の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の<br>廃止について | (原案可決)                                        |
| 第21 | 議案第30号  | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定に<br>ついて                             | (原案可決)                                        |
| 第22 | 議案第32号  | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                                    | (原案可決)                                        |
| 第23 | 議案第17号  | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                                     | (原案可決)                                        |
| 第24 | 議案第21号  | 大竹市手数料条例の一部改正について                                        | (原案可決)                                        |
| 第25 | 議案第22号  | 大竹市漁港管理条例の一部改正について                                       | (原案可決)                                        |

|     |           |                                             |               |
|-----|-----------|---------------------------------------------|---------------|
| 第26 | 議案第23号    | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                        | (原案可決)        |
| 第27 | 議案第24号    | 大竹市公園条例の一部改正について                            | (原案可決)        |
| 第28 | 議案第25号    | 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について    | (原案可決)        |
| 第29 | 議案第26号    | 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | (原案可決)        |
| 第30 | 議案第28号    | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                   | (原案可決)        |
| 第31 | 議案第29号    | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                       | (原案可決)        |
| 第32 | 議案第31号    | 市道路線の廃止及び認定について                             | (原案可決)        |
| 第33 | 議案第33号    | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)                 | (原案可決)        |
| 第34 | 議案第34号    | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第3号)                   | (原案可決)        |
| 第35 | 議案第35号    | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算(第1号)                  | (原案可決)        |
| 第36 | 令和元年陳情第1号 | 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソーラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情  | 総務文教<br>(不採択) |
| 第37 | 議案第36号    | 令和元年度大竹市一般会計補正予算(第5号)                       | 総務文教付託        |

#### ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から日程第12 議案第11号(一般質問・総括質疑・付託・継続)
- 日程第13 議案第13号から日程第22 議案第32号(報告・表決)
- 日程第23 議案第17号から日程第35 議案第35号(報告・表決)
- 日程第36 令和元年陳情第1号(報告・質疑・討論・表決)
- 日程第37 議案第36号(説明・付託)
- 追加日程第1 議案第36号(報告・表決)

#### ○出席議員(15人)

|     |       |     |      |
|-----|-------|-----|------|
| 1番  | 細川雅子  | 2番  | 藤川和弘 |
| 4番  | 小中真樹雄 | 5番  | 中川智之 |
| 6番  | 小田上尚典 | 7番  | 賀屋幸治 |
| 8番  | 北地範久  | 9番  | 西村一啓 |
| 10番 | 和田芳弘  | 11番 | 網谷芳孝 |
| 12番 | 児玉朋也  | 13番 | 山崎年一 |
| 14番 | 日域 究  | 15番 | 寺岡公章 |
| 16番 | 山本孝三  |     |      |

○欠席議員（1人）

3番 原田孝徳

○説明のため出席した者

|                   |   |      |      |
|-------------------|---|------|------|
| 市                 | 長 | 入山欣郎 |      |
| 副市                | 長 | 太田勲男 |      |
| 教                 | 育 | 長    | 小西啓二 |
| 総務部               | 長 | 吉岡和範 |      |
| 市民生活部             | 長 | 三原尚美 |      |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 豊原学  |      |
| 建設部               | 長 | 山本茂広 |      |
| 上下水道局             | 長 | 高津浩二 |      |
| 消                 | 防 | 長    | 橋村哲也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 中村一誠 |      |
| 企画財政課             | 長 | 三上健  |      |
| 産業振興課長併任農業委員会事務局長 |   | 小田健治 |      |
| 自治振興課             | 長 | 外谷明洋 |      |
| 環境整備課             | 長 | 西村敏信 |      |
| 地域介護課             | 長 | 佐伯和規 |      |
| 福祉課               | 長 | 神代亨  |      |
| 保健医療課             | 長 | 松重幸恵 |      |
| 監理課               | 長 | 中曾一夫 |      |
| 土木課               | 長 | 古賀正則 |      |
| 上下水道局業務課          | 長 | 北林繁喜 |      |
| 総務学事課             | 長 | 真鍋和聰 |      |

○出席した事務局職員

|       |   |      |
|-------|---|------|
| 議会事務局 | 長 | 田中宏幸 |
| 議事係   | 長 | 加藤豪  |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 平成23年3月11日の東日本大震災から、9年が経過いたしました。

改めて被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々と御遺族に対しまして、深く哀悼の意をあらわします。

また、被災地の一日も早い復興を心より願って、黙祷をささげたいと思います。御協力をお願いいたします。

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷。

[黙祷]

○議会事務局長（田中宏幸） 黙祷を終わります。御着席ください。

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において7番、賀屋幸治議員、8番、北地範久議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2～日程第12〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第2、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から日程第12、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

3月10日の議事を継続いたします。

一般質問及び総括質疑を行います。

14番、日域 究議員。

[14番 日域 究議員 登壇]

○14番（日域 究） くろがねの日域と申します。よろしく願いいたします。

今回はですね、通告に従ってですけども、2つのことをお尋ねしたいと思います。

1つは、今から市がやろうとしているネウボラというものについてです。



もう一つは、嵐谷のことについて、最近私が発見したことを紙で配りましたが、この2つでございます。

最初の分かります。

日本人というのはですね、外来語を取り入れるのが得意というか、好きというか、もうこの1,000年にわたってですよ、もっと長いかもしれませんけども、外来語というのはたくさん入ってきています。今回のネウボラというものもですね、誰が気がついたんか知りませんが、ちらちらと聞いてはいましたけど、特段関心もなかったですから、そういうやそういう言葉があったよねぐらいだったんですけども、大竹市も何かそういうことをですよ、念頭に置いて動き始めるみたいなんです。広島県は広島県で、ひろしま版ネウボラっていつてみたいなんで、ものができる前に意見を言ったほうが参考になるかなと思って、私、これに反対する気はさらさらありませんけども、よりいいものをつくってほしいと思ってですね、質問することにいたしました。

ひろしま版ネウボラっていうものも具体的にはわかりませんが、福山市とかですね、尾道市だったかな、6市町が県と一緒にですね、モデル事業として取り組んでいるみたいなんです。この前、私、子ども・子育て会議にいるんですけども、あれが終わる、議事が終わった後だったと思いますけども、このネウボラについて説明がありました。そのときにですね、子ども・子育て会議の皆さんは子供絡みの人たちばかりですから、普通の市民に比べれば関心は深いんだと思いますけども、何だっという感じですね、本当にですね、ハモったんですね。だから説明がですね、期待から違ってたということですよ。どういう期待だったのかも私、わかりませんが、ああ、これは難しいなと思いました。

それですね、今回のことにそれはつながってますけども、物事するとき国がやれってよく言いますよね、県がやれって言う。だからしゃあないからやるんだっていうんでは、よくなりませんよね。意味あるネウボラをつくってほしいと思って今から質問します。

ネウボラっていうものは私ももちろん詳しいはずなんですけども、ネットで調べるとフィンランドの子育て支援の仕組みのようです。それを参考に日本がですよ、もちろん大竹市がですけど、何をどうしようと思っているのか、説明してほしいと思ってお尋ねします。

そして、議場の皆さんはですね、多分ネウボラといってもですね、よくわからないという方もおられると思いますので、私の知ってる範囲で少々説明させていただきます。

ネウボラとは、フィンランドという北国の子育て支援の仕組みです。フィンランドはわかりやすく言えばムーミンの舞台と言われている国ですけども、私がヒアリングの後で買った本が、「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」、この本です。実は3月2日にヒアリングをしたんですけども、3月3日の中国新聞の2ページ目の人を紹介する欄かな、この本を書いた人が紹介してありました。で、「フィンランド人はなぜ午後4時に仕事が終わるのか」って書いてあったので、これは何かの偶然だろうと思ってすぐ注文して読んでみました。この国の、こういう文化を持ってる国の中の1つの仕組みですから。だから全然異文化の人がですよ、そこの一部だけ切り取ってもなかなかうまくいかないとありますよね。だからフィンランドっていう国がどういう国なのかを知っておく

ことも大事だと思いますけども、相当違いますよね。午後4時に終わるって書いてありますけども、私が前から言うことはですね、今、コロナウイルスで、大変なことになってますけど、保育所と幼稚園はやってますけど。児童クラブもやってますよね、賛否両論ありますけども、しかも長時間やるじゃないですか。これ、世界的に見たら多分ないですよ、そういうものは。こういう国でもやっぱり一応はあるみたいですが、4時に終わるわけですからね、これは極端な表現ですけども、6時には全て終わって皆さん家に帰ると。だから厚生労働省は、保育所は11時間以上子供預かれて言うわけですけども、そういう国とね、そうじゃない国があつて、それが片方のものをですね、参考にするわけですから、よく見てみないとですね、なかなか難しい、そう思います。

じゃ、日本と違うのが何だろうかっていって、ざっと調べるとですね、中心人物っていうか、子育てを支援する係の人がいて、その人が要するに地区を決めてですね、長いこといる。人事異動もほとんどない。そこへ行くといつもその人がいて、皆さんが相談に行ったらですね、いつも正面から向かい合って相談に乗ってくれてアドバイスをくれる、そういうことらしいんですね。日本の役職でいうと保健師さん、それに近いものらしいです。公務員なんかだと思いますけども、よくわかりません。日本にですね、このような仕組みをね、つくるとすればね、すばらしいことですけども、とはいえ、日本にもありますよね。妊娠して、それなりの届け出をすれば、母子健康手帳もらえますし、妊婦が検診するといえ、今ごろいろんな助成などがありますよね、それこそ幼児教育・保育の無償化も実施されましたしね、いろんな意味で日本がそんな悪いかというとそんなことはないんですね。そんなことはないのにですよ、新しくですね、こういうことを導入しようっていうからには、そこには何か大きな目的があるんだろうと。現状では足りないものがあるんだろうと思うんですけども、そこを教えてもらいたいと思います。それが最初の1問目ですね。

2問目に行きます。

2問目はですね、この前、2月26日に総務文教委員会に私はくつついていった側ですけども、高祖谷のあたりにいって、嵐谷に行って、谷和地区に行きました。あのときに、嵐谷についてはですね、歩いてみてですよ、何か違和感を感じたんですね。それで、廿日市市役所にも行きましたし、いろんなこと調べてみました。それで今回資料を印刷して、この質問で配らせてもらいましたけど、一応その説明をしておきます。1・2・3とありますけど、順番に古くなります。1番は、本当先週ですね、廿日市市の担当からメールで届いたものです。メールで届いたんですから、私、こんなものがあると知りませんから、ただ、私がメールを送ったらこのPDFをつけて送り返してきて、そこには資料提供って書いてありましたけど、それ以上何もなかったんですけどもね、これが1番ですね。2番はこの一番当初の林地開発のときの申請図面ですね。3番はネット上の写真ですけども、ああ、昔こうだったんだって、おもしろいですね、写真っていうのはかなりリアルですよ。一番下にあるのが能保里橋っていうのかな、あそこの後原のところの橋だと思います。今よりか木が細いですよね。何十年かたって木が大きくなったっていう、本当に古い写真見たら感じますけど。写真は正直ですからね。それと1番の写真にあるピンクのマーカーとですね、調整池って書いてありますが、これは私、書いたんじゃない、これ書かれた状態

で来ました。多分これ、このまま見たら何かわからないからわかりやすいように書き加えてくれたんだと思います。

それで、嵐谷の林地開発については、当然ですけどまず事業者が、廿日市市から、林地開発許可を得て、許可をもらった後工事に入りますよね。その前に本市に意見聴取があったんでしょうけども、その段階では意見なしって回答したということになっています。ある段階で開発許可と違う施工が発覚し、っていつてもですよ、何か違いがあったんだとは聞きましたけど、具体的なものはさっぱりわからずにですね、それでまた設計変更された後ですね、次に廿日市市は業者に設計変更の申請を促して、その結果、変更申請が出されたらですね、また、そのときに大竹市にもですよ、今度こんなに変わるんですけど意見ありますかっていう意見聴取があるんですね。それがあったってというのは前に聞いてます。それで大竹市はもちろん意見をつけて返したんでしょうけども、その申請は最終的には取り下げになったってこの前聞きました。

そして、当初の設計と実際の施工がどう違ったのか、まず、それをお尋ねしてみたいと思います。前からですよ、廿日市市に電話かけても、電話ではもこもこってしてくれるんですけども、具体的にどうかっていうとですね、そこまでなかなか、私、聞く立場にもないですから、強く聞くわけにもいきませんしね、向こうも何かこうね、少し適当に言うんですけども、それで終わってました。今、こういう図面が手に入ったんで、実際にどこが違ったのかということをお尋ねしてみます。

大竹市はそれをいつごろ把握していたのかってというのが1つと、廿日市市はまたそれをいつ把握したのかということですね。許可と違う施工がされていたということですが、細かいこと言えばですね、誤差ってあるでしょうから、具体的にどこがどう違ったっていうことが、その工事をとめた原因なのかということをお尋ねしてほしいと思います。

このときにですね、こういうことする前に森林審議会か何かそういうものがあって、そこで審議会の委員方から意見をもらうことになっているみたいですけども、このことはね、前にもらったんがあるんですよ。審議会、海堀教授っていうのかな、これ広島大学の今大学院の教授みたいですけども、その方たちがですよ、審議会でやりました。一応文書読んでますけども、あの文書見ると、物すごく無責任な文書に感じたわけですよ。海堀教授自身がですよ、土砂災害の関係の委員もされているわけです。何か私、すごい矛盾を感じていたんですけども、でも今ね、考え方変わりました、あの人たちが審査した状態の審査する前提条件であればね、よかったんだと。ただ施工がですよ、審査したときの図面とですよ、違う施工したからあんななんだとすればですね、海堀教授たちというか、審議会の委員がね、真実味がないって、審議会おかしいって批判したら的外れですよ。そういう意味じゃですね、情報が示されるということがいろんな意味で大事なことだと思います。

それと、これに関係してですよ、谷和地区とか今からですからあれですけども、高祖谷なんかの場合ですよ、もうやってるわけですけども、もちろん民有地ですから、そう簡単に入るわけにもいかないですけども、ただどういうことをしようとしているのかってものを一般市民はどうやったらわかるのかなと思ひましてね。これは例えば大竹市にで

すね、図面はあるはずですよ。県が許可するんですけども、大竹市には副本が来ますから同じものがあるはずなんですけども、それが自由に見れるのかどうかですよ。私、谷和地区について去年です、広島県のほうに情報公開請求してみたんです。そしたら生まれて初めてですけども、ほとんど真っ黒でした。

あと、聞いた話ではですよ。途中で差しかえたりですよ、いろんなことやりとりしながら許可を出していくわけですから、その途中段階で確定してもないものをね、出すわけにいかないと言われたらごもっともですよ。だからそうならですよ、今もう許可おりましたから、今だったら見ることができるのかもしれない。そうすれば、一般市民であれですよ、それは逆に工事してる、工事で下請で入っている人でもですよ。何か工事、おまえ図面と違うでって気がついたら言えるわけですから、やっぱりそういうチェックが入ることはいいことだと思いますけどね。だから開発許可したものがですね、一定の公表っていうのがされているのかどうか、それを教えてほしいと思います。

業者の利益もね、もちろん大事ですよ。業者とそうじゃない人間がもともと決まってるわけじゃなくて、誰が業者になるかわからないわけですから、どんな仕事をしようとする自由ですからね、どんな、職業につくかはわからないわけですから、それは今の自分とは関係なしに、遠くから見ても公平なようにですよ、ルールは決めなくちゃいけないですから、それは業者の利益も大事、住民の利益も大事、私はそう思います。

要はそういうことなんですけども、壇上での質問はここまでにしたいと思います。難しいこともあるかもしれませんが、答弁のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（細川雅子） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） ネウボラ、外来語、議員がおっしゃられるように、日本人というのは非常に外来語を上手に使います。ただ行政では、わかったようで曖昧なまま使ってしまうということ、多々ございます。議員御指摘のように大変難しい問題だと思います。よく研究をされて、本質を突いての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、日域議員の御質問にお答えをいたします。

まず1点目のネウボラについてでございます。

議員おっしゃられるように、ネウボラとはフィンランド語で相談する場という意味だそうでございます。フィンランドのネウボラはかかりつけの保健師が一貫して家庭を支援することにより、子育て家庭との継続した対話による信頼関係を構築するということだそうでございます。日本では、フィンランドと同じ仕組みにはなりません、妊娠期から子育て期までを切れ目なく支援する体制整備を目指しています。

本市では現在、大竹市子ども・子育て支援事業計画のもと、乳幼児から小学生までを中心とした子育て支援体制の整備と子育て世帯へのさまざまな施策を展開しています。しかし、近年の少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育てをめぐる環境は厳しさを増す一方であり、子育て世帯に対する支援の一層の強化が求められる現状となっています。

今年度、第二期大竹市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、ニーズ調査を実施

いたしました。就学前児童の保護者からは、小学生と比べて子供の食事や栄養、子供の病気や障害、発育や発達、子育ての方法や子供への接し方がわからないなど、子育てに難しさを感じていることが浮き彫りになっています。このような背景から、複雑・多様化している子育てを支援する取り組みとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う仕組み、いわゆるネウボラを構築し、令和2年度から実施いたします。

本市のネウボラは、保健医療課に母子保健コーディネーターを立戸地区の子育て支援センター、どんぐりHOUSEに子育て支援コーディネーターをそれぞれ調整役として配置して、相互に連携しながら相談・支援・関係機関との連絡調整などを行います。母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターの具体的な役割としては、妊産婦・乳幼児等の実情の把握、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じた情報提供・助言・保健指導の実施、支援プランの策定、保健医療または福祉の関係機関との連絡調整などがあります。妊婦健診や乳幼児健診の受診状況と、子育て支援事業への参加状況など、お互いの情報を集約する仕組みをつくることで、支援が必要な子育て家庭に対して多面的な視点による支援が提供できることを目指しています。

例えば、妊娠期には、母子健康手帳の交付の際に、全ての妊婦を対象に子育て支援プランを作成し、出産後の見通しを立てて妊娠期を過ごしていただくよう支援します。その後、妊娠後期や出産後の経過を追うごとに関係機関と連携しながら対象者の不安の軽減に努めていくよう支援します。必要に応じて産後に利用できるサービスも提供するなどしてまいります。また、子育て家庭などから日常的に相談を受け、個別のニーズに応じてさまざまな教育・保育サービスの利用に関する助言や支援を行います。子育て支援に関する情報収集や提供を行うとともに、関係機関につなぐ役割を果たすことで個別の課題だけでなく、地域の課題解決も図りたいと考えています。

そして、このような役割を果たすことができますよう、まずは、母子保健コーディネーターと子育て支援コーディネーターがお互いに顔の見える関係を築くことにより、所掌する分野を超えて緊密に連携し、お互いの情報を共有し、提供することで母子保健と子育て支援が一体となった円滑な支援につなげたいと考えています。

次に、2点目の嵐谷地区の林地開発についてでございます。

まず、許可を受けた当初の計画と実際の施工の相違点があることは、林地開発許可権者の廿日市市から本市へ連絡をいただいています。相違点があることを廿日市市が把握した時期は平成29年7月で、調整池の形状、切り土や盛り土の工事等の施工において、相違点を把握したとお聞きしております。また、林地開発許可変更申請がなされた場合の広島県森林審議会への諮問は、新規の林地開発許可申請で、規模が10ヘクタール以上で対象となりますので、今回の変更申請は諮問の対象となりません。林地開発許可の内容は、廿日市市では地域の方や一般市民の方には公表はしていないとのことでございます。許可内容の確認を希望される場合は、行政文書の開示手続が必要となります。

許可権者の廿日市市では、開発事業者に対して防災対策工事を指導し、開発事業者において土砂流出対策工事がなされているとお聞きしております。また、この林地開発計画については、現在、変更許可申請書が廿日市市に提出されているとのことでございます。今

後、改めて廿日市市から変更許可申請に関する意見について本市に照会されるものと考えています。

森林の持つ公益的機能を守る重要性は十分認識しておりますので、本市の意見をお伝えし、十分な審査をしていただくとともに、開発業者に対して適切な指導をしていただくようお願いしたいと考えています。

以上で、日域議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

まずはネウボラですけど、私もですよ、ささやかながら子供に関係した仕事をしてましたからあるんですけども、一番記憶に残ってることがですね、年長児ってわかりますよね、小学校に上がる1年前ですよ、その段階で入園を申し込んできたケース、最近はもうそういう子はいませんがね、ほとんどね、もう長期間になってますけども。でもそんな昔じゃないですよ。その子がですね、保護者が何を言ったかという、定期健診というかな、1歳半健診とかあるじゃないですか、そこで何かを言われたわけですよ。要するにノーマルじゃないとかですね。当然ですけどそうは思いたくないですよ、人間って。そんなはずはないと思うじゃないですか。そこでどっちへ転ぶかなんですけども、その方の場合はですよ、それからもうね、市からの呼びかけには反応しない、あと聞いたらですよ、ネットをたいたりですよ、それから例えばお母さんからいけばですよ、御主人のお母さんがいるじゃないですか、御主人のお母さんに聞いたらね、ああ、うちの子、うちの子っていうのはお父さんのことですね、うちの子もちっちゃいときあんななかったけえね、そんなもんよねって言われたりして、そこにね、安心感を求めてですよ、いろんな都合のいい話を探し始めるんですね。よくある話かもしれませんが。でも、次のステップが踏めずにどうしようもなくなって、あと1年の段階で入園の申し込みをしたと。そこで見たらですよ、一応のことわかるわけですよ。それで、そういうときには保護者の方に来てもらって話をしたりするんですけどもね。

このネウボラとの関係でいえばですね、最初に健診をしたときにどっちへ転ぶかですよ。これ問題があると思うんですがって言ったら、そっちのほうのね、市役所に行ってますよ、どこがありますかねって。教えてくださいって、相談に乗ってくださいってそっちに行けばですよ、ある意味、市とすればやりやすいですよ。そこで専門家につなぐとか。それがそっち行ってですよ、烙印押されたらおもしろくないから、距離を置いてですよ、別の世界でですよ、いや、おたくの子、大丈夫ですよっていう、それをね、求めてある意味では精神的にはさまよい歩くわけですけども、そうなったら失敗ですよ。

何かと思うんですけども、ネウボラっていうを調べてましておもしろいのがですね、何かくれるんですよ。市役所のほうがね。市役所だと思いますけども。義務じゃないですからね、フィンランドでもそういう状態になったらそこに行って、99%以上の対象者がネウボラを利用するっていうんですけども、だから一部使わない人もいるんでしょうけども、そこに行ったらお金じゃなかったと思いますけども、何か子供が生まれてくる上でですよ、役に立つものをプレゼントしてくれるんですよ。プレゼントしてくればですね、そのと

きにこれ書いてとかですね、そこでまず最初の人間関係がね、生命保険のGNPってわかりますか、生命保険でプレゼントくれたりしてましたよね、義理と人情とプレゼントか、生命保険の用語ですけども、それに近いようなね、最初の段階で妊娠した方に対して上手にこうね、近寄ってくれるようにね、考えておるわけですよ。やっぱりシビアなことを言わなくちゃいけない場面が来るより先に、一般論としてですよ、おたくの場合はそんなことないと思いますけど、こういうことやこういうこともあるんですよ。こうなったらこうなると。万が一ね、障害児で生まれる方もね、一定割合いますと。でもね、かといって絶望じゃなくて、こうなったらこうなると。それでね、あの子やらこの子見たらね、それなりにね、皆さん幸せに生きてますからね、どうなっても大丈夫ですから。だからちゃんとね、話しましょうねっていう信頼関係をね、最初につくることが大事なんですよ。だから、健診は健診でいいんですけども、やっぱりそのね、一番もとのところを、信頼関係をつくるのが大事なんじゃないかなという気がします。

それと、日本の役所って割と縦割りなんですけども、その辺は何か何とか横につながるようにですよ、するっていうか、今の状態で何かあそこは課題なんだと。あそこは何かクリアしないとやりにくいよねっていう課題が見えているとすればですね、教えてほしいと思うんですけど、どんなでしょうか。

○議長（細川雅子） 保健医療課長。

○保健医療課長（松重幸恵） 今の現状でどういう課題があるかという御質問だと思います。

今ですね、母子保健法に基づく母子保健事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業、児童福祉法による子育て支援事業と、多種多様な子育てに対する支援が実施されておりますけれども、それぞれ多くの機関がかかわるために、情報がまだ一元化されていない、そこが一番問題と思います。

今回、大竹市が考えているネウボラというのは、子育て支援部門と母子保健部門の情報を一体化させる、この部分が重要と考えており、事業を進めていくものであります。

以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 大事なのはわかるんですよ。できますか。私が最近経験したことを1つ言います。幼児教育保育の無償化の件ですよ。子供の世界でですね、何か変えるたんびにどんどん複雑怪奇になって、もうね、仕組みがわからないぐらいになってます。保育所があつて幼稚園があつた、その2つしかなかったのがですよ、認定こども園ができて、幼稚園がですよ、新制度か旧制度かに分かれてですね、多種多様なんですけども、それぞれに法律がかぶってまして、まずですね、私が関係しているところで言うんですよ、例えば保育所の子供であれば行政が情報持っているわけです。だから全部できるわけです、権限がある。でも、私学助成園っていう昔ながらの幼稚園の場合ですね、行政がそこまで権限をもらってないから行政のほうからは調べられないっていうんですよ。それを言うなら廿日市市なんですけども、大竹市は、廿日市市を参考にやっているから廿日市市が進言したと思いますけども、ただそんなことあるかいなと思って、私、県のね、知り合いに言ったんですよ。調べて、あんなばかなことがあるかって。そしたらですね、県の職員がで

すね、3時間後に電話してきました。国の文書のここ見たらこう書いてあります。何かって言うたらね、委任状出すんです。要するにいっぱい市に出す文書の中にですよ、一筆ちっちゃくてね、その言葉を書いておけば、市の担当者がね、ほかの保育所とか認定こども園とか新制度の幼稚園のようにですよ、同じことができる。ある意味廿日市の職員はそれ見落としたんだと思います。

で、例えばですよ、今の分でもそうですよ。法的にはね、こういう役所とこういう役所とこういう役所があって壁がありますよといっても、その役所に対してですよ、これやってくれてですよ、最初の段階でプレゼントあげるときにですよ、これ書いてねっていう中にですよ、一筆書いてもらえればすね、こっちの担当者がですよ、こっちの担当者に本人に成りかわってね、教えてっていうこと言えるわけですよ。私、一番まずいのがね、担当者がころころ変わるっていうか、場面ごとにね、人が変わるっていうのはよくないと思うんですよ。Aさん、Bさん、Cさんって役所で担当者がいたときに、このことはAさん、このことはBさん、それはCさんに聞いてくださいっていうんじゃないでね、Aさんがですよ、私、じゃ、Bさんに聞いておきます。私、じゃ、Cさんに聞いておきますって。だから回答してくれる人がいつもAさんであればですよ、Aさんの権限の中で全てがおさまっているわけじゃなくてもですよ、本人に成りかわってAさんがCさんから聞いておけばですよ、それ以上わからなかったら、それはもちろんCさんとこに行ってもらえばいいですけども、やっぱりAさんというね、人間関係、信頼関係がある担当者とずっとつながっていればすね、ものってうまくいくような気がするんですよ。

昔どっかで聞いた話ですけどね、テレビだったかな。行政でも、当然異動がありますよね。担当者が変わるじゃないですか。そしたらね、住民が、あんたらね、要するに担当かわったら知らん顔じゃろうがって、わしらの言うこと聞かんよって言うたら、いや、わしはね、退職するまでね、どんなポストに移ってもね、違うポストに移ったとしても、この問題は、私が、個人的に最後まで責任とるって言った人がいるらしくて、それじゃ、頼もうやっていって物事がうまくいったというケースをすね、テレビでやったたの記憶がありますけども、やはりできないことを約束したらまずいですけども、やっぱりできるようにね、仕組みつくっていけばおもしろいんじゃないかなって。

委任状って相当力があるでしょ。そう思うんですけどね。ちょっとしたテクニックですけどね。やっぱりね、本当にね、今、市長おっしゃったみたいに、ちっちゃい子供育てる世帯とかそういう世代の環境がですよ、昔と相当、この10年20年で見てですよ、変わってますよね。私、夜6時も7時も仕事をするっていうのはね、本当はよくないと思うんですけども、それが禁止してもしょうがないですから、そうしなくてもいい社会がどうやったらできるかなっていうのはいつも思ってますけどね。それも含めていろんなね、制度つくるときに工夫をしてほしいと思うんですが。私、これ別に何かを迫及しているわけじゃありませんから、提案しているだけなんですけども。

最後に、私が、今しゃべったことについて感想があったら述べていただきたいと思いません。

○議長（細川雅子） 健康福祉部長。



○健康福祉部長兼福祉事務所長（豊原 学） 御提案いただきまして、ありがとうございます。一応仕組みづくりということで我々も進めたいと思います。といっても初年度になりますので、完璧にスムーズに進めるということはもちろん目指すんですけれども、いろいろな、先ほど保健医療課長が申しましたように、各種の法律等を取り込んだりして、さまざまなことに取り組んでいかなければならないということでございます。なるべくスムーズにこの仕組みができるようにですね、取り組んではまいりたいと思いますけれども、何分、初年度ということで、ある意味、大目に見ていただければと思います。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） ありがとうございます。大目に見させてもらいます。ありがとうございます。

次へ行きます。

この嵐谷についてはですよ、幸か不幸かというか、大竹市の話じゃないんで、大竹市役所としても受け身でしょうし、なかなかですね、ある意味言いやすいのかもしれませんが、さっきの御答弁にありましたけど、手続を踏んだら見せますよということですよ。そんなもんだろうと思います。だから嵐谷で売れなかったのは当然許可していない段階ですから、その段階で見せるものってほとんどないということだと思います。

それですね、この、例えばこういうタイプの仕事って林地もあれば、都市計画的なものの許認可もあるかと思いますが、普通、変更申請っていうと何かやっていて何かね、変な石が出てきたとかですよ、何か当初の思惑と違う状況になったときに行政のほうに相談してこうなったんじゃないけど、どうしようかと思ったら、じゃ、ここはこうしましょう、ああしましょうって、どうですかって、ああ、それでやりましょうって言って、設計変更をするというのが普通の姿だと思いますけども、今回の場合は多分この、1番と2番と図面出しましたけど、この池の形が全然違うということは違う池をつくろうと思ったときに相談したんじゃないで、つくってしまってから、変なものが出てきたわけですよ。これ一般的な設計変更とかに至るプロセスから見ればかなり例外的なもんだと思うんですけどね。さっき平成29年7月と言われましたけど、この土地はですよ、東京の会社が最初に開発申請というか図面書いてますけども、この最初の会社がですよ、所有権の移転登記をした同じ日にですよ、九州の会社が変わって、その設計変更とかあと何とかせえとかいって廿日市市が言った相手の会社は九州の会社です。

こんな施工したらですよ、例えばこれ大竹市が許認可権のある役所だとした場合に、このぐらいだったらいいですよって、大目に見るわけにいきませんよね、絶対に。ということは、この業者はですよ、絶対これ何か言われてしまうってわかってたわけですよ。そう、これはもちろん推測の域を出ませんけども。でも、こういうものがあるようであればですよ、やっぱりこれはもう今からね、廿日市市がどうするかお手並み拝見なんですけども、林地開発って広いところで見えにくいところで行いますからね、細かなことまではチェックできないでしょうけども、やっぱり行政もですよ、一定のチェックをしなくちゃですよ、取り返しはつかないですからね。このときにですよ、廿日市市の担当者がこう

言うてましたよ。担保が取れない。その担当者が教えてくれたのがですね、東広島市には残土処分のときにですね、あらかじめ保証金を預かるという条例があるんだと。これは林地開発と残土処分は別ですけども、こういうことにおいてもね、要するに資本金がちっちゃなですね、ペーパーカンパニー会社ね、もともと合同会社なんてそういう目的でつくったはずじゃないけど、それはみんな使いますよね。そうなるよね、行政は手が出せないけども、東広島市にそういう条例があるんであればですよ、これは大竹市だって条例つくればつくれないことはないということなんでしょうけども、程度問題ですけども、あと困るんですよ。ここにですね、この法律何っていうんでしたかね。山林、基本的に法律がありますよね、あれのですね、ここに条文があるんですけども、第10条の2がですね、開発行為とか云々書いているところですけども、第10条の3にですね、監督処分っていうのがあります、都道府県知事は森林の有する広域的機能を維持するために必要があると認めるときは、前条第1項の規定に違反した者、若しくは同項の許可に附した第4条第4項の条件に違反して開発行為をした者又は云々かんぬんってあってですね、その最後にその開発行為の中止を命じ、または期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることができる。これに違反したら罰金もありますし、一応懲役もついてましたけど、結局命ずることができる、だから廿日市市が平成29年の段階でとめたっていうことは、この第10条の3に基づくものだったんでしょうけども、命ずることができるっていうのが厳しいですよ。命じたときにですね、権限がなかったらできませんけども。だから東広島市の残土処分みたいにあれは1立方メートルが400円でしたけど、それで足りるかどうかはありますけども、やっぱり行政は資本金が大きいから小さいからって、恣意的にね、判断したらまずいでしょうから、だから資本金が少なくても、幾ら大きくてもですよ、書類が整っていれば許可しなければいけないですよ。だから難しいんですけども、やっぱり資本金が少なくてもいいって決まれば何か工夫するとかですね、しないとももちろんこれ、程度問題で、ある程度、許容範囲ってあると思いますけども、少しまずいなと思うんですけども、これももちろん廿日市市のことですからね、推測の域は出ませんが少なくとも工事をとめたっていうのは第10条の3の監督処分っていう項目に書いてある権限でとめて、それで変更申請をするよう促したんでしょうね。それでよろしいですか。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） 今の林地開発の関係でございます。

法は森林法なんですけど、こちらのほうに規定がございます。その中で要は基本的には事業者のほうは許可どおりにしなければならぬ、最終的にそのとおりにしなければ、許可権者のほうが、例えば工事中であっても現地を確認をします。最後、事業者のほうが終わりましたという報告をすれば、それはまた最後そのとおりになっているかっていうのを許可権者として状況を確認してきます。例えば今回のものであれば、許可としては林地開発許可ということでございますが、事業者のほうの林地開発の許可をとる主の目的というのが、いわゆる太陽光発電計画という形になります。ということは、森林の形状を変更して開発をして、最終的に許可どおりに工事をして、そこで初めて、今回の許可権者は廿日市市になるんですけど、そちらの許可権者として現地を確認して、そのとおりにやっている

ということが確認できれば、今度は、発電施設をチェックすることができるという状況になります。

嵐谷地域におきましては、当初許可申請が出て許可をされたんですが、それから許可変更書が1回出ています。ただ、その実態としては、工事そのものが許可したものと違う形で行われているという状況もありまして、実際問題として大雨が降ったときには、それがその工事をしている区域から大竹市に関係するものでいいますと、例えば大竹市道がございまして、そちらのほうに土砂が流出する、あるいは市道とあわせて農水路がございまして。農水路ってというのはそこへ通っている農水路から今度はあるいは後原地区の田んぼのほうですね、そういうところに利用されていますんで、そこで大きな支障が起こるといって状況が動きました。土砂が流出しとるんで、大竹市としまして、廿日市市に許可権限がございまして、そちらに話をして、廿日市市のほうがまずは一旦、防災対策、これをしてくださいということで一応事業者のほうに話をして、要は何回も指導ですね、このままじゃいけんと、まず防災対策工事をしなさいということをお願いして指導する中で今の状況に至ったと。今のこれが命令なんか、あるいは行政であれば、行政指導もありますし、処分行為、命令となると処分行為になりますけど、そこにつきましては、私のほうもですね、まだ廿日市市の行ったことが、例えば処分行為なのか命令行為なんかっていうことは厳密に確認できてないんですけど、実態としてはまずは土砂等ですね、災害防止対策をまずはそれを一番に対応してくださいということで、事業者のほうに廿日市市が伝えてですね、それで、それなりに今の防災対策工事がなされておるといって聞いておきます。

以上です。

○議長（細川雅子） これで3回目です。2回終わりました。日域議員。

○14番（日域 究） 林野庁にですね、1回だけ電話したんですよ。もちろん匿名ですから、何てことはない話ですけどね。でも、なるほどなと思うことはありましたけどね、日本はよく言われるんですけど、土地の所有権ってめちゃくちゃ強い国ですよ。でもそれはお互い様で、自分が持っているものは権利があるし、人が持っているものはその人に権利があるわけですから、この所有権が強いこと自体がいいわけでも悪いわけでもないと思いたすけども、山ですよ、持っている人のものですから、その権限をね、やっぱり保証というか、公益を害しない限りですよ、保証されているというのが根底にありますと。おっしゃるとおりですよ。初めてこの法律読むとですね、4つほど要件があると思いたすけど、著しくそれをね、害するおそれがない場合は許可しなければならないと書いてありますから、それをあえて許可しなかったらですね、逆にですね、文句を言われるわけですよ。だから難しいなと思いたすけども、でもそういうルールのある国ですから、そのルールを守った範囲内ですよ、いろいろやり合わないといけないような気がします。

それで、ただ今回いつから工事スタートしたんかは私、よくわからないところなんですけど、正直言いまして、前にもこの席で言ったことがあるかもしれませんが、あるときまたまたあのあたり走ってましたら、山の上に線が1本入ってたんですよ。高いところにラインが入っているわけ。それはブルドーザーか何かで走った後ですよ。山に線が入って何

じゃろかと思って、家帰って地図を開いたらですね、大竹市じゃないんですよ。廿日市市なんですよ。ああ、関係ないやと思って。それがそうです。それが夏ごろでした。秋になって、12月ごろにですね、同僚の議員からですよ、話を聞いて、行ってみたらそのラインから下が要するに緑がね、剥がされた状態になってましたけど、あれが平成28年ぐらいなんですかね。よくわかりませんけど。

これ、このこと、嵐谷のことは大竹市がどうこう言ってもしようがないともありますが、さっき課長言われたのがね、大竹市の道路と、水路と言われましたよね。民地もあるんですよ、広くはないけども。玖島川っていう川があって、民地があって、それから道路やら水路やらがあって、それから山が始まっていますよね。あの辺に、所有者はもちろん大竹市民であれ、なくても一緒なんですけども、たまたま大竹市の人が持つてる農地か何かあって、泥かぶってるんですけども、あれもね、何とかしてあげてほしいという気がするんですが、大竹市がどうこう言うわけにいかないでしょうけども。大竹市は廿日市市に対してですよ、たしかどっかの許可条件の中にですよ、近隣にね、迷惑かけたらちゃんと現状に復するか何か賠償払うか何か忘れましたが、要件があったと思いますけども、当然ついてると思うんですけどもね。そのね、持ち主らしき人に話を聞いたらですね、お金をもらったという人がいるとかいううわさは聞いたことあるけど、私はもらってませんとある方がおっしゃってました。その業者は業者で大変なんでしょうけれども、やはり大竹市と廿日市市っていうのは行政同士ですから、けんかするのも変ですけども、やはりどちらかという大竹市は被害者で、あっち側は加害者というか、加害行為を認めた側の行政ですから、この件に関してはですよ、大竹市の扱いについて多少の立場の違いがあって、大竹市は厳しいことを、廿日市市に言うことは許されるという気がします。何もしなかったらですよ、行政何しとるんやとなりますから、もとはに戻りませんが、嵐谷から何を学ぶかというのがあると思います。今からできることは精いっぱいするし、このことはね、教訓としてですよ、林地開発というものが持っている難しさというか、1つの特徴ですからね、それを今後、生かしていかないといけない気がします。

今、思いついたことを聞いて申しわけないですけども、固定資産税を課税するためにですよ、いつだったかな、去年の決算書、広島市を中心に東は三原市から、西は柳井市までですよ、エリアがあるじゃないですか、県域を超えた、広島広域都市圏でしたかね、固定資産税の賦課が目的だと思いますけども、要するに土地の状況ですよ。そういうものを共同で、市町ごとに頼んだら高いですから、共同でやって、大竹市が300万円払ったか何かそんな決算書だった気がしますけども、ああいうものっていうのは、ほかの人間ですよ、手続を踏んだら利用できるものでしょうか。

○議長（細川雅子） 市民生活部長。

○市民生活部長（三原尚美） 申しわけございません、勉強不足でよくわからないところがあるんですが、言われたとおり広島広域都市圏の中で、大竹市はやりたいというところで一緒につくった航空写真というものがあります。市民税務課で保管をして、課税をする場合ですね、状況確認に使っております。市として持っている書類ですので、開示請求等された場合には、何かしらの手続を踏んで出すか出さないかという判断をしなければいけな

い書類だとは思っております。検討させていただきたいと思っております。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） そろそろ終わろうと思っておりますけども、どっちにしてもですね、この少なくとも嵐谷についてはね、業者が何を考えてやったか知りませんが、少なくともですよ、これできたときにですよ、廿日市市の職員というか担当者に見てもらうにしてもですよ、それで完了ですっていう判は絶対にもらえないものをつくっているわけですから、そしたらどうなるかって、もう、もとどおりつくるといったら大金が要りますからそれもね、そんなことをする気はないでしょうから。だからこの段階で、この業者はですよ、とりあえず目的を達成しているんだらうと。そういう業者に対してですよ、行政が協力はしてないですけども、行政が見抜けなかったということだと思いますが、ある意味間接的にですよ、業者を利することになったんだとすれば、やっぱりそういうことは今後ないように気をつけていかななくちゃいけないですよ。

これ、例えばドローンとか飛ばせると思うんですけども、この1番の図面ですけど、私は素人だから何もわかりませんでしたけど、この前ヒアリングのときにこれ、ドローンだって断定してくれましたよね。っていうことは、ドローンってもうかなり進化しているんですよ。こういうチェックのときにドローン飛ばしたりすることって可能ですか。高祖谷ですよ、なかなか入れないとかいいんですけども、もちろんね、ルール上難しいところがあって、結局はですね、私もルール調べましたけど、飛ばしていいところ、もちろん町なかほとんどアウトです。民地の場合ですね、どうなのかな、理屈上から言ったら、飛行機みたいにですよ、むちゃくちゃ高ければですよ、もうフリーパスなんですけど、ドローンって高いところ飛ぶことは違反ですから、低いところ飛べってなるんですね、低いところ飛ぶとですね、地上のね、所有者の権限が及ぶわけですから、だから四角四面に考えたらドローンって物すごく、他人様のものを見に行くにはですね、不都合なんですけども、例えば何かのときにですよ、ドローンでチェックするけんねって、いいですよって、さっきの話じゃないけど、委任状じゃないですけど、業者に一筆もろうとけばね、飛ばせますよね。チェックが難しいからわかりませんでしたというのは寂しいんで、そういうね、ドローンでチェックすることがですよ、いろんな意味で可能かどうか、どうですかね。

○議長（細川雅子） 産業振興課長。

○産業振興課長併任農業委員会事務局長（小田健治） さきほどドローンで確認をとという話をいただきました。

1つはまずは、許可どおりにやれとるかどうかっていう観点でいきますと、林地開発の許可権者におきましては、現地のほうに一応確認して状況を見るのがまずできますと。今回の件でありましたら大竹市は許可権者ではございませんので、要は勝手に個人の土地の中に入ることはできない。ただ、許可権者であればその辺がまた別の形になりますので、現地で状況を把握するということは可能だと思っております。

実際に、今、工事の着手なんですけど、もともと一番最初の許可については平成28年5月に許可がおりているんですけど、その後、同年7月20日に工事の着手の届け出が廿日市市に提出されております。それから工事に着手したんですけど、雨降ったとき等で、いろ

んな土砂災害等が複数回発生しておるとい状況になっております。その都度廿日市市のほうは、先ほどお話しさせていただきましたように、業者のほうに対してまず指導して、とにかく災害が起きないようにするそういう対策をしてくださいというようなことを繰り返し申し出をして、今に至る。そういう状況を踏まえて現在の廿日市市のほうにいろいろ話を現状とかを確認する中ではですね、もう例えば大雨が降りそうなときとかいうのは、随時状況のほうは確認等を今しておるといふうな状況はお聞きしております。ですから、今のドローンによる確認については、大竹市がということになると、上空なので何ともいえないんですけど、要は許可権者であれば状況というのが随時確認ができると思います。以上です。

○議長（細川雅子） 日域議員。

○14番（日域 究） 最後にですね、この前、廿日市市の人に会ったときに向こうの方がおっしゃったことを紹介して終わりたいと思いますけど、もともとはですよ、古くは、苗場として使ってた。それからね、何も変化がないわけですから、表面は生かしたまんまね、下のほうに調整池だけつくると、そういう形のね、申請だったんですよ。行ってみたら、想定外に上まで全部剥がしていたからびっくりしてこういうことになりましたって。だから、本当思うんですけど、あの場所無理をしなかったらですね、太陽光発電するのにそんな変な土地じゃないと思います。だから多分、森林審議会が審議するときにはね、写真や図面を見ながらやったんでしょから、それはそれでそんな難しいはずじゃなかったものが何か思惑があったんでしょけどね。変なことになってああいうことになったんだと。だから下のほうはフラットな部分がかかなりあったはずですからね。そのときに担当者によ、昔の写真持とるかって言ったら、いや、見たことないって言うから、配付した資料の3番の写真をですね、私がメールで送ったんです。その次にまた1時間後に2番の図面をね、メールで送ったんですよ、日曜日でしたけど。そしたら月曜日になって1番のメールが返ってきたと。これがこの資料のね、いきさつです。廿日市市のことですから、大竹市ができることはほとんどないと思いますが、これから何を学ぶかですけどもね、大竹市において変なことがないように、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。終わります。

○議長（細川雅子） 以上で、一般質問及び総括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件につきましては、8名をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思ひます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任を行います。

予算特別委員会の委員に、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、藤川和弘議員、6番、小田上尚典議員、8番、北地範久議員、10番、和田芳弘議員、11番、網谷芳孝議員、13番、山崎年一議員、16番、山本孝三議員、そして、私、1番、細川を含む8名を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は予算特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第22〔一括上程〕

議案第13号 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

議案第14号 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について

議案第15号 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について

議案第16号 大竹市監査委員条例の一部改正について

議案第18号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について

議案第19号 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

議案第20号 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第27号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について

議案第30号 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について

議案第32号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（細川雅子） 日程第13、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてから日程第22、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）に至る10件を一括議題といたします。

本10件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和2年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                           | 審査の結果 |
|--------|------------------------------|-------|
| 議案第13号 | 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について | 原案可決  |
| 議案第14号 | 大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定について     | 原案可決  |

|        |  |      |
|--------|--|------|
| 議案第15号 | 大竹市森林環境譲与税基金条例の制定について                            | 原案可決 |
| 議案第16号 | 大竹市監査委員条例の一部改正について                               | 原案可決 |
| 議案第18号 | 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について                        | 原案可決 |
| 議案第19号 | 一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について   | 原案可決 |
| 議案第20号 | 大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について              | 原案可決 |
| 議案第27号 | 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止について | 原案可決 |
| 議案第30号 | 大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定について                         | 原案可決 |
| 議案第32号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）                            | 原案可決 |

令和2年3月4日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは、3月3日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件につきまして、3月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告を申し上げます。

まず、議案第13号市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてでございますが、本件では、「一部免責に当たり、重過失、軽過失の判断は誰が行い、不服があった場合どうなるのか何う」との質疑に対しまして、「監査委員の意見を聞き、市長が判断する。判断に不服があれば、住民監査請求の対象となり、監査結果についてさらに不服があれば、最終的には裁判で判断される」との答弁がございました。

次に、「最低負担額を定める第2条の各号の中に、上下水道局長は含まれていないが、消防長は含まれており、数値も職員の2倍になっている理由について何う」との質疑に対しまして、「上下水道局長は職員と同じ扱いであり、消防長の場合、その権限や人命にかかわる役職であることを考慮し、このような参酌基準になっている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。



質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第14号大竹市まちづくり基本構想等策定条例の制定についてでございますが、本件では、「まちづくり基本構想が策定された後、どのような公表方法を考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「市広報と市ホームページで周知を考えている」との答弁がございました。

次に、「まちづくり基本構想策定審議会の委員の構成メンバーで、幅広い年齢層から意見を集約できるような方策があるか伺う」との質疑に対しまして、「これから人選を行うため、具体的に決まっていないが、PTAの方や、これまでのワークショップに参加した若年層にも参加してもらうことを検討している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第15号大竹市森林環境譲与税基金条例の制定についてでございますが、本件では、「第1条に、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第34条第1項に規定する施策とあるが、市で考えている森林整備の施策とはどのようなもので、どこの地域を対象に考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「具体的には、所有者が施業管理できなくなった民有の人工林のうち、公的管理が必要なものについては、市が防災上の観点から広葉樹と針葉樹が混在した山に戻していくことを想定しており、実際には森林組合などに管理業務を委託することになる。対象となる民有林が栗谷地区に多く見られるため、これらの地域からの実施を考えている」との答弁がございました。

次に、「森林環境譲与税額は令和2年度の予算書を見ると、今年度に比べ大幅に増額している。これまでに議会から提出した地方財政の充実・強化を求める意見書の影響があるものか伺う」との質疑に対しまして、「国のほうで、前倒しして増額をしたとのことである」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第16号大竹市監査委員条例の一部改正についてでございますが、本件では、「監査基準はこれから策定するのか、また、策定後は、何らかの方法で周知するのか伺う」との質疑に対しまして、「本条例改正案の議決をいただいた後、3月末をめどに監査基準を決定すべく、現在、監査委員が議論をしている。監査基準の決定後は、その内容を議会や市長等に通知するとともに、広く一般に公表する」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第18号職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について及び議案第20号大竹市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての2件

につきましては、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、「議案第18号で、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者は別段の定めをすることができる」と規定されているが、その内容を伺う」との質疑に対しまして、「採用後、2回目、3回目の宣誓を省略できるような運用を想定している」との答弁がございました。

次に、「議案第20号で、勤務をしないことが任命権者に承認された場合に当たる休暇とは、どのようなものを想定しているのか伺う」との質疑に対しまして、「介護休暇のほかドナー休暇、生理休暇などを想定している」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第19号一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。本件では、「地域手当の支給該当者は現在何名いるのか伺う」との質疑に対しまして、「6名で、内訳は広島市内への出向者が4名、廿日市市への出向者が2名である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第27号昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の廃止についてでございますが、本件では質疑、討論ともなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第30号大竹市漁業共同利用施設の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「阿多田かき殻一時堆積場は、市で整備されたものだが、その経緯を伺う」との質疑に対しまして、「阿多田の施設は、設置後30年以上経過し、老朽化が進んでいたため、国の交付金を活用し、地元漁協にも一部負担してもらい、整備したものである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第32号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件では、「教育費のつり天井改修にかかわる事業費で、中学校は設計業務委託料と工事請負費が計上されているが、小学校は設計業務委託料のみで工事請負費の計上がない。工事を行うのは中学校だけなのか伺う」との質疑に対しまして、「中学校については、今回計上した補正予算を繰り越し、対策工事まで行う予定だが、小学校については、対象施設である小方小学校の小ホールは、空調機等の設備類の再設置など、工法を検討する必要があるため、今回の補正予算では設計業務委託料のみ計上しており、令和3年度に工事を予定している」との答弁がございました。

次に、「民生費のプレミアム付商品券事業の繰り越しは、本年度使用分の支払いに充てるものか。また、今月末で使用期限を迎えるが、予定交付枚数に対して、どの程度の申し

込みがあったか伺う」との質疑に対しまして、「令和2年4月以降に、換金事務が発生するため、繰越明許費として補正予算を計上している。また、交付の予定枚数は特に設定していないが、低所得者への交付割合は、対象者全体の37%程度である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました議案10件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。  
これをもって、質疑を終結いたします。  
これより一括討論に入ります。  
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。  
これをもって、討論を終結いたします。  
ただいま議題となっております本10件を一括採決いたします。  
本10件に対する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。  
よって、本10件は原案のとおり可決されました

~~~~~○~~~~~

#### 日程第23～日程第35〔一括上程〕

- 議案第17号 大竹市役所支所設置条例の一部改正について
- 議案第21号 大竹市手数料条例の一部改正について
- 議案第22号 大竹市漁港管理条例の一部改正について
- 議案第23号 大竹市国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第24号 大竹市公園条例の一部改正について
- 議案第25号 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 議案第26号 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第28号 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について
- 議案第29号 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について
- 議案第31号 市道路線の廃止及び認定について

議案第33号 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第34号 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第35号 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（細川雅子） 日程第23、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてから日程第35、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）に至る13件を、一括議題といたします。

本13件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、北地範久議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和2年3月3日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                                          | 審査の結果 |
|--------|---------------------------------------------|-------|
| 議案第17号 | 大竹市役所支所設置条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第21号 | 大竹市手数料条例の一部改正について                           | 原案可決  |
| 議案第22号 | 大竹市漁港管理条例の一部改正について                          | 原案可決  |
| 議案第23号 | 大竹市国民健康保険条例の一部改正について                        | 原案可決  |
| 議案第24号 | 大竹市公園条例の一部改正について                            | 原案可決  |
| 議案第25号 | 大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について    | 原案可決  |
| 議案第26号 | 大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について | 原案可決  |
| 議案第28号 | 大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定について                   | 原案可決  |
| 議案第29号 | 大竹市地区集会所の指定管理者の指定について                       | 原案可決  |
| 議案第31号 | 市道路線の廃止及び認定について                             | 原案可決  |

|        |                             |      |
|--------|-----------------------------|------|
| 議案第33号 | 令和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） | 原案可決 |
| 議案第34号 | 令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）   | 原案可決 |
| 議案第35号 | 令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）  | 原案可決 |

令和2年3月3日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

生活環境委員長 北地 範久

〔生活環境委員長 北地範久議員 登壇〕

○生活環境委員長（北地範久） それでは、3月3日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託いただきました議案13件につきまして、同日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果を、審査の順に、御報告申し上げます。

まず、議案第26号大竹市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第35号令和元年度大竹市工業用水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、「岩国大竹道路建設に伴う工事の設計変更による増額とのことだが、工事の概要と、変更の理由等について伺う」との質疑に対しまして、「岩国大竹道路建設に伴い、既存の市道内に埋設されている上水道・工業用水道管が支障となるため、これを移設する必要がある。旧小方小学校の前から小方1丁目19番地内のあたりにかけて、国土交通省が新たに市道を整備することになっており、この市道に、既存の市道内の上水道・工業用水道管を移設するもので、昨年12月に契約締結し、本年8月末までを工事期間に設定している。変更の理由については、発注後の試掘調査の結果、管の埋設箇所の岩盤がかたいことが判明したことと、既設の工業用水道管を断水することなく施工するため、特殊な分岐工法を用いる計画をしているが、施工予定箇所の支障埋設物の試掘調査の結果を踏まえ、精査したところ、材料等の変更が必要な見込みとなり、設計変更で工事費が増額となるためである」との答弁がございました。

他にも質疑ございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第17号大竹市役所支所設置条例の一部改正についてでございますが、本件では、「大竹小学校の体育館内に支所を移設するということだが、防犯対策をどのように考えているのか伺う」との質疑に対しまして、「駐車場から体育館までの間に、関係者以外立入禁止の看板を設置することを考えている。また、体育館の入り口付近に受付を設け、窓越しに人の出入りが確認できるようにしたい」との答弁がございました。

次に、「支所の職員体制について、移動の前後で変更があるのか伺う」との質疑に対しまして、「来年度のことなので確定ではないが、移動の前後で人数の変更はせず、同じ体制とするように考えている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第21号大竹市手数料条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本市の住民票の写し等の発行手数料は200円であるが、300円の市町もある。手数料が違うことがある理由を伺う。また、除票の場合は取り扱いが異なるのか伺う」との質疑に対しまして、「住民票の写し等の手数料は、戸籍とは異なり、国での基準がないため、市町において設定しており、本市は200円としている。また、除票の場合も住民票と同じ扱いである」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第28号大竹市コミュニティサロンの指定管理者の指定についてでございますが、本件では、「防犯上の観点から、夜間時の受付対応の人数をふやすことはできないか。また、不審者や泥酔者等への対応について、防犯マニュアル等を作成しているのか伺う」との質疑に対しまして、「一部の指定管理者から、夜間の防犯上の不安について相談を受けたことはある。受付の人数増等の対応については、指定管理料の中で運用をされたい旨を回答している。また、防犯マニュアル等は特に作成はしていないが、施設の設置管理条例の中で、公序良俗を乱す場合は利用を中止することができる旨を規定しており、これに沿った対応をお願いしている」との答弁がございました。

他にも質疑ございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第29号大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてでございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第22号大竹市漁港管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「本改正案では、漁港管理施設等に係る占用許可の有効期間を最長10年に変更しようとしているが、申請者の手続の面などを考慮すると、長過ぎると思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「国において、占用許可の有効期間を最長3年から10年に変更していく方向性が示されており、これに合わせた改正をし、運用していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第31号市道路線の廃止及び認定についてでございますが、本件では、「市道に認定しようとする路線には、過去の宅地開発でできたものが複数あるが、他にも

認定すべき路線の漏れはないか伺う」との質疑に対しまして、「数年前までさかのぼっているが、まだ、幾つか認定に上がっていないものがあると考えている。今後調査を進め、使用頻度等も考慮し、要件を満たし、可能なものから順次、認定していきたい」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第24号大竹市公園条例の一部改正についてでございますが、本件では、「デイキャンプ場を利用できる時間帯は、どのように設定されているのか、また、1区画1,600円という料金設定は高く感じるが、根拠について伺う」との質疑に対しまして、「利用時間は9時30分から17時までと考えている。料金については、本市の公の施設の使用料のあり方についてに基づき、周辺の同種施設の利用料も参考にして、設定したものであり、妥当な額と考えている」との答弁がございました。

次に、「大型遊具等の利用者など、他の公園施設利用者も、デイキャンプ場の炊事棟を使用できるのか。また、ごみの受け入れについて行うのか伺う」との質疑に対しまして、「炊事棟は、デイキャンプ場の利用許可を得た人しか使えない運用を考えている。また、ごみは全て持ち帰りをしていただくようにするが、炭については捨て場を設ける予定である」との答弁がございました。

次に、「キッチンカーを募集し、利用を許可することで収入を得てはどうかと思うが、考えを伺う」との質疑に対しまして、「キッチンカーについては、試験的に募集を行い、ニーズ等を把握するなどして、検討をしていきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第25号大竹市営住宅設置及び管理条例及び大竹市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてでございますが、本件では、「現在まで、家賃の徴収が不能になった場合に、連帯保証人に請求したことはあったのか。また、収納率の現状について伺う」との質疑に対しまして、「連帯保証人に家賃を請求した事例は、現在まで、年間に数件あった。また、収納率は99.7%である」との答弁がございました。

次に、「身寄りのない入居者が亡くなった場合、緊急連絡先とした方に、後片づけ等の依頼をすることになるのか伺う」との質疑に対しまして、「まずは親族に連絡して、対応を依頼するのが原則であるが、状況によっては、緊急連絡先の方を介して親族に連絡をしてもらうなどの相談をすることは考えられる」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第23号大竹市国民健康保険条例の一部改正について及び議案第33号令

和元年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、両件とも質疑、討論ともになく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと、決しております。

続きまして、議案第34号令和元年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、本件では、「認知症初期集中支援推進等に要する経費に係る債務負担行為額の増額ということだが、その理由と、当該施策において認知症地域支援推進員の人数は増加するのか伺う」との質疑に対しまして、「当該経費は、認知症初期集中支援チームと、認知症地域支援推進員に充てられるものである。昨年6月の認知症施策推進大綱の閣議決定により、今後、より施策を推進していくこととなり、認知症地域支援推進員についての国の基準が変更されたことに伴い、増額するものである。

認知症地域支援推進員については、本市では現在、実働されているのは1名であるが、今後、研修を受けてもらい資格を持った方や、実働の人数をふやして、施策を推進していきたい」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました、議案13件の審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本13件を一括採決いたします。

本13件に関する委員長の報告は原案可決であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本13件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 令和元年陳情第1号 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情

○議長（細川雅子） 日程第36、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。



総務文教委員長、西村一啓議員。

総務文教委員会陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番 号           | 件 名   | 審査の結果 | 付託年月日    |
|---------------|---|-------|----------|
| 令和元年<br>陳情第1号 | 大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光<br>(ソーラーパネル) 発電所建設計画反対<br>に関する陳情 | 不 採 択 | 元. 9. 27 |

令和2年3月4日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

[総務文教委員長 西村一啓議員 登壇]

○総務文教委員長(西村一啓) それでは、昨年9月27日の本会議におきまして総務文教委員会に御付託をいただきました、陳情1件につきましては、3月4日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告を申し上げます。

令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光(ソーラーパネル)発電所建設計画反対に関する陳情でございます。

本件は、谷和自治会長、二井博文氏ほか24名から提出された陳情で、陳情項目として、発電建設用地(谷和地区)は生活用水として、広範囲に給水される弥栄ダムの水源であることなど、陳情文書表の11項目によって太陽光発電所建設をするべきでない決議することを求め、陳情をされたものでございます。

まず、令和元年11月20日の政策研究会におきまして、本件に関する林地開発許可制度の概要、谷和地区における太陽光発電施設建設に伴う林地開発許可申請の概要、林地開発許可申請に関する意見に対する回答の3点について、資料の説明を執行部から伺いました。

続いて、令和元年12月5日の委員会での初めての審査におきまして、本件に関する、その後の進捗等について執行部に伺ったところ、「広島県から林地開発申請に関する意見について2回目の照会があり、大竹市として意見を回答した。広島県の森林審議会では本件について審議をしており、継続審査となっている」というものでした。

委員から、「大竹市の指導等、今後、現地の住民や開発業者に意見を聞く場が必要であるため、継続審査とするべき」旨の、閉会中の継続審査の意見が出され、継続審査とするべきものと決しております。

続いて、令和2年1月28日には、先進地事例調査研究として、大阪府枚方市の太陽光発電の取り組みについて、現地を視察するとともに、担当者から経緯や課題など聴取しました。

続いて、令和2年2月6日の協議会におきまして、本件に対する今後の審査の方法につ

いて協議を行いました。

続いて、令和2年2月10日の2回目の委員会での審査におきまして、前回の協議会の内容を踏まえ、今後さらなる調査を行い審査を深めることを決定し、協議の結果、太陽光発電所建設予定地を視察し、谷和地区で住民と意見交換、事業者から説明を聞くことを決しました。

続いて、令和2年2月21日の協議会におきまして、本件に対する「林地開発許可申請に関する意見に対する回答（第2回）について」の説明を執行部から伺いました。

続いて、令和2年2月26日に太陽光発電所建設計画の現地を視察し、谷和地区で住民と意見交換等を実施するとともに、事業者から説明を受けました。

そして、委員会での3回目となる今回の審査におきまして、前回での審査を踏まえ、新たな情報提供等を、執行部に確認したところ、「広島県西部農林水産事務所より林地開発許可申請についての通知があり、令和2年2月28日付で林地開発許可申請については、条件つきで許可が出た」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「陳情文書表の11項目の中の1つであるオオサンショウウオの生息の結論が出ていないのに許可が出るのか。また、オオサンショウウオの生息が認められるまで工事の着手はできないのか伺う」との質疑に対しまして、「許可書の許可の条件にある12番目の、『他の法令等の規定に基づき許可などを必要とする場合は、その許可などを受けること。』に含まれると考える。また、文化財保護法上の手続である、現状変更許可申請が開発事業者から市に提出され、既に県に進達し、近いうちに県から文化庁に進達されると聞いている。基本的には、現状変更の許可が出なければ工事はできないと考える」との答弁がございました。

また、「開発行為が着工した場合の監視などはどうするのか伺う」との質疑に対しまして、「民地であるため、許可権者である広島県は立入調査ができるが、大竹市が勝手に立ち入ることはできない。広島県が立ち入るときに大竹市も同行して立ち入ることをお願いすることはできると考える」との答弁がございました。

また、「開発行為が終了した後に、災害等で水質に影響が出た場合の大竹市としての対応について伺う」との質疑に対しまして、「林地開発許可申請に関する意見に対する回答（第2回）の中で、造成中及び完了後も定期的に点検・検査の結果を大竹市に報告するとあるため、誠実に対応していただくと考える。仮に問題があれば状況を確認しながら、大竹市としてどんな対応ができるか検討をする」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略をさせていただきます。

質疑を終結し、委員に、取り扱い等について、意見を求めたところ、「採決すべき」との発言がありました。

意見を終結し、討論に入ったところ不採択の立場で3名、採択の立場で3名の委員から討論がございました。

まず、不採択の立場では、「地元住民の意見はよくわかるが、広島県が森林法に基づいて2月28日付で許可を出しており、やむを得ず不採択とするべきである」などの討論がございました。

次に、採択の立場では、「地元住民の意見を大切にすべきであり、弥栄ダムの水は大竹市のみならず、他市町にも配水されている。水の安全について少しでも疑いがあるため採択すべきである」などの討論がございました。

討論を終結し、採決の結果、本件は不採択とすべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託をいただきました陳情1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 1つだけ。お答えいただけないかもしれませんが。

森林審議会でしたかね、この2月10日の総務文教委員会で、2月中に開かれる予定があるとは聞いておりませんという説明がありましたけど、結局開かれたのかどうか、聞いてみたいと思います。

○議長（細川雅子） 議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

ただいまの日域議員の質疑は、発言の通告ございました。ぜひ通告のほうの御協力をお願いいたします。

休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時47分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） それでは、休憩前に続いて議事を再開いたします。

日域議員の質疑に対する総務文教委員長の答弁からお願いいたします。

西村議員。

○総務文教委員長（西村一啓） 2月10日の総務文教委員会では、事前に担当課から確認をした上で、2月中には森林審議会が開催されるといった情報は得ていないという旨をお聞きしまして、発言をいたしました。

以上で、それ以上でもそれ以下でもございません。

○議長（細川雅子） 他に質疑はございませんか。

山崎議員。

○13番（山崎年一） 先ほどの委員長報告に関しまして、私が感じていることを含めてお伺いしたいと思います。私、この大竹市議会に出てから十数年経過いたしました。陳情についてはいろいろな審査がされてきたわけですが、今回のようにですね、現地に直接伺ってしかも地域の住民の皆さんと膝を交えて議論をしたという陳情審査は初めてでありました。また、そういった意味においては現地でリアルに、住民の御意見なんかを伺わせていただいたり、また、委員としての考え方をお話ししたりというようなことで、非常に意義のある陳情審査であったと私は思います。

そういった意味において、画期的な総務文教委員会での審査がされたということで、こ

こを掘り下げてですね、委員長報告にあるべきだと思っています。わりかしその部分が多かったということについて疑問を持ったので質疑をさせていただいております。現地では特にですね、住民の皆さんが本当に自分たちの率直な気持ちを訴えられ、それに委員もしっかりと応えてきたということが今回の陳情審査の中で一番の大切なことだったような気がします。そういったことで委員長報告にそのことが余りにも淡々と述べられていたということについて、委員長としての取り組みがどうだったのかという疑問を持ったものがありますから、お伺いしております。その辺のいきさつについて、委員長ひとつよろしくお願いたします。

○議長（細川雅子） 2月26日に谷和地区にお伺いして住民と意見交換等を実施するとともに、事業者から説明を受けましたと委員長からの報告がございました。委員長報告がこれだけに終わった理由について伺いたいという質問でございましたかね。それでよろしかったでしょうか。

総務文教委員長。西村議員。

○総務文教委員長（西村一啓） 2月26日に地元に向って、住民の方の声をいろいろ聞きました。また、事業者からも太陽光発電所建設予定地に入って説明を受けました。その詳細について全てといたしますと、委員長報告長くなりますので、先ほど議長が申しましたような形で報告させていただきました。それ以前にですね、正副委員長で地域の方が3度来られまして、この庁舎内でも協議をしました。それは、同席しました副委員長も御存じと思うんですが、それらを踏まえてですね、委員会としては、住民の声を最大限取り上げるという意味で出向きましたが、2月28日に突如、県のほうが認可をし、3月2日付けの通知が市に送られてきたのを受けましてですね、急遽私どもが知ったのは3日の朝ですか、そういう文書をまだ見てない、見た中で副委員長とも協議をして4日に上げたというところでございます。

確かに住民の声は大事で、我々も何回か出向いて行って、本来地元の声を十分聞く必要があったんですが、1月、2月といろいろな面で時間的なことや、また各委員の調整がとれないという理由で2月26日になったことは十分承知をしておりますし、また住民の方にはそういう機会を多く与えるというチャンスが逃れたことは非常に私自身も残念に思っております。

そういう意味で、2月26日にはそういう思いで出向いてきましたが、2月28日にそういう結果が出たということで報告のあったように不採択という。これも陳情の要項を私なりに調査をした結果、陳情の審査中にですね、本件のように許認可が出たことにより、実現不可能となった場合は不採択とするという見解が示されておりましたので、あくまでもそれに従ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（細川雅子） よろしいでしょうか。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告を受けていますので、発言を許可いたします。

小中議員。

○4番(小中真樹雄) 私は、当陳情の不採択に反対する立場から討論させていただきたいと思っております。

先ほども委員長がおっしゃいましたが、審査中に許可とかが出たらもう不採択にするということですが、まず、私は大竹市及び周辺市町村の大切な水がめであり、命の水ともいふべき弥栄ダムの水質に悪影響を与えるおそれがある太陽光発電設置には反対でございます。

それで、県の森林審議会があくまでも開発行爲としてある程度の一定の要件がそろっているということで許可されたのだらうと思っておりますが、じゃ、例えば住民の水質、悪化への不安とかそういうバックグラウンドにまで思いをいたして審議をしたのかどうか、それは私はよくわからないんですけども、要するにもう県の許可が出た段階で実効性は失われておりますが、私は逆転の発想として、実効性は失われていようともはっきり言わせていただければ、彼らの想像力を欠いた無責任な決定に抗議の意思を示す上からも採択の必要があると考えます。

○議長(細川雅子) 他に討論はございませんか。

小田上議員。

○6番(小田上尚典) 委員長報告にありました不採択に賛成の立場で討論いたします。

先ほどですね、実効性がなくなっても意思を示してしたほうがいいんじゃないかとありましたが、基本的に大竹市議会ですね、会議規則第145条ですか、請願と同じように扱っております。請願と同じように扱うときに実効力あるかどうか、これすごく大切だと思います。請願を採択した、採択したからにはこれが実行されているかどうかをしっかりと、議会としても監視していくというか、見ていく必要があると。ただ実効性がないものに関しては不採択にしないとですね、住民の方に変な期待を持たせてしまうということもあると思っております。全国町村議会議長会が編集している議員必携にあるんですけど、町村の権限外である外交問題に関する意見書を提出されるという請願を採択することは一般的に好ましくない、権限を越える場合はですね、採択すべきじゃないってところはいろんなものにかかれていたりするんで、そこも踏まえてですね、もう権限の及ばないところになってしまっていますので、不採択でいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長(細川雅子) 他に討論はございませんか。

山崎議員。

○13番(山崎年一) 私は、ただいま議題となっております大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情につきましては、採択すべきという立場で討論をいたします。

本件は、谷和自治会長ほか24名の方々が谷和地区の自然環境と特別天然記念物オオサン

ショウウオを守り、広島県民や山口県民の飲料水としての弥栄ダムの安全な水を守るために陳情を出されたものであります。太陽光発電計画地は、全体計画面積が約59.7ヘクタールで東京ドームの約12.7個分に匹敵する膨大な面積の山林を剥ぎ取り、造成し、太陽光パネル8万枚を敷き詰めようとするものです。現地は弥栄ダムの上流に位置し、太陽光発電建設予定地から流れ出る水は全て私たちが飲料水としている弥栄ダム湖に流入します。弥栄ダム湖の水は、大竹市民はもとより、広島県西部住民、廿日市市民や広島市民、山口県東部に居住する岩国市民、柳井市民、周防大島町民まで、数十万人の地域住民が飲料水としています。弥栄ダム湖の水が一旦汚染されると取り返しのつかない事態となります。

陳情の要旨では、大規模に森林を伐採し、森林を剥ぎ取ることは山林の有する保水機能を弱体化させ、土石流を誘発し、地域住民はもとより、大竹市や近隣地区に甚大な被害をもたらす危険が考えられます。とされています。現地の山林は真砂土で広大な土地の自然環境を破壊、改造し、景観を破壊することは第二次災害の危険もあります。台風などによる強風でパネルがまくれ上がったり、火災が起きたり、パネルが雪崩のようにずれた被災地を私たちは見てまいりました。一旦事故や火災が起きれば、弥栄ダム湖の水質が汚染される懸念が高いのであります。太陽光パネルやパワーコンディショナーなどには、その種類によって人体に有害なセレンや鉛、カドミウムなどが含まれています。事故や災害、老朽化などで一旦有害物質が流れ出ると取り返しがつかなくなります。

私たちには未来の子供たちに安心な水源を残す責務があります。環境省や自然エネルギー庁は、太陽光発電施設開発による泥水の発生や、水質汚染、雑草の処理や発電効果を上げるために器具の洗浄、老朽化した器具の放置、固定価格買取制度終了後の施設の回収や廃棄などが適切に行わなければパネルの破損部分から鉛やセレン、カドミウムなどの有害物質が流出し、土壤汚染の危険性があると指摘をしております。

現在、環境省は、発電終了後の太陽光発電パネルの処理に懸念を持っています。適切な処理が行われない可能性が高いと言われております。太陽光発電は、事業開始が同じ時期のため、太陽光パネルの需要も同一の時期となることから、大量に廃棄物として一度出てきます。その廃棄物を処理する能力が現在の日本の産業の中では十分でないと言われ、指摘をされております。パネルが放置される危険があるわけであり、懸念を持っています。

太陽光発電事業は、事業への参入障壁がたやすいため、誰もが参加できます。そのため、企業モラルの低い事業者やたびたび事業者が変わるなど、事業開始までに3者も4者も変わることがよく見られます。次から次へと変わること、事業者の責務の所在がわからなくなります。事業が終了したパネルを廃棄処理して、有価物だと主張することで、そのまま放置され、廃棄すると手も足も出ません。廃棄物でないと主張すれば放置できるのです。

私たちの水がめの上流でこのようなことが行われれば水質が汚染される危険があります。今回の谷和地区の住民の皆さんの陳情においては、令和元年12月17日の本会議における議員の発言をめぐり、西村総務文教委員長は発言が間違っておるから削除してほしいという申し立てをされました。しかし、そのことが間違いであったということは、谷和地区の住民との総務文教委員会での取り組みで明らかにされました。現地では、住民の皆さんが参加した住民の皆さんに同意を得た上で、議長、両委員長がおいでになって、要望にしてほ

しいと言われたと、こう証言をしたのであります。そのときに、西村総務文教委員長も寺岡副議長も出席をしておられて、大方10名にも及ぶ議員がおりました。しかし、そのことへの反論は一切なく、住民がその会議の中で証言されたことがそのままスルーされて現在も生きておるんである。

そのような中での今回の陳情不採択、まことにもってこの議会はどうなつとるんだ。私は非常に残念に思います。議会が住民の意思をしっかりと取り組んで、本当に何が正しいのか、議会としてどうあるべきかと真剣に立ち返るべきではないかと考えております。

広島県は造成工事を許可しましたが、工事にかかるには地元住民の理解と協力が絶対に必要であります。工事用道路などをどのように確保するのでしょうか。地元住民が許可しない造成工事などできるわけがないのであります。

私たち大竹市議会議員、住民の代表として議会に選出されています。谷和地区の住民の皆さん、自分たちが生まれ育ったふるさとを守りたい、安心して安全な水を皆さんに飲んでいただきたい、素朴な気持ちで陳情をされております。恵まれた自然と豊かな環境を守り、安心して安全な飲料水を守るという強い意思を持たれ、本議会に陳情され、何度も遠いところから足を運ばれてきました。地域住民の声を真摯に聞き取り、住民の意思を反映する議会であるべきとの立場で、陳情を採択すべきものと討論いたします。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 私は委員長報告のとおり、令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光（ソーラーパネル）発電所建設計画反対に関する陳情に対し、不採択の立場で討論させていただきます。

このたびの陳情でございますが、私自身、総務文教委員会の一員としましては、国際問題としましては大変矛盾しているような気がしまして、大変難しい判断を要する中での案件でありました。そうした状況の中、2月26日の谷和地区訪問の際、陳情者の意見交換、そしてその後の開発事業者との意見を聞いたわけでありましたが、その時点での私の判断はまだ結論を出す段階ではないと思ひ、今回の定例会では継続審査が妥当だと思っております。

しかしながら、その2日後の2月28日には、大規模発電所建設計画の開発工事に関する許認可権者であります広島県から許可の決定が下されました。そうした情報が入りましたことにより、その時点でこれ以上の陳情に対する議論が必要かどうか、大変私自身悩んだわけでございます。大きな苦渋の選択ではございますが、令和元年陳情第1号の採決に対しまして、私の中では大変厳しい判断ではありましたが、不採択の判断をさせていただきました。

以上で、不採択の討論とさせていただきます。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

日域議員。

○14番（日域 究） 私は、陳情を採択すべきという立場で討論させていただきます。

正直言いまして、今回の件はですね、非常に勉強させていただきました。今回広島県がですよ、許可を出した。それからさっき私、委員長に質問しましたけど、2月10日の段階で、森林審議会は開かれる予定は聞いていないって言われました。それから、聞いてません。私、調べてないんでどっちかわかりませんが、森林審議会を開くんであればですよ、何日か前に連絡をして、一旦期間を置いてやるじゃないですか、だから多分やってないんだと思いますけども、この森林法ですね、第10条の2第6項に、都道府県知事は第1項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。これだけなんですよ。だから、例えば大竹市が意見を述べなかつたらどうするのかっていうのは思いますけども、意見を聴けばいいんです。反対とか賛成とか、ないんです、極端に言えばね。だからもう何度も聞いてるわけですから、だから今回の許可の中にも、大竹市に対して広島県から来た通知文には、大竹市が要望したことは業者に伝えますからねっていう断りがありましたけど、これは広島県がそれでやった。だから、森林審議会に対してもですよ、森林審議会が了解しなければできないっていう、そんな権限は森林審議会に与えてなくてですね、一応学識のある方たちに意見をもらおうという、そういうものだと思いますね。

その前にですね、今回、水のことを、テーマになってますけども、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること、という、著しい支障を及ぼすおそれがあるって判断するだけの証拠がなければですね、広島県知事はですよ、ノーって言えない仕組みになっているわけですよ。

だから、もう少し、重みがあるのかと思いましたが、これは私の誤解でした。それは申請する側と、許可する側と、地元の方と、それぞれあるんですけども、ただですよ、じゃ、建築確認がおりたからといってですよ、その建物がこの町にとってふさわしくなかつたら反対運動するじゃないですか。現にこういうものに対してですよ、議会も市挙げて反対するケースもあるように聞きますし、さっきのね、賛成討論、私の言ってるのが賛成討論なのか反対討論かわかりませんが、これを不採択にすべきという意見の中にあつた、これ、決定的な間違いが1個あります。市議会議長会が大竹市議会を規制していることはないですよ。大竹市議会は法律のね、支配を受けますけども、市議会議長会なんて単なる団体ですから、相談するときにはね、一生懸命答えてくれて頼りになるところありますよ。でも、彼らが決めたことが大竹市議会をね、支配するという事は全くありませんから、そういう誤解をするような議会であつてほしくないと思います。

それで、今回ですね、広島県は認めた、残念ながら。でも広島県がつくらなければいけないと言ったわけじゃないんですよ。広島県はつくっていいですよって言っただけだから。許可したからといってですね、まだまだ先は残ってます。この議会でやり合うのも1つの方法ですけども、議会の外にもいろんな手はあります。今回のことはね、例えば広島県はですよ、水道の広域化っていつてですよ、あの水をどうする、こうするって片方じゃ言ってるわけですよ。同じ湯崎県知事がトップに座っている組織がですよ、あの水一緒にしよって言いながらですよ、その上で変なことつくるのは許可する。でも、これは多分



ルール上やむを得ないことだったんだと思います。だから本当はこれから、どこまで頑張れるかっていうのが、我々の力量が問われる場面だと思いますけども、少なくともね、この陳情を受けるぐらいの度量がなくてですね、何が議会だって。できないことってというのはね、もう奇想天外なことですよ。奇想天外なことをね、受けたんじゃそりゃ、できないじゃないですか。でも今回つくるかつくらないか2つに1つ。両方とも十分に可能性があるわけですから。つくるべきじゃないと思ったら採択する。それが市議会の大事な役割だと思います。だから採択すべきだと思います。

終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

児玉議員。

○12番（児玉朋也） 私は令和元年陳情第1号大竹市栗谷町谷和地区での大規模太陽光発電所建設計画反対に関する陳情は不採択の立場で討論を行います。

2月26日に谷和地区の住民の皆さんと、谷和地区集会所で意見交換をいたしました。谷和地区住民の皆さんはやはり発電計画が実行された場合、自然破壊や環境破壊、災害を心配されていることは理解をいたしました。嵐谷の太陽光発電現場の土砂災害の事例も大きく影響しているように思いました。その後、開発業者とも会い、災害防止などの計画等の説明をもらいました。

まず初めに感じたことは、住民の皆さんと開発業者との意思疎通がうまく行われておらず、話の内容もかなり乖離している状態と感じました。私たち議員は住民の代表でもあり、代表者であるとは思っております。住民の方々のこのたびの発電計画の不安は理解しているつもりですが、しかし先ほど申したように、余りにも住民、開発業者との間で話し合いがなされておらず、陳情に対する判断に悩んでおりました。

そのような中、2月28日に広島県が林地開発の許可をしたと。林地開発許可の基準として、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全と4項目の基準を満たす場合は許可をされます。今回の許可には、そのほかに、14項目の条件がつけられておまして、その条件に従って開発行為を行わなかった場合は、その許可を取り消すことがあると記載されてもおります。そのようなことから、この県の林地開発許可基準にのっとって、事業者も許可どおり事業の実施を行い、誠実に発電事業を履行してくれるものと思います。

谷和地区の皆さんの当初の思いに大竹市議会として沿えなかったことは遺憾ですが、谷和地区の皆さんにはこの太陽光発電事業をチャンスとして、地元の活性化に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（細川雅子） 他に討論ございませんか。

山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、谷和地区の皆さんから出された陳情についてはですね、採択をして、主権者である住民、市民の皆さんの声を生かしていく大竹市議会の役割を果たすべきだと思います。

また、入山市長も機会あるごとに行政の最大の仕事は、どこに住んでいようが市民の皆

さんの生命、財産を守ることが基本だと。市政の運営に当たっても市民の皆さんの経験なり知恵や工夫を発揮してもらいながら、市民参加の市政の運営に努めると。こういう姿勢をあらゆる機会に市民に表明をされております。

そこで、私は今の政府のエネルギー政策について一言触れておきたいんですが、1955年に原子力基本法が国会で成立しました。原子力の平和利用の名のもとに原子力発電所を建設をしていく計画が全国に展開をされました。1966年には、東海発電所が営業運転を開始したのを皮切りに、1970年代には、21基建設をされました。1980年代には16基、1990年代には15基、このように世界の原子力に頼らないエネルギーへの転換の流れに逆行して、日本政府は原子力発電に頼るこの事業を優先順位としては第1位に掲げて今日に至っているわけです。

加えて、CO<sub>2</sub>の最大の発生源と言われる石炭火力による発電所も技術や人的な支援を含めて、あちこちの国にセールスまでして、石炭火力発電の普及を目指して、国内でも石炭火力発電に依存をしたエネルギー政策を取り続けている現状です。

こうした状況のもとで、ドイツでは2022年までに、原子力発電をゼロにするという目標を掲げて取り組んでいる先進例に見られますように、世界各国が原子力発電事業に依存をしないエネルギー開発をやろうということで太陽光発電とか風力発電とか、こういった分野への政策転換を大胆に行って成果を上げているのが現状です。

日本でも日本政府の世界の流れに逆行する政策のもとでも、市民や自治体の協働の力で多くの自然エネルギー再生事業に取り組んでおります。これは、環境省みずからが年度ごとにエネルギー計画を立てたり、30年先、40年先の必要量とされるエネルギーの需要、需給計画を定めておりますけれども、この計画の中でも先ほど申し上げたように、原子力依存、石炭火力依存の政策は変わっておりません。しかし、大阪府泉大津市、ここでは、市がみずから市の土地を提供して、市民とともに太陽光発電システムを建設して、その利益は地域経済、市の必要とするエネルギーへの還元をしているという先進例も生まれております。この先進例も滋賀県湖南市では、湖南市地域自然エネルギー基本条例まで制定をして、自然エネルギーには地域固有の資源であるとの認識のもとで地域経済、その活性化につながる取り組みを推進をします。そして、地域が主体となった、地域社会の持続的な発展に寄与することを目的とするという、条例を制定をしました。この条例の理念、目的に倣って、今、全国では20以上の自治体が大阪府の泉大津市や滋賀県の湖南市などの先進例に倣って国の方針とは異なった新たなエネルギー開発分野に大きな一歩を踏み出しているのが現状なんです。先ほどどなたか不採択の理由として、県が承認したものを今さら議会がそれに抗する格好で地元の皆さんの声を採択として議会の意思表示をしても実効性がなからだめだというふうなことをおっしゃいました。

今、申し上げた先進例に学べば、むしろこの議会こそがこうした経験に学んで、国の政策にあえて対抗意識を持つ必要はないけれども、主権者たる地域住民の皆さんの声、環境破壊や広範な地域の人々が毎日命の水として利用されている水源が脅かされる、こういったことをなぜ無視してまで県が決めたことだからしょうがないとみずからの行動を、みずから足どめするようなことをお考えになるのか。むしろ、国や県がそうであっても、主権者

たる地域住民の皆さんの声をどうしたら生かせるか、議会がそのためにどういう役割を果たすべきかとお考えにならないか。私はそのことを今、皆さんとともに執行を統率される入山市長を初め、担当の職員の皆さん、大竹市議会を上げて、改めて考えるべきではないかと思えます。

それで、これは一昨年(2017)の6月の国会での審議の中で、経産省の中に省エネルギー・新エネルギー分科会というのがあるんですね。その部長を務めておられる人がこうおっしゃっているんです。今、全国各地で大規模な太陽光発電にかかわってのトラブルが発生をしておると。国としてはこうした自然エネルギーの再生事業について、何よりも地元住民の理解を得なければならぬと。そのために住民の皆さんとの自然環境の調和がとれる協力を得られるような事業にすべきだということをおっしゃっている。国の上位下位との関係でいえば、広島県は経産省の下位の機関でしょう。エネルギー部長が国会でこういう説明、答弁をなささっても、広島県の森林保全課、広島県知事はこうした政府機関の担当部長の意に反して谷和地区の大規模開発を容認したんでしょう。国が決めたからしょうがないとか、県が決めたんじゃけ実効性がないとか言うんなら、広島県が谷和地区の大規模発電事業について容認したんなら、国のこうした考えや取り組みを求めていることについて県は従わんのだから、従わない県に何で議会が従わないけんの。そういうことになるでしょ。

だから、殊さらに関係機関の役割についてこの場で対立する必要はないけれども、我々の基本的な立場は主権者である地元住民の皆さんの願い、その内容たるは広範な大竹市を中心とした住民の皆さんの飲み水に影響を与える危険があると。弥栄ダムに流入する溪流河川の土砂がダムに流れ込んでいる実態も、議会の半数に近い議員の皆さんも現地を見ておるんですから。執行部の担当課も承知をしておられる。それにもかかわらず、広島県が決めたんじゃけどどうしようもないという姿勢ではね、市長がおっしゃるように将来にわたって市民の命の水が脅かされたり、弥栄ダムに流れ込む溪流や河川の氾濫や土砂による災害を防ぐ保証がないのに、谷和地区の大規模な太陽光発電事業をやむなしというふうに見限ることはできないでしょう。今からでも私は遅くはないと思えます。全国先進例に学んで、住民や市民の皆さんの知恵や力をかりながら、将来誰でもが安心・安全な水が飲めるよう、災害のない安心なまちづくりの基本を踏まえた取り組みになるよう、この問題を位置づけて、市長を初め、議員と協力しての取り組みをむしろ今から始めるべき。

それで、3番目の問題で、特別天然記念物のオオサンショウウオ。この問題についても、今の県の姿勢では、教育委員会や担当の職員の皆さんのほうで何とかオオサンショウウオを保護して環境維持をしたいと、こう思っておられても、先ほど来、陳情採択の立場の議員がおっしゃるようなことで、ああ、やむを得んというふうには、後ずさりをするのではなくて、むしろ特別天然記念物が保護育成できるような自然環境、水質の維持を県としても国としても責任を持って取り組むべきだと。こういう明確なね、意思表示をしてもらいたいと思うんですよ。今、日本の憲法にうたう国民主権というこの理念はそれを生かすか生かさなないかは、直接市民や住民の皆さんと接点を持つておる市長を初め、職員の皆さんであり議会なんですから、教育委員会もそうなんです。その主権者がいないがしろにされるようなね、政治をまあまあ主義でしようがないという自己責任をね、曖昧にするような後ず

さりをしたんじゃないけんのよね。そこのところ、私はこのことを機会にお互いによく考えて、むしろこの谷和地区における太陽光発電の問題を大きな機会として互いに考えを整理をしながら主権者の皆さんの姿勢や力、そして多くの皆さんの懸念される飲料水汚染の問題、災害防止にかかわっての土砂流出による河川の氾濫による被害、防災対策、そして自然環境が破壊されないオオサンショウウオなどが保護・育成できる水質のいい環境を守っていこうという、そういったことでむしろ力を合わせるべきだと思います。

このことを申し上げて、私は谷和地区の皆さんから出された11項目にわたる陳情については採択して、今から陳情内容の有効を在らしめる、執行部を議会の取り組みをするべきだということを訴えまして討論にいたします。

○議長（細川雅子） 通告を受けておりました討論は以上でございます。

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたしますが、念のため御説明いたします。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。ここでは採択すべきかどうかを踏ることになります。採決に当たっては、委員長の不採択の報告にかかわらず、本件を採択すべきとする議員の起立をお願いいたします。

それでは、本件を起立により採決いたします。

本件を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択と決しました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第37 議案第36号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）

○議長（細川雅子） 日程第37、議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

副市長。

[副市長 太田勲男 登壇]

○副市長（太田勲男） 議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は繰越明許費の追加の補正を予定しているところでございます。

内容といたしましては、晴海臨海公園に設置を予定しております防犯カメラの映像記録装置が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、納期におくれが見込まれるため、繰り越し措置をお願いするものでございます。

以上で、議案第36号の補正予算の提案説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は総務文教委員会に付託いたします。

この際、通知いたします。

次の休憩中、付託案件審査のため、第一委員会室において総務文教委員会を開催いたします。その終了後、正副委員長互選などのため、第一委員会室において予算特別委員会を開催いたします。委員各位にはお含みの上、御参集をお願いいたします。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

13時55分 休憩

15時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

**追加日程第1 議案第36号 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）**

○議長（細川雅子） 追加日程第1、議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、西村一啓議員。

**総務文教委員会議案審査報告書**

令和2年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

**記**

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第36号 | 令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号） | 原案可決  |

令和2年3月11日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

総務文教委員長 西村 一啓

〔総務文教委員長 西村一啓議員 登壇〕

○総務文教委員長（西村一啓） それでは3月11日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、3月11日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第36号令和元年度大竹市一般会計補正予算（第5号）でございますが、本件では、「公園の利用について関連し、新型コロナウイルス感染症対策として、市内の小中学校が一斉休校になっている。児童・生徒の外出に対する安全対策について伺う」との質疑に対しまして、「児童・生徒の安全については、各学校は、原則自宅待機としているが、公園等に外出する場合は、保護者管理とするようお願いしている」との答弁がございました。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

ただいま議題となっております、本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は委員長報告のとおり決することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月12日から3月26日までの15日間、休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、3月12日から3月26日までの15日間、休会することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。3月27日は、午前10時に開会いた

(2. 3. 11)

します。ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

15時13分 散会

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月11日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 賀屋 幸治

大竹市議会議員 北地 範久



令和2年3月  
大竹市議会定例会（第1回）議事日程

令和2年3月27日10時開会

| 日 程 | 議案番号    | 件 名                        | 付 記               |
|-----|---------|----------------------------|-------------------|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名                 |                   |
| 第 2 | 報告第 1号  | 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定） | 報 告               |
| 第 3 | 議案第 37号 | 議会の委任による市長の専決事項の指定について     | 即 決               |
| 第 4 | 議案第 1号  | 令和2年度大竹市一般会計予算             | 予 算 特 別<br>(原案可決) |
| 第 5 | 議案第 2号  | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算       |                   |
| 第 6 | 議案第 3号  | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算       |                   |
| 第 7 | 議案第 4号  | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算       |                   |
| 第 8 | 議案第 5号  | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算     |                   |
| 第 9 | 議案第 6号  | 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算         |                   |
| 第10 | 議案第 7号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算         |                   |
| 第11 | 議案第 8号  | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算      |                   |
| 第12 | 議案第 9号  | 令和2年度大竹市水道事業会計予算           |                   |
| 第13 | 議案第10号  | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算        |                   |
| 第14 | 議案第11号  | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算        |                   |
| 第15 |         | 議員派遣について                   |                   |

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 報告第1号（報告）
- 日程第 3 議案第37号（説明・表決）
- 日程第 4 議案第1号から日程第14 議案第11号（報告・討論・表決）
- 日程第15 議員派遣について（表決）

○出席議員（16人）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 細 川 雅 子 | 2番  | 藤 川 和 弘 |
| 3番  | 原 田 孝 徳 | 4番  | 小 中 真樹雄 |
| 5番  | 中 川 智 之 | 6番  | 小田上 尚 典 |
| 7番  | 賀 屋 幸 治 | 8番  | 北 地 範 久 |
| 9番  | 西 村 一 啓 | 10番 | 和 田 芳 弘 |
| 11番 | 網 谷 芳 孝 | 12番 | 児 玉 朋 也 |
| 13番 | 山 崎 年 一 | 14番 | 日 城 究   |
| 15番 | 寺 岡 公 章 | 16番 | 山 本 孝 三 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

|                   |   |   |   |   |   |
|-------------------|---|---|---|---|---|
| 市                 | 長 | 入 | 山 | 欣 | 郎 |
| 副                 | 市 | 太 | 田 | 勲 | 男 |
| 教                 | 育 | 小 | 西 | 啓 | 二 |
| 総                 | 務 | 吉 | 岡 | 和 | 範 |
| 市                 | 民 | 三 | 原 | 尚 | 美 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長     |   | 豊 | 原 |   | 学 |
| 建                 | 設 | 山 | 本 | 茂 | 広 |
| 上                 | 下 | 高 | 津 | 浩 | 二 |
| 消                 | 防 | 橋 | 村 | 哲 | 也 |
| 総務課長併任選挙管理委員会事務局長 |   | 中 | 村 | 一 | 誠 |
| 企                 | 画 | 三 | 上 |   | 健 |
| 自                 | 治 | 外 | 谷 | 明 | 洋 |
| 地                 | 域 | 佐 | 伯 | 和 | 規 |
| 監                 | 理 | 中 | 曾 | 一 | 夫 |
| 上                 | 下 | 北 | 林 | 繁 | 喜 |
| 水                 | 道 | 真 | 鍋 | 和 | 聰 |
| 局                 | 業 |   |   |   |   |
| 務                 | 課 |   |   |   |   |
| 学                 | 事 |   |   |   |   |
| 課                 | 長 |   |   |   |   |

○出席した事務局職員

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 田 | 中 | 宏 | 幸 |
| 議 | 事 | 係 | 長 |   |   | 加 | 藤 |   | 豪 |

10時00分 開議

○議長（細川雅子） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（細川雅子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、西村一啓議員、10番、和田芳弘議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 報告第1号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（細川雅子） 日程第2、報告第1号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 小西啓二 登壇〕

○教育長（小西啓二） おはようございます。それでは報告第1号専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、本市所有の自動車による対物事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和2年3月16日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による損害賠償の額は28万500円で、債権者は、地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院であり、市の車両運行に瑕疵があったため、損害賠償するものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。令和2年1月21日、午後2時30分ごろ、公用車で広島市立広島市民病院の駐車場に進入した際に、運転を誤り、駐車場入り口のゲートバーを支えるバーキャッチャーに車両左側を接触させバーキャッチャーを損傷したものでございます。事故の損傷箇所につきましては、事故後に修繕しております。

また、賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

本件につきましては、本市の安全運転管理が不十分だったことにより事故が発生したものであり、深く反省しているところでございます。

今後は、事故の未然防止のため、安全運転教育の強化を図り、万全を期す所存でございます。

以上で、報告第1号の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第3 議案第37号 議会の委任による市長の専決事項の指定について**

○議長（細川雅子） 日程第3、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、児玉朋也議員。

〔議会運営委員長 児玉朋也議員 登壇〕

○12番（児玉朋也） それでは、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明をいたします。

地方自治法の一部改正に伴い、議会の委任による市長の専決事項の指定についての一部を改正しようとするものでございます。

具体的には、第2項の法第243条の2第8項を法第243条の2の2第8項へ改めるものでございます。

なお、改正後の指定については、附則において令和2年4月1日を施行期日とするものでございます。

以上で、議案第37号議会の委任による市長の専決事項の指定についての提案理由の説明を終わります。

○議長（細川雅子） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。



日程第4～日程第14〔一括上程〕

- 議案第 1号 令和2年度大竹市一般会計予算
- 議案第 2号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算
- 議案第 4号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算
- 議案第 5号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算
- 議案第 6号 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算
- 議案第 7号 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算
- 議案第 8号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 9号 令和2年度大竹市水道事業会計予算
- 議案第10号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算
- 議案第11号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算

○議長（細川雅子） 日程第4、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算から日程第14、議案第11号令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算に至る11件を一括議題といたします。

本11件に関し、委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、北地範久議員。

予算特別委員会議案審査報告書

令和2年3月11日、第1回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号  | 件名                     | 審査の結果 |
|-------|------------------------|-------|
| 議案第1号 | 令和2年度大竹市一般会計予算         | 原案可決  |
| 議案第2号 | 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第3号 | 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第4号 | 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計予算   | 原案可決  |
| 議案第5号 | 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計予算 | 原案可決  |
| 議案第6号 | 令和2年度大竹市土地造成特別会計予算     | 原案可決  |

|        |                       |      |
|--------|-----------------------|------|
| 議案第7号  | 令和2年度大竹市介護保険特別会計予算    | 原案可決 |
| 議案第8号  | 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算 | 原案可決 |
| 議案第9号  | 令和2年度大竹市水道事業会計予算      | 原案可決 |
| 議案第10号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計予算   | 原案可決 |
| 議案第11号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計予算   | 原案可決 |

令和2年3月23日

大竹市議会議長 細川 雅子 様

予算特別委員長 北地 範久

〔予算特別委員長 北地範久議員 登壇〕

○**予算特別委員長（北地範久）** 去る3月11日の本会議におきまして、私ども委員8名で構成されました予算特別委員会に御付託いただきました、令和2年度大竹市一般会計予算ほか10件の議案につきまして、16日、17日、18日、23日の4日間、委員会を開催し、その結論を得ておりますので、委員会審査の概要と結果につきまして御報告を申し上げます。

3月11日の本会議終了後に開催されました第1回予算特別委員会におきまして、不肖、私、北地が委員長に、小田上委員が副委員長に互選されました。身に余る大役を務めさせていただき、委員各位の御協力により、本日報告の運びとなりましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。

審査の内容について御報告申し上げますが、4日間にわたる質疑応答や御意見など、膨大なものとなっておりますので、要約しての報告となりますが、御了承いただきたいと思います。

初めに、第1款議会費につきましては、「政務活動費について、本市議会においてもホームページで収支報告書を公開しているが、領収書の公開がなされていない。領収書があつてどのように使用されたか判断できないと公開したことにはならない。市民から領収書の公開をすべきであるとの意見があつたか、また、閲覧により領収書についての質問があつたか伺う」との質疑に対しまして、「政務活動費収支報告書に領収書は貼付しているが、現在のところ開示請求により閲覧された方はおらず、市民の方から領収書の公開についての意見は上がっていない。議員の中で協議され、領収書も公開することになれば、それに準じた準備をしていただくことになる。従前から、領収書の貼付については、重ねて貼付され、公開するには適切でないものもあるため、貼付方法のお願いをしているところである」との答弁がございました。

次に、「本会議はふれあいチャンネルにおいてテレビ中継をしているが、委員会を本会

議場で実施すれば、設置に係る費用を要さず、議会の公開度も高まることとなり、各行政分野について市民の理解を得られることにつながると考える。まずは、予算特別委員会、決算特別委員会から審議の公開をしてはどうか伺う」との質疑に対しまして、「現在、議会改革特別委員会において、委員会中継の手法などについて調査検討されているところである。また、市議会に興味を持っていただき、議決の過程を明確にしていくことのあり方について、まずは、議員において方針を協議、検討していただき、その上で執行部としても対応したい」との答弁がございました。

続きまして、第2款総務費では、まず、「窓口用多言語翻訳機について、何台購入して、どこに設置するのか。また、対応できる言語は何種類か伺う」との質疑に対しまして、「対応する職員用と来庁された日本語を話せない外国人の方用に2機1セットを1組購入して、地域介護課に設置する予定である。翻訳機は移動が可能であるため、必要に応じて窓口業務が必要な他部署でも使用できる。また、対応可能な言語は72言語である」との答弁がございました。

次に、「現在、自治会の加入率低下や自治会役員のなり手不足などの問題で、自治会活動の維持や運営が難しくなっているが、大竹市の対応や考えについて伺う」との質疑に対しまして、「大竹市の自治会の加入率は約78%と他の市町と比べて高い数値ではあるが、自治会役員のなり手不足などの相談はある。地区によって課題は異なるが、大竹市に合った解決方法を模索していきたい」との答弁がございました。

続きまして、第3款民生費では、まず、「令和2年度予算で保育士の処遇改善はされるのか。また、国による保育士の配置基準と比較して大竹市の状況について伺う」との質疑に対しまして、「臨時職員の保育士については、令和2年4月より会計年度任用職員となり、期末手当の支給が付与されたほか、休暇制度の拡充、また、次年度継続して採用となれば、昇給制度もあることが処遇改善となる。保育士の配置については、国の基準による必要保育士は32名であるが、大竹市では39.5名であり、基準を上回る。また、保育士資格は有しないが、保育日誌の記入や行事の準備などに従事する保育補助者の採用も行っている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度より開始予定のトワイライトステイ事業の内容等について伺う」との質疑に対しまして、「保護者が仕事などの理由により平日の夜間または休日に不在となる家庭において、児童を児童養護施設などで保護し、生活指導、食事の提供などを行う事業である。現在、委託予定事業者と協議し検討中であるが、年間延べ50人の児童が利用できるよう施設の確保を行う予定である。利用時間については、平日夜間は保育時間終了後から21時か22時ごろまで、休日は7時か8時から17時ごろまでを予定している。利用料金については、平日夜間での1回利用当たり、非課税世帯は300円、課税世帯は750円である。休日での1回利用当たり、非課税世帯では350円、課税世帯は1,350円を予定している」との答弁がございました。

次に、「地域福祉担い手育成事業の目標と取り組み状況について伺う」との質疑に対しまして、「昔のような近所づき合いを大切にし、地域でお互いが支え合えるよう、3年後により多くの地域で子供から高齢者まで、誰でも集える場をつくることが目標である。代

表的な取り組みについては、防鹿地区では、地区座談会を開催し、地域の見守りなどについて話し合いの場を設け、意見交換を行っている。また、玖波1丁目地区では、宿題会など子供との交流を盛んに行っている。また、他の団体と共有できるよう、取り組み事例を紹介する報告会を開催している」との答弁がございました。

続きまして、第4款衛生費では、まず、「感染症予防事業の内容について伺う」との質疑に対しまして、「感染症が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県知事は、市町村に対し当該感染症に汚染された場所またはその疑いがある場所などについて消毒をするよう指示することができる。と規定されているため、特殊勤務手当のほか、消耗品費として感染症などのパンフレット、医薬材料費としてアルコール消毒、サージカルマスクなどの購入予算を計上している。なお、防護服などについては在庫があるため計上はしていない」との答弁がございました。

次に、「がん検診については、胃内視鏡検診かバリウム検診を選択することができるのか伺う」との質疑に対しまして、「従来の検診は、バリウム検診のみを行っていたが、バリウム検診の場合、個人病院での対応が難しく集団検診のみで実施されていた。胃内視鏡検診を加えることにより、個人病院でも胃がん検診が可能となるため、大竹市医師会などと協議を進めている。住民の皆様は、個人病院で胃がん検診を受診することができるようになり、また、高齢の方はバリウムを飲むことによる排せつの負担の改善が見込まれると考えている」との答弁がございました。

次に、「辺地診療所等運営補助金について、阿多田診療所の医師は週2回のみ勤務である。医師が不在の場合の救急手続を伺う」との質疑に対しまして、「医師が不在の場合は、119番通報をしていただき、消防のほうで、または消防団と協力して搬送のための船などを手配する。医師の勤務時は、まずは医師に必要な治療、処置をしていただき、必要があれば救急搬送をさせていただきたいが、医師の勤務時であっても、さまざまな状況などにより医師に連絡が取れない場合は、119番通報をしていただくよう説明している」との答弁がございました。

次に、「乳幼児健診の通知状況と受診率、また、未受診者に対する対応について伺う」との質疑に対しまして、「通知状況は100%である。また、平成30年度の受診率であるが、4カ月健診は95.9%、1歳半健診は96.5%、3歳児健診は95%であった。未健診者のうち、保育所などに通所されている幼児については、通所状況や保育所での様子について保護者の同意を得ながら現状確認をしているところであり、未入所児については個別訪問や電話問い合わせにより発達状況の確認をさせていただいている」との答弁がございました。

続きまして、第5款労働費では、「労働金庫預託金は、組合の加入、非加入にかかわらず、市民の方が利用できる融資であるが、利用状況について伺う」との質疑に対しまして、「利用できる融資は、住宅費、教育費、医療費、冠婚葬祭費などである。平成30年度の住宅費は新規が17件あり、そのうち1件は非組合員であった。また、令和2年1月末現在の自治体提携融資の利用状況総数は32件あり、その内訳は、住宅費4件、教育費24件、医療費1件、冠婚葬祭費3件である。この融資制度を組合員、非組合員の区別なく、生活安定、福祉向上のために広く利用していただくよう、市広報、市ホームページに掲載するなどP



Rしているところである」との答弁がございました。

続きまして第6款農林水産業費では、まず、「玖波漁港において、漁業者が入港する際に水深が浅く不安な箇所がある。予算計上されている漁港のしゅんせつ工事場所について伺う」との質疑に対しまして、「今年度、玖波漁港内の深さをはかる深淺測量を実施し、4号物揚げ場付近が浅い箇所であることが判明したため、来年度、しゅんせつするものである。また、市が管理する漁港区域内であれば、その他の箇所についても対応させていただく」との答弁がございました。

次に、「ひろしまの森づくり事業について、森林環境税とひろしまの森づくり県民税の今後の見通しについて伺う」との質疑に対しまして、「先行して今年度から譲与されている森林環境譲与税は、市町村に8割、都道府県に2割の配分比率だが、最終的な配分比率は9対1の割合となる。現在、都道府県の割合が2割となっているのは、制度導入当初は市町村が行う森林整備などを都道府県が支援する役割が大きいためである。なお、森林環境税は、令和6年度から課税されることとなるが、広島県においては、ひろしまの森づくり県民税と双方を利用して、森林整備に取り組まれていくこととなる」との答弁がございました。

次に、「林道橋りょう長寿命化事業について、橋りょうの補修は主に事後保全で健全性を確保していると推測するが、予防保全に移行することはできないか伺う」との質疑に対しまして、「橋りょうの健全度を把握するための点検を実施し、状態を判断することにより、予防保全のための補修などを実施、危険箇所は橋のかけかえを施行しているが、追いつかないのが現状である」との答弁がございました。

続きまして、第7款商工費では、まず、「広島宮島岩国地方観光連絡協議会負担金に係る事業について伺う」との質疑に対しまして、「広島・宮島・岩国地域は、すぐれた観光資源を有し、距離的にも近い位置関係にあることから、広域観光ルートの形成などを図るため、行政や観光関連団体など多くの会員により構成される広島宮島岩国地方観光連絡協議会が設置され、観光客の共同誘致宣伝など、さまざまな事業を行っている。本市がこの協議会に支払う負担金は、主にパンフレットなどの観光宣伝印刷物、旅行雑誌などに本市の観光の情報記事を掲載するなどの取り組みに対するものである」との答弁がございました。

次に、「消費生活相談事業について、平成30年度における消費生活センターへの相談件数は前年度から比べると減少しているが、77件と決して少なくはない。また、全国的に独居世帯の高齢者が特殊詐欺被害にあうことが多い。本市における迷惑電話防止装置モニター事業の効果と、この装置以外の防止対策について伺う」との質疑に対しまして、「迷惑電話防止装置モニター事業は、装置を設置された方にアンケートを実施しており、その効果をはかっている。平成31年3月に実施したアンケート結果においては、7割の使用者の方から、迷惑電話が減り装置を設置してよかった。との回答をいただいているところである。また、この装置以外の防止対策としては、市広報に毎月、詐欺にあわないための情報記事を掲載するほか、消費生活相談事業の中で、出前講座を実施しており、被害にあわないよう啓発している」との答弁がございました。

次に、「商業者連携チャレンジ事業助成金について、どのような事業に助成し、助成件数と金額、また、その成果について伺う」との質疑に対しまして、「今年度の商業者連携チャレンジ事業において3件の応募があった。まず、きく芋研究グループによる、きく芋の商品化と販路拡大の取り組みに25万円を助成。次に、旧小方地区商店街のグループの方が、まずは、お店を知ってもらう機会として行った店舗訪問スタンプラリー御商印集めに約23万を助成。最後に、大竹駅前の空き店舗を、放課後の子供たちの居場所として活用し、起業についてのセミナー、講演を実施し、将来、子供たちが創業する意思を高めてもらうこども起業プロジェクトについては、現在、実績報告を精査しているところである」との答弁がございました。

続きまして、第8款土木費及び第11款災害復旧費は関連がありますので、一括して審査をいたしました。この2件の審査では、まず、「一般河川浚渫工事における対象河川はどこか。また、市全体の河川のしゅんせつの計画について伺う」との質疑に対しまして、「来年度は市内全域の主要河川について、堆積土量の調査を行い、量の多い河川から優先的にしゅんせつを行っていく。対象河川として松ヶ原地区の恵川を想定している」との答弁がございました。

次に、「住宅改修等補助事業で、Eランクと判定された空き家の件数と、そのうち解体されたものの件数、また、これに対し補助があるのかについて伺う」との質疑に対しまして、「Eランクは22件あり、このうち7件が解体済みである。特に状態の悪いものについては、空家対策協議会を経て認定した後、所有者に対し指導・助言を行っている。特定空家などに指定されたものの解体は補助の対象となり、実績としては1件である」との答弁がございました。

次に、「公有財産購入費について、どこの工事のための用地取得なのかを伺う」との質疑に対しまして、「青木踏切改良工事、小方4号線改良工事、松ヶ原3号線改良工事に係る用地取得である。小方4号線は、まだ、実施設計ができていないが、測量・設計を行い、来年度、一部着工をする見込みである」との答弁がございました。

次に、「立地適正化計画策定業務委託料は、全て一般財源での支出となるのか、また、この計画を策定することのメリットについて伺う」との質疑に対しまして、「この委託料については、集約都市形成支援事業国庫補助金が2分の1適用される。立地適正化計画に基づき、居住誘導区域と都市機能誘導区域をつくることになり、緩やかではあるが、生活を支える福祉・医療・商業施設などの都市機能が集約され、その周辺部に居住者がふえ人口密度が維持されることを期待しており、生活の利便性が向上するとともに行政コストの削減につながると考えている。また、本市の基盤整備に係る財源確保に、国の補助制度を活用する際、立地適正化計画の策定が採択の要件として必要であるとも聞いている」との答弁がございました。

続きまして、第9款消防費では、まず、「ヘリコプター運営費について、ヘリコプターの運営状況と、本市におけるヘリポートの数と場所、整備状況について伺う」との質疑に対しまして、「運営状況については、平成31年・令和元年のヘリコプター要請件数は、ドクターヘリ5件、広島市消防航空隊2件、広島県防災ヘリコプター1件、山口県防災ヘリ

コプター1件の8件を要請しており、そのうち1件は広島市消防航空隊と広島ドクターヘリの出動を同時要請している。また、要請の内訳は、交通事故1件、山岳救助1件、捜索救助1件、救助事案5件である。場外離着陸場については、晴海臨海公園、阿多田島漁港施設、マロンの里、旧栗谷中学校、三倉岳休憩所、弥栄イベント広場、旧松ヶ原小学校、市民スポーツ広場の8カ所を、広島ドクターヘリが離着陸できる場所として登録しており、防災ヘリコプターの、広島市消防航空隊、広島県防災ヘリコプターが離着陸できるヘリポートとして、晴海臨海公園多目的グラウンド、晴海球場グラウンド、阿多田島漁港施設の3カ所を登録しているが、いずれも消防の施設ではないため、要請時は消防が現地で安全確認をした上で、ヘリコプターと連携をとり着陸してもらっている」との答弁がございました。

次に、「消防団の資機材について、防火服を第8分団阿多田地区、第11分団栗谷地区において先に整備されていると聞いているところであるが、整備計画年数と各消防団への配備個数について伺う」との質疑に対しまして、「今年度においては、第8分団阿多田地区、第11分団栗谷地区の消防団に対して計19着を配備している。今後については、整備計画を策定し、令和6年度までに計88着を配備する予定である」との答弁がございました。

次に、「防災リーダーの育成について、防災リーダーの増員が難しい状況の中、その質を高めるため、消防と連携した事業などがあれば事例を紹介していただきたい。防災リーダーの方は多方面で活動され、防災係もその活動を一緒にされている。防災リーダーの現況と周知について伺う」との質疑に対しまして、「現在、44名の防災リーダーが認定されているが、十分な人数とは考えておらず、将来的には72自治会に対応できる人数をそろえるために防災リーダーのPRや講習などにより周知していきたい。また、今年度、川手地区において、自治会、自主防災組織、地域の消防団、消防課、防災係と連携して避難訓練などを実施し、多くの住民に参加いただき積極的な避難などに効果があったと感じており、今後も防災係と連携し、さまざまな取り組みを考えている」との答弁がございました。

続きまして第10款教育費では、まず、「全国学力・学習状況調査の結果、大竹市の英語平均点が広島県・全国平均点を下回っている。英語検定受験料助成制度で、英語力向上の効果があるのか伺う」との質疑に対しまして、「全国学力・学習状況調査の結果のみで助成制度の効果をはかることはできない。助成制度の効果は、英検取得率・模擬試験の結果や、家庭学習の状況などにより総合的に判断したい。現在は結果を分析し、教育指導の充実や学習状況の改善を図っているところである。なお、英語検定3級以上の取得率は、助成制度開始前の平成28年度は11.7%であったが、令和元年12月1日時点では31.7%であり、過去最高である」との答弁がございました。

次に、「児童・生徒の生きた英語力向上のため、岩国基地関係者との交流を授業に取り入れてはどうか伺う」との質疑に対しまして、「授業に取り入れる場合、目的・内容や方法などはっきりさせ、導入するのであれば授業時間数の調整も必要となるため、教育計画を組織していく上で総合的に判断したい。また、ALT（外国語指導助手）を活用し、ネイティブな英語に触れ合える機会を充実させたい。なお、既に授業時間外でもALTと触れ合うことができるよう契約をしている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度に学校施設でタブレットを配備する台数について伺う。また、タブレットは備品として購入予定であるが、リース契約とする考えはないか伺う」との質疑に対しまして、「小方小学校・玖波中学校・大竹中学校に各1クラス分程度の台数、合計110台を配備する予定である。現時点で、購入の場合とリースによる場合のランニングコストなどについて具体的に精査はできていないが、今後、比較検討した上で、将来的な導入計画を作成していきたい」との答弁がございました。

次に、「手すき和紙作業所運営管理委託料が約59万円減額された理由は何か。また、市として卒業証書への活用など、手すき和紙の今後の活用策について伺う」との質疑に対しまして、「令和元年度の委託料には、手すき和紙作業所のリニューアルに伴い、紹介のためのホームページ開設に約40万円、リーフレット作成に約18万円を見込んでいた。令和2年度はこれらの経費が不要のため予算削減となった。手すき和紙は印刷が難しいなどの点から、書類としての活用ができにくいように思う。図書館で和紙の持つぬくもりを感じてもらえるような内装の工夫を考えている」との答弁がございました。

続きまして第12款公債費では、まず、「起債の借り入れ先は入札等で決定していると思うが、利率はどのぐらいで推移しているのか伺う」との質疑に対しまして、「国からの財政融資資金であれば、平成31年4月に下限が0.001%に引き下げられ、現在であっても、昨年と同様、大変低い水準である。見積もり合わせとなるのは、民間金融機関などからの借り入れであるが、長期の固定金利ではなかなか応じてもらえないので、一定期間は固定金利で、その後は見直しを行うという条件で、昨年度は0.11%であった」との答弁がございました。

次に、「健全化判断比率の将来予測で、令和2年度の単年度実質公債費比率の見込み、また、償還予定表によれば、令和2年度の元利合計額は17億6,000万円余りで、前年度より減少しているが、令和4年度は18億2,000万円余り、それ以降、令和6年度まで増加傾向にあり、これに伴い実質公債費比率も上昇すると見込まれるが、危険水域には至らないと判断してよいか伺う」との質疑に対しまして、「実質公債費比率は3年の平均で算出するが、令和2年度は元利償還金が減るため、単年度であれば14%と見込んでいる。折り目で推計を出しているが、以前から令和4年度が地方債残高のピークを迎えると想定しており、実質公債費比率も緩やかに上がることも想定しているが、現時点では、起債に許可が必要となる18%に達することはないと考えている。数年度先を見込んで予算編成をする中で、危険水域に近づくことがあれば、その都度、対策を打ちながらやっていくことになる」との答弁がございました。

続きまして、第13款予備費については質疑はございませんでした。

続きまして、歳入における一括質疑では、まず、「防衛施設周辺関係の補助金は、民生費、農林水産業費、消防費には見られるが、土木費にないのはなぜか。また、令和4年度から再編交付金がなくなるが、以降のことで何かわかっているのか伺う」との質疑に対しまして、「補助要件に該当する事業があれば充当している。土木費に関しては対象となる事業がないためである。再編交付金にかかわるものについて、現時点で具体的なことはわかっていない。引き続き要望を続けていく」との答弁がございました。

次に、「子ども・子育て支援臨時交付金について、どのぐらいの金額が見込まれているのか、また、市の負担増とならないよう確実に交付を受けられるのか伺う」との質疑に対しまして、「今年度は、令和元年10月以降の半年分が約5,300万円で、通年で考えると、当初予算で組んでいる地方消費税交付金の増と比較的見合った額であると考えている。報道によれば、全く見合った状況となっていない自治体もあるようだが、本市では予算編成の中で、幼児教育・保育の無償化影響額に見合った額の交付金が入ってくるものと考えている。地方交付税に算入されるのは来年度が初めてとなるが、当初の想定どおり交付を受けているのか注視していきたい」との答弁がございました。

次に、「ふるさと納税寄附金のうち、特定事業分とは何か、また、その状況と効果的なPRの方法について伺う」との質疑に対しまして、「特定事業分とは、クラウドファンディングの大竹駅再生プロジェクトへの寄附に対するもので、令和2年2月末現在で266万円である。市ホームページの記事掲載のほか、大手企業を訪問しチラシを配布したり、さまざまな機会でのPRを行っているが、まだまだPRが不足しているので、今後も手法を検討したい」との答弁がございました。

続きまして、歳入歳出全般にわたる総括質疑では、まず、「公共施設における電気使用量削減について、他市で実施しているような、入札による電力会社の選択も含めた取り組みについて伺う」との質疑に対しまして、「現在、中国電力と契約し、いろいろな施設を集めて割引の適用を受けている。本庁舎をはじめとする公共施設の耐震改修に伴う電気工事が完了した後、年間の総電力量から入札に付すべきものか検討する」との答弁がございました。

次に、「コンビニ納付が可能になると、どんなものが納付できるようになるのか。また、スマホ決済は何を使用するのか伺う」との質疑に対しまして、「コンビニ納付が可能になるのは、普通徴収の個人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料、保育料、副食費、奨学金返還金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料といった12の税・料などである。スマホ決済のアプリについては、PayPay、LINE Pay、支払秘書の3つを予定しており、奨学金返還金以外はスマホ納付が可能になる」との答弁がございました。

次に、「利用者支援事業で、配置される母子保健コーディネーターは専任になるのか。また、母子保健型と基本型でそれぞれ連携して事業を行うと聞いているが、子育て世代へのワンストップで切れ目のないサービスのため、窓口の一本化についての考えと、産後ケア事業の予定について伺う」との質疑に対しまして、「母子保健コーディネーターについては、正規の保健師で1名は専任を考えている。当面、窓口はどんぐりハウスと保健医療課で別々になるが、それぞれが緊密に連携して支援を行う。将来的に、小方こども園が完成した後は、どんぐりハウスから子育て支援コーディネーターが移ってくるため、全く同じ場所ではないが、より近い場所で緊密に連携し、切れ目なく支援を行っていく。産後ケア事業については、現在、検討中ではあるが、7月中を目途に準備中である」との答弁がございました。

続きまして、特別会計及び企業会計予算の審査における主な質疑・答弁を、審査した順

に御報告申し上げます。

大竹市国民健康保険特別会計、大竹市介護保険特別会計、大竹市後期高齢者医療特別会計の3件につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「歳入の介護保険料について、前年度予算額と比較して約1,300万円の減少となっているが、理由を伺う」との質疑に対しまして、「従来は介護保険料の保険料段階が第1段階のみの方を対象に、公費負担による保険料の軽減が行われていたが、令和元年10月に消費税率が10%に引き上げられたことに伴い、第2段階、第3段階の方も軽減の対象となった。令和元年度は半年分の減額であったが、令和2年度は1年分となるため、保険料収入が減少するものである」との答弁がございました。

次に、「保険料の支払いが難しい状況にある場合における、支払い猶予の手続などの内容について伺う」との質疑に対しまして、「国民健康保険と介護保険は大竹市の条例に、また、後期高齢者医療は広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に徴収猶予についての規定がある。内容としては、いずれも、資産が災害にあった場合や、病気や負傷、事業の廃止・休止、または著しい損害を受けた場合などに該当し、収入の著しい減少などにより納付すべき保険料の全部または一部を納付できない場合、納付義務者の申請により納付できないと認められる金額を限度として、6カ月以内の期間で徴収を猶予できる旨が規定されている。この場合の延滞金は、全額または一部免除となる。また、支払い方法は個々の事情を伺いながら、分割納付も可能と考えている。申請があれば適切に対応したい」との答弁がございました。

次に、「高齢者の肉体的・精神的な状況が、医療費にも反映されていると思うが、医療機関にかからずに済むよう、健康を保持してもらうためにどのような取り組みなどがあるのか伺う」との質疑に対しまして、「大竹市では現在、元気はつらつ教室を、おがたピアとサントピアで週に1回開催し、毎回約40人が参加している。また、健康講座などを公民館で月に1回または2回開催し、運動や脳トレ、簡単なストレッチを行っており、25人から30人が参加している。ほかにも身近で体操ができる通いの場として、いきいき百歳体操が市内の19カ所で週に1回程度行われている。また、国民健康保険の事業としては、特定健康診査を受診された後に、健康に不安のある方を対象として、さまざまな教室を実施している。後期高齢者に近い方の参加がふえている状況であるため、来年度は、後期高齢者も参加できるように、1教室の予算の一部を一般会計へ振りかえして計上している」との答弁がございました。

続きまして、大竹市港湾施設管理受託特別会計及び大竹市土地造成特別会計においては、いずれも質疑はございませんでした。

続きまして、大竹市水道事業会計、大竹市工業用水道事業会計につきましては、関連がありますので一括して審査を行っております。

本2件の審査では、「水道事業広域化について大竹市のスタンスを伺う」との質疑に対しまして、「県内において、各自治体の状況が異なり、全体の合意が取れていない状況である。現時点での判断はまだ早いと考えており、他の自治体の状況を注視していきたい」との答弁がございました。

続きまして、大竹市公共下水道事業会計、大竹市漁業集落排水特別会計、大竹市農業集落排水特別会計につきましては、関連がありますので、一括して審査を行っております。

本3件の審査では、まず、「小島潮遊池では、土砂の堆積や葦の生育により排水能力が低下しているのではないか。対応策について伺う」との質疑に対しまして、「上流の水路から雨水などが流れ込み、潮遊池の底が低くなったところ、また、土砂が堆積したところがあるが、現時点においてポンプ排水能力に影響を与えるような貯留能力の低下、排水を阻害するような土砂の堆積はないと考える。来年度、小島潮遊池内の汚水中継ポンプ場から小島雨水排水ポンプ場の間に生育している葦の一部を除去する予定である」との答弁がございました。

次に、「来年度、新町雨水排水ポンプ場に関して調査・検討する予定はないのか伺う」との質疑に対しまして、「新町雨水排水ポンプ場予定地から排水口となる小瀬川までの管路について、既存の資料など状況を確認しながら比較検討をするため、調査検討業務委託料として300万円を予算計上している」との答弁がございました。

以上で、全ての会計の質疑を終結し、討論に入りました。

一般会計では、反対・賛成の立場でそれぞれ1名の委員から討論がございました。

まず、反対の立場では、「学童保育の民間委託は教育の手抜きであり、最近、いろいろな事業を民間委託する傾向があるが、間違っていると考えるため反対」との討論がございました。

次に、賛成の立場で、「新年度予算は今年度に比べ大幅に増加しているが、要因は大竹会館改築等事業や市立保育所等整備事業、大竹駅周辺整備事業などの大型事業によるもので、これらの大型事業を期日までに完成できるようにお願いして賛成」との討論がございました。

討論を終結し、起立採決の結果、一般会計当初予算案は原案のとおり可決すべきものと決しております。

特別会計及び企業会計の10件では、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計について、反対の立場では、「国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険のいずれも、被保険者に新たな負担がふえるため反対」との討論がございました。

次に、特別会計全体について、賛成の立場で、「国民健康保険においては、新年度も若干の保険料の上昇は見込まれるが、これからの少子高齢化がますます進む中、厳しい財政運営が予想され、保険事業運営の一助となるものと考えられるため賛成」との討論がございました。

以上で討論を終結し、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計を除く7件の特別会計及び企業会計は、簡易採決によりいずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

また、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計はそれぞれ起立採決により、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上が、予算特別委員会における令和2年度各会計当初予算案11件の審査経過の概要と結果でございます。

4日間にわたった予算特別委員会では、委員各位における慎重かつ熱心な審査が行われ、円滑な運営を進めることができました。

執行部におかれましては、審査の過程で出されました意見や提案について十分検討され、予算執行されるよう要望いたします。

終わりに、連日にわたって説明をいただいた執行部の皆様に厚く御礼を申し上げます。

以上で、委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（細川雅子） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので、発言を許可します。

14番、日域議員。

○14番（日域 究） 私は一般会計についてですけども、反対はしませんけども、一つお願いがあって、それを言いたくて討論させていただきます。

子育てに優しいまちをつくるということかどうかですけども、ネウボラについて、私は一般質問しました。そのときに言ったような気もするんですが、行政というのはその人に賦課される住民税の額によって物事が対象になったり、ならなかったり、物事が高くなったり、安くなったり、そういうケースはいろんな場合にありますよね。子ども・子育て支援というか、今、幼児教育・保育の無償化というのが始まっています、いろんな書類が新しくふえました。その無償化とは言っても、やっぱり中に、所得によって、住民税の課税額によって差があるケースがありまして、その場合に行政は何を言うかという、住民税の課税証明を出せというわけですよ。ずっと大竹市に住んでいる人は楽なんですけども、大竹市が持っていますから。他のまちから来た人はないわけですよ。そのことを大竹市の職員にも何人か聞きましたけど、ほとんどゼロ回答でした。その後、広島県の税務課に調べてくれとお願いしたんですよ。そうしたらきのうの午後にまたゼロ回答でした。それでふざけるなと思って、次に電話したのが広島市中区役所の区政調整課という、あそこはマイナンバーカードですよ、住民票とか出ますから。私はやったことがないのでそれを聞こうと思ってそこにかかけました。無償化のことは彼は知りませんでしたけど、マイナンバーカードというのはもともと自分の個人情報、個人課税額ですね、そういうものを簡単にとるために、それが本来の目的なんですと、おもしろいことを聞いたなと思って、それから一人ずつあちこち電話して調べて、最後にわかったのが、国が幼児教育・保育の無償化のためにつくった認定申請書のひな形というのがあるんです。その国のひな形にはマイナンバーを書く欄がつくってあるんですよ。大竹市がつくったやつにはそれがありません。消してあります。その後、ここで言うべきかどうかわかりませんが、山口県の無償化の担当に電話して、国がつくったひな形にはマイナンバーを書くところがあるよねと言ったら、確かにありますよねと、あれは何のためにやったかわかりますかと言ったら、さあ私はそ



ここまで知らないんですけど、これが山口県庁のレベルの問題です。結局、調べたら、静岡県のある市のページに、マイナンバーカードを出せというのがありました。マイナンバーカードの表面、裏面、もしくはマイナンバー通知書、免許証、それを出してくれ。そしてら税情報は要りませんという。それが国の考え方なんですよ。でも、大竹市の予算特別委員会で聞いて、マイナンバーカードの普及率が何%ってそういうのはどうでもいい話ですよ。マイナポータルなんかも本来関係ないんです。あれはおまけですからね。行政の事務手続をいかに合理化するかというのがマイナンバーの本来の目的だったんです。そのことは一切なくて、それこそ広島県も山口県も、広島市も廿日市市も大竹市も知らずにやっているわけですよ。余りにもさみしいですよ。

私、何年か前の予算案の審議のときに、シルバー人材センターに対する委託料がおかしいといったら、6月に補正予算で修正してくれました。お願いですから、今回の保育がらみ、多分保育がらみ以外にもあるのかもしれませんが、子育て世代って移動が激しいですから、大竹市に課税権がないというか、他市が課税するケースはあの世代には多いと思いますけども、そういうときにマイナンバーがあればそれで済むわけですから、ぜひ大急ぎでつくりかえていただきたい、そう思います。

それをお願いして、賛成の討論とします。よろしく申し上げます。

○議長（細川雅子） ほかに討論はございませんか。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 私は、一般会計、それから国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計、土地造成特別会計の令和2年度当初予算については反対の立場で討論をしたいと思えます。

それで、ここで申し上げたいのは、今、再生エネルギーの問題が将来にわたっての大きな課題になっておることは御承知のとおりです。それでこの3月定例会の一般質問で私が入山市長に率直に、懸念される問題の谷和地区におけるエネルギー再生問題の一環として今から事業を開始されようとしている太陽光発電についての取り組みをどうするかという視点で質問させていただきました。

そのときに市長は、県の許可は森林法の規定する要件に従って許可されると、こう述べられました。谷和地区の皆さんは市長や県知事に対して、心配される諸問題の立場からここでの開発をやめてほしいと、こういう陳情を出されまして、市長もその陳情の内容についてはそれなりの検討をされたと思うんです。議会にも同じような陳情が出されました。

それで、その森林法の許可要件というのは何かということをも市長が説明されましたね。その許可基準は周辺地域において、土砂の流出または崩壊、その他の災害を発生するおそれがないこと。周辺地域の水質・水量などに影響を与え、水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。下流域において水害を発生させるおそれがないこと。周辺地域において環境を著しく悪化させるおそれがないこと。この森林法に基づく4つの規準が満たされれば許可権者は許可をすることになる。こう説明されました。

そこで私は県にも出向いていろいろ森林保全課の皆さんとも意見を交換しましたが、県はいまだに現地に足を運んでみたこともなければ、周辺の環境について把握することもし

ていない。業者からの申告だけを、机上で検討して、宅地開発要綱にはまれば許可するという姿勢。このような大規模なメガソーラーの開発基準はいまだにないんです。国も持っていないければ県も持っていない。宅地開発要綱でやるというんですね。しかも、許可権者も大竹市も現地に足を運んで状況の把握もしなければ、地元からの陳情内容に心配されるような事柄についてみずから検討したこともない。

そういう状況のもとで県が許可を出した。これで一体事業が心配なしにできるのか。結局、業者任せの事業にならざるを得ない。しかも事業が始まっても、現在でもそうですが、先だって総務文教委員会も陳情審査の過程で現地調査ということで足を運びましたが、予定される事業予定地への調査は拒否されました。いわば密閉された中での事業にしかならんわけです。それで許可権者が嵐谷にしても、高祖谷にしても一回でもどういう事業をやっておるのか、実地に足を運んで実際に調査したこともなければ、工事状況を確認したこともない。これが今の行政の姿勢です。少なくとも大竹市は立入検査権を要求するか、現地に足を運んで本当に住民の皆さんが心配されるような飲料水の汚染、河川の土砂災害、環境破壊に心配はないのかということをもって確かめると、こういう姿勢が、私は取るべき態度だったと思っております。

現在、太陽光発電事業による被害は全国的にも多発している状況です。しかも、その主たる内容は、事業者が定められた許可要件を守らない。住民や自治体が例え県が許可しようが、とられるべき必要な事項についての対応を求めても、それを実施してくれない。こういう状況のもとで住民に被害を与えているというのが実態です。このことは既に市長にも一般質問等を通じて申し上げておりますから、そうした事例については御承知だと思っておりますが、私はこの問題だけでも、何で当初予算、この太陽光発電に関する市としての取り組みについて、具体的な予算措置をされなかったのか。結局、地元の皆さんの心配される陳情項目については、業者や許可権者任せという姿勢があったということの反映だと思っております。

私はこの問題は将来にわたって飲料水の心配もある、河川の災害にもつながる心配もある、環境破壊にもつながってくるという心配もある、そういったことを考えれば、予算そのものに谷和地区のメガソーラーに関する予算措置がないにしても、今の行政の基本的な姿勢を疑わざるを得ないと思っております。

それから2つ目、私の基本的な思いの中に、これまで平和首長会議に加盟をする大竹市として、核廃絶の問題や平和憲法の規定する諸条項を市民の暮らしに生かすという立場を市長としてそれなりの姿勢を表明されてこられました。今、自民党・公明党連立政権のもとで憲法改正に固執して、防衛から攻撃能力を強めるという方向に大きく状況が変わってきました。そういう状況のもとで、地方自治体における市長の思いや、市長の市民に対する認識の共有が妨げられる、そういう圧力が強まっていることは間違いありません。市長も今まではいずれの国の核実験についても抗議をし、反対の意思を市民に示されてきました。しかし、先般、アメリカの小型原子爆弾の製造配備については、そういう姿勢は見られませんでした。ここにも私は今の政権のもとで、これまでのような意思を示すことが非常に厳しい政治状況になっておると感じるわけですが、口幅ったいようですが、ぜひそ

うしたことに負けない、市長のこれまでの思いを貫いてほしいということをお願いしたいと思います。

それから、教育に関しましては、今、国際的に経済格差による児童・生徒の問題が大きく取り上げられておりますけれども、子供たちは、生まれた環境、小学校・中学校に上がるまでの家庭環境、そうしたことに教育も大きな影響を受けるというのが国際的にも検証されておるところです。その生まれも、育ちも家庭環境が違うところでは教育格差も顕著にならざるを得ないということが世界的にも指摘されておるわけです。

それで学童保育の問題は、教育長も教育の一環として位置づけておるんだとおっしゃいました。しかし、今申し上げましたように、学童保育というのは、保護者がともに働かなければ生活が維持できない、お父さんただいま、お母さんただいまと言って帰ることのできない子供たちが学童保育のお世話になるのが大多数です。それを、むしろそうした家庭環境や経済的な状況におかれている子供たちにより手厚い教育の視点からのほうを行うという立場に立てないのか。私はそういったことで、学童保育を民間に委託をするということはやめるべきだと思うんです。子供たちが小学校、中学校を卒業して高等学校に入る、この段階では大学への進学、ここでむしろ国際的にも調査の上では、大学進学を諦めて、仕事につかなければならないということで、大学進学を断念する児童・生徒、その大半は、今言いましたように、幼少のころから家庭環境や経済的な状況に左右されてきた子供たちがほとんどだと言われているんです。そういった事実に基づいて考えるならば、学童保育を民間委託にして、さらに手抜きをするようなことはすべきではないと私は思っております。

大きくは、そういったことについて、市長や教育委員会に私なりの意見を述べさせてもらいましたが、だからといって、予算に措置された全てについて反対ではありません。既に御承知のように、保育の問題にせよ、また義務教育の過程でも学校の先生の過重負担を軽減する上での支援員制度を配置したり、保育士についても、国の規準より配置をふやして、子供たちの安全・安心な保育を進めるという努力もされてきましたし、保護者負担にしましても国の規準より軽減措置が取れるように、大竹市長の歴史として二階堂市政以来、そのことが継続されているということも承知しております。そうしたことを否定するつもりはありません。

よき施策についてはさらなる充実をしていただくということをお願い申し、要望もしたいということを加えて、一般会計についての討論とさせていただきます。

それから、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計予算は一括の審査でありましたが、この3件につきましても反対の立場で討論を述べますが、今、国のほうで社会保障制度の抜本的な見直しということがやかましく議論されておりますけれども、国民健康保険についても介護保険にしても後期高齢者医療制度にしても、結局のところ、公助がなくなって、共助・自助ということが強調されるような状況が続いておるということは御承知だと思うんですね。そういったことで自治体の手元でそうであっては加入者の皆さんの負担がこれ以上重くなることでは払いたくても払えない国民健康保険料になったり、介護の分野でも軽度者は保険から外すと、介護の認定を受けておる1でも2でもさらなる

保険外しが議論されておる。

こういうことが今問題になって、国民健康保険については均等割を徐々に廃止するという自治体もふえております。このことについては、私も機会を得てお願いをしてきたところですが、現在のところそういう方向への踏み込んだ答弁はありませんでした。

介護保険については、これはある新聞社が全国主要都市の調査をしたのが載っておりますけど、回答された9割が、このままでは介護保険の維持は困難だと、国の援助なくしては、自治体で幾ら努力しても限界があると、こういう回答を寄せられております。

そこで述べられておるのは、結局、公助が減額されて、共助・自助だけに頼るのは早晚、限界が来て、介護保険そのものを維持することが難しくなる。こういうふうに述べられており、公助をどうするかということでは、国の必要な対応は大事だと、こういうふうに言っておられるんですね。これは全国の自治体の市長の悩みだと思うんです。もちろん担当課のところでもいろんな苦勞をされて、現行の給付や認定者へのサービスが後退しないように頑張っておられるとは思いますが、しかし、それでも今指摘をしましたようなことで、早晚、介護保険それ自体が制度として難しくなると、ですから私は大いに市町村の担当者はもちろんですが、首長が全国首長会議、その他で国に対する公助の部分の引き上げ、対策の強化を大いに声を大にして求めるという姿勢が必要だと思っております。

この介護保険にしても、国民健康保険にしても、後期高齢者医療にしても、年金暮らしの人が大多数です。一番収入も所得も少ない高齢者への負担を求めざるを得ないという今の市町村団体における担当職員の皆さんの苦勞もわかりますが、ぜひ、今の自民党・公明党連立政権に対する公助における後退をさせない、そういう声を上げてほしいということをお願い申し、私の意見とさせていただきます。

それから、最後になりますが、土地造成特別会計予算ですが、一般会計に措置されている大願寺造成事業にかかわっての借金がまだまだ続きます。それで一般会計からも約2億円大願寺の借金に回す予算措置が出されております。この問題については、私は神尾市長の海面埋め立てに関する調査の段階から、豊田市長の大願寺の事業からずっと議論をしてきましたから、その過程における行政責任者の借金は残さないと、市民には迷惑はかけんのだというふうに約束されてきました。当時、その担当責任者として私と議論をしたお方も、今、議席に2名ほどおられますが、一貫して市民への負担をさせるということについては、そうならない努力をしておるということですが、そのお答えとは事実違って今日に至っております。こうした行政からの市民に対する説明は、ただ単に私への議論の過程での約束だけではなくて、市民に対する約束でもあるということから見れば、この土地造成特別会計予算について、現状を容認するということには、私としてはできないということをお願い申し上げて、討論にかえさせていただきます。

以上、一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地造成特別会計、各令和2年度当初予算案に対する反対の討論にさせていただきます。長時間ありがとうございました。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

2番、藤川議員。

○2番（藤川和弘） 私は一般会計、特別会計について、賛成の立場で討論させていただきます。

過去最大の予算規模である令和2年度予算は、大規模工事などによるものであり、市債の起債なども、交付税措置のあるものに限るとい、将来の影響を最小限に抑えるという工夫や努力が見られ、各款の質疑でも日ごろからの課題を正確に捉え、我々の質問に回答していただきました。

特別会計なども同様の努力が見られ、広域化が進む事業など、基金を活用し、市民の生活に影響が最小限になるようにされており、今後の大竹市の発展に欠かせない事業ばかりだと思いますので、賛成いたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

11番、網谷議員。

○11番（網谷芳孝） 私は、令和2年度当初予算の一般会計、特別会計、全ての会計予算において賛成の立場で討論をさせていただきます。

今回の予算規模ですが、過去最大のものとなりましたが、その要因としましては、本庁舎耐震改修事業、大竹会館改築等事業のこれまでの継続しています大型事業に対し、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業などの大型事業の着工が重なり、令和2年度より本格的な建設事業が開始されるものではないかと思われま。

そうした中、この度の大型事業が令和2年度に重なることにより、大きな予算規模の数字となりましたが、この度の大型事業の推進が、将来の大竹市の発展の礎になることは間違いないと思いますので、事業は計画どおりに進みますよう、祈念いたします。

またそのほかの分野にわたり、新規事業としましては17件の事業が予算化されており、きめの細かい施策に十分な気の配りようであることが伺えます。

そうした既存事業のほうも多くの事業の拡充も見られ、全体的にもバランスのとれた予算編成になっていることが伺えます。

そういうことから、一般会計は賛成させていただきます。

次に国民健康保険特別会計の問題でございますが、法改正されたことによりこれまでは各市町でそれぞれが運営されていまして国民健康保険の運営主体が、平成30年4月1日から、都道府県に移管されました。そうした状況の中、6年間の激変緩和措置期間を経て、令和6年度より完全実施になる模様ですが、大竹市においては、若干の保険料の上昇が予想されますが、ただ今までの方式ですと、これからの少子高齢化の進展に伴い、厳しい財政運営が予想されることは明らかでありますことから、この度の国民健康保険制度の改正により、各市町を超えた、より公平な保険制度になるものと思われま。

また、次の特別会計でございます土地造成特別会計でございますが、旧小方小学校・旧小方中学校跡地の売却に関する不安定要素が若干ありますが、おおむね償還スキームに沿った返済方法の実行をされておりますことから、想定内の状況だと私は思っております。これからも償還スキームに沿った形で完結していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

そうしたことから、これからの社会情勢がどのような変化、誤差が生じるかわかりませ

んが、行政としましては、常に市民ファーストの立場に立って、まちづくりに努力していただければと思います。

以上で、令和2年度当初予算の一般会計と全ての特別会計の賛成討論とさせていただきます。終わります。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

発言の通告を受けている議員さんがほかにおられますが、構いませんか。

では、先に、7番、賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 先ほど、山本議員の土地造成特別会計の反対討論の中で発言の訂正を求めたいと思います。

発言の訂正の動議をお願いします。

○議長（細川雅子） 賀屋議員、具体的にどの部分に当たるか。

賀屋議員。

○7番（賀屋幸治） 具体的には、土地造成特別会計の中で、大願寺の造成事業のスタートの時点から、この議席に2名いる議員もその当時、いわゆる加担をしていたと、そういう責任が我々2名の議員にもあるんだというような趣旨の内容でございましたので、そこについては削除していただきたいと考えてます。

○議長（細川雅子） 議事の都合により、暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

11時32分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（細川雅子） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほど、賀屋議員から山本議員の土地造成特別会計での反対討論における発言の一部を訂正する動議があった件につきまして、休憩中に関係議員により協議を行いました。

その結果、賀屋議員から動議の取り下げの申し出を受け、許可しております。

また、本件につきまして、山本議員から発言の申し出を受けておりますので、許可いたします。

16番、山本議員。

○16番（山本孝三） 先ほどの私の土地造成特別会計に関する反対討論の中で、あたかも当時その職務に当たっておられたお二方に責任があるという趣旨で私の発言があったということで訂正の求めがございましたが、私は決して責任云々を問うつもりでそういった発言をしたわけではありません。当時の事業の進捗状況について、詳しく経過を御存じだという方がおられるという意味で発言をいたしましたので、議場の皆さんにはそのように御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

9番、西村議員。

○9番（西村一啓） 私は、一般会計、及び各特別会計について賛成の立場で討論をさせていただきます。

過去最大の予算規模であるこの令和2年度の予算、前年までと比較しまして16%アップ、市民も驚いているような予算規模でございました。しかし、この予算規模は、大規模工事などが含まれております。大竹会館改築等事業、あるいは大竹駅周辺整備事業による大竹駅東西自由通路の設置、駅前広場の改造とか、そういうものに全部使われておりまして、非常に職員としても大変な問題によく取り組んでくれたと思っております。

また市債の起債なども、交付税措置のあるものに限り、将来への影響を最小限に抑えようとする努力が見られております。こうしたものに対して、各款の質疑も日ごろから各課題について正確に職員が捉え、我々委員の質問に回答いただきました。

特別会計なども同様の努力が見られ、今後は広域化が進む事業として基金を活用したり、市民生活への影響が最小限になるように努力されること、ましてや大竹市民の念願でありました大竹駅の改築、あるいは最近の災害等に対する東西の自由通路の設置、希望するものについて予算化がされ、もう既に一部では具体的に工事に入っております。非常にいいことをされたという意味で、全般的に私は、賛成として討論をさせていただきました。

また、この場をおかりしまして、先般の予算特別委員会におきまして、12月定例会での議事録の取り扱いについての質疑がされました。12月定例会において、事実誤認に基づく不穏当発言の訂正を求めた私も、当事者の一人でございます。事実誤認された内容の当事者として発言をさせていただきます。

私を含めて、指摘されている3人は、公式の記録も残っていない非公式の場での発言について、事実誤認によるいわれのない批判を受けております。恐らく、記憶違いとしているのであろうと、地域の方々を巻き込むのを嫌って、2月26日の谷和地区での地域の方々との意見交換の場でも、今回の予算特別委員会の場でも同じように黙っておりました。

しかし、委員会において反論をしないのは事実として認めたことだとおっしゃられたので、谷和地区の陳情について、この場をおかりして説明をさせていただきます。

ことの初めは、昨年9月6日金曜日の午前10時半ごろ、谷和地区自治会長さんが議会に陳情を出しに来られたことから始まります。当日は、9月定例会の休会中でしたが、議長は協議中だったため、事務局が対応したとお聞きしております。事務局は一旦陳情書を受け取ったものの、陳情の様式に不備があったことで受理することはできず、同日中に陳情者である自治会長に再提出されるのであれば直すべき部分を電話で伝えて、郵送して返送することの了解を得て、9日に自治会長に郵送をしたとお聞きしております。

陳情が返送されたことで、谷和地区の自治会長ほか3名の方々が議会を訪れたのが11日水曜日の午前9時過ぎでした。たまたまおられた議長がこのときに対応したとお聞きしております。この日は谷和地区の方々は陳情が受理できなかった理由を確認に来られたようです。このとき、議長をはじめ事務局から丁寧な陳情書への不備な点を説明され、その際に谷和地区の方からは、事務局の方で陳情書を直してくださいとの依頼もありましたが、職務上やってはならないことであることをお話をし、谷和地区の自治会の皆さんにも納得いただいたと認識しておりますとの思いを説明いたしました。

翌日、議長から、北地議員と私と一緒に谷和地区に行ってほしいとの依頼がございました。15日の夕方、3人で谷和地区に伺って、自治会長をはじめ谷和地区の方4人と話をし

ました。15日の話し合いは、最初に議長から、きょうは公務で来たのではない、それぞれ議員個人の立場でお話をする、と言われておりました。そして11日の説明の繰り返しにはなりますが、陳情が受理できなかった理由の説明を議長みずから丁寧に説明をし、丁寧に、受理できる形にして再度陳情を出していただきたいことをお話してまいりました。

9月定例会が始まって、今出されても会期内で実質審議は日程的に難しいこと、とはいえ17日までに提出されるならば、9月定例会に上程される。通常ならその後、総務文教委員会に付託され、継続審査になるなどの説明をいたしました。理解いただいたものと思っております。そのとき許認可権は県にあるが、谷和地区の皆さんの思いをしっかりと受けとめ、できれば市議会議員全員で賛同いただける陳情にしたいと、議員として、私たちは思いを伝えてまいりました。

9月17日、谷和地区から陳情書が出され、内容を確認し、要件を満たしているため18日付で受理し、その後については、経緯は皆様御承知のとおりでございます。

私ども議長を含め3人は、陳情の取り下げをお願いしたり、要望書に変えるように谷和地区の住民にお願いしたことは一切ございません。

これらが事実でございますが、公式の場での話し合いではなく、正式な記録もございませんので、お互いに言い間違い、聞き違い、思い違いがある可能性も否定はできません。公的な記録のないことを本会議場の場において持ち出すこと自体、議員としてあるべき姿とかけ離れているのではないのでしょうか。

事実と異なることを公的な記録として残すことは、私として、公人として、してはならないと考え、この場をおかりしまして、あえて当時の内容の説明をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（細川雅子） 他に討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 他に討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本11件のうち、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算を除きまして、6件を一括採決いたします。

本6件に関する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、本6件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第1号令和2年度大竹市一般会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。



[賛成者起立]

○議長（細川雅子） ありがとうございます。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号令和2年度大竹市土地造成特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第7号令和2年度大竹市介護保険特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

本件について、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（細川雅子） 結構です。起立多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15 議員派遣について

○議長（細川雅子） 日程第15、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、配付いたしましたとおり、派遣することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、議員派遣については配付いたしましたとおり、派遣することに決しました。  
この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました、議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、諸般の事情により変更が生じる場合には、議長に一任することに決しました。  
お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（細川雅子） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日ここに、大竹市議会定例会を閉会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

この度の定例会は、去る3月3日に開会され、本日までの間、議員各位におかれましては、御提案申し上げました各案件を終始熱心に、慎重に御審議いただきまして、まことにありがとうございました。令和2年度の当初予算をはじめ、いずれの案件につきましても議決、あるいは認定を賜りました。心より御礼を申し上げます。

なお、本会議並びに各委員会などにおきまして、皆様方からいただきました貴重な御意見や御要望につきましては、これを十分に検討させていただき、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

御承知のとおり、現在、新型コロナウイルスの猛威が拡大しております。オリンピック・パラリンピック競技大会の延期をはじめ、あらゆるイベントが自粛傾向にあり、さまざまな分野に影響が出ております。いまだ終息の気配はなく、地域経済に与える影響を大変危惧しているところでございます。過去に例のない大変な困難な状況でございますが、これまで人類は疫病との闘い、天然痘をはじめ勝利してまいりました。勝利を信じ、このようなきこそ議会と行政、そして市民の皆様方を結集し、心を一つにして立ち向かわなければならないと強く感じております。

どうか議員の皆様方におかれましては、引き続きましての御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(2. 3. 27)

○議長（細川雅子） これにて本日の会議を閉じ、第1回大竹市議会定例会を閉会いたします。

13時17分 閉会

(2. 3. 27)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年3月27日

大竹市議会議長 細川 雅子

大竹市議会議員 西村 一啓

大竹市議会議員 和田 芳弘

大 竹 市 議 会 会 議 録

令和2年第1回（3月）定例会  
令和2年6月発行

編集発行 大竹市議会事務局

〒739-0692 広島県大竹市小方一丁目11番1号  
電話 (0827) 59-2183

印刷 神戸総合速記株式会社

電話 (078) 321-2522